

令和8年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月4日（水）から18日（水）まで15日間

2 日 程 下表のとおり

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 名 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-----|---------|------|------------------|
| 3月4日 | 水 | 本 会 議 | 10時 | 開会・議案上程・ 提案説明 |
| 5日 | 木 | | | 審査日 |
| 6日 | 金 | | | 審査日 |
| 7日 | 土 | | | 閉 庁 |
| 8日 | 日 | | | 閉 庁 |
| 9日 | 月 | 本 会 議 | 13時 | 一 般 質 問 |
| 10日 | 火 | 本 会 議 | 13時 | 一 般 質 問 |
| 11日 | 水 | 本 会 議 | 10時 | 議 案 質 疑 |
| 12日 | 木 | 民生産業委員会 | 13時 | 付託事件審査 |
| 13日 | 金 | 総務文教委員会 | 13時 | 付託事件審査 |
| 14日 | 土 | | | 閉 庁 |
| 15日 | 日 | | | 閉 庁 |
| 16日 | 月 | 予算特別委員会 | 9時 | 付託事件審査 |
| 17日 | 火 | 予 備 日 | | |
| 18日 | 水 | 本 会 議 | 10時 | 審査報告・閉会 |

| 令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会 日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月4日 午前10時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月4日 午前11時33分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出 | | | |
| | 出席 13人 | 5 | 野口美恵子 | 出 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 新谷留晴 | 出 | | |
| | 欠員 0人 | 7 | 的野信之 | 出 | | |
| | | 8 | 石井大輔 | 出 | | |
| | | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | |
| | 10 | 有働徳仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 1 | 許斐英幸 | | 2 | 田中二三輝 | |

| | | | | | | |
|--|-----------------|-------|---|---------|------|---|
| 職務出席 | 議会事務局長 | 武谷朋視 | 出 | 議会事務局次長 | 寺本理恵 | 出 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 折尾敬敏 | 出 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 総務課長 | 梶栗恭輔 | 出 |
| | まちづくり課長 | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長 | 石田正樹 | 出 |
| | 税務保険課長 | 石田克 | 出 | 住民環境課長 | 大村俊夫 | 出 |
| | 福祉人権課長 | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども課長 | 沼野葉子 | 出 |
| | 産業振興課長兼農業委員会事務局 | 柴田隆臣 | 出 | 都市整備課長 | 神谷徹 | 出 |
| | 会計課長 | 小長光弘平 | 出 | 上下水道課長 | 西生卓矢 | 出 |
| | 教育課長 | 森永健一 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和8年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月4日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第3号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第6 議案第4号 鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 日程第7 議案第5号 鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第6号 鞍手町いじめ防止等対策推進条例
- 日程第9 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第13 議案第11号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 専決処分承認（令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第18 議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第17号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第20号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 令和8年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和8年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更（第1回）
- 日程第33 議案第31号 鞍手町道路線の変更

令和8年3月4日 3月定例会を開会した。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

ただ今から、令和8年 第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

**○岡崎邦博町長**

議長より、行政報告のお許しを頂きましたので、宮若市外二町じん芥処理施設組合の組合長の変更について、ご報告を申し上げます。

じん芥処理施設組合で発生したハラスメント事案について、令和8年2月10日に、宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント事案に関する第三者委員会より、調査報告書が提出されました。その報告書の中で、私に対する13件の申し立ての内、5件がハラスメントに該当すると認定されました。この調査報告を受け、じん芥処理組合の組合長について、令和8年2月13日付で私は組合長を退任し、新たに小竹町の井上町長が組合長に就任されましたのでご報告申し上げます。

引き続き本組合運営の適正かつ円滑な推進に努めていく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の件で、新聞等で報道されご心配をお掛けしましたことに関しまして心よりお詫び申し上げます。

**○的野信之議長**

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております「専決処分報告（隣保館施設整備事業 舟川隣保館建設工事請負契約の変更（第2回）」、「鞍手町人権教育・啓発基本計画」「鞍手町新型インフルエンザ等対策行動計画」「鞍手町立小学校統合整備事業 実施設計業務の完了について」及び監査より提出されております「例月 現金出納 検査報告書」並びに「定期監査 結果報告書」をお手元に送信していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番議員 許斐英幸議員及び、二番議員 田中二三輝議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から、3月18日までの15日間に決定しました。

**○的野信之議長**

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

令和8年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、これまでの取り組みを振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

なお、令和8年度の施政方針及び予算編成につきましては、私の町長としての任期が本年9月8日までとなっておりますが、行政の継続性や住民福祉サービスの停滞を招くことがないよう、これまで取り組んできました事業の継続や事務の効率化、町民福祉の向上に欠かせない新たな事業にも取り組む方針をお示しするところでございます。

まず、令和8年度は、私にとりまして現任期の最終年度に当たります。この4年間、人口減少対策、地域公共交通の維持、防災・減災対策の強化、子育て・教育環境の充実、地域経済の活性化など、町の重要課題の解決に向け全力で取り組んでまいりました。

任期の節目を迎える来年度は、これまで取り組んできた施策の確実な実行と総仕上げを図るとともに、将来の鞍手町の持続的発展に向けた次の基盤づくりに取り組む重要な1年となります。引き続き、町民福祉の向上を最優先に責任を持って町政運営にあたってまいります。

はじめに、町を取り巻く社会情勢について述べさせていただきます。

次に、町政運営に関する基本的な考えにつきましては、本年度からスタートした第6次鞍手町総合計画の取組を踏まえ、その概要を述べさせていただきます。次に2期目の主要施策について、これまでの取組を振り返りながら施政方針を申し上げます。

まず、町を取り巻く社会情勢につきましては、わが国全体において、急速な少子高齢化と人口減少という構造的課題に直面しております。都市部への人口集中が続く一方、地方においては地域経済の縮小や担い手不足など、その影響は顕著であり、労働力人口の減少や地域コミュニティの衰退など、さまざまな課題が顕在化しております。本町におきましても例外でなく、人口減少対策と子育て支援の充実、若い世代の定住促進は、喫緊の課題であります。

また、世界的な経済情勢の影響を受けた物価高騰は、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、食料品やエネルギー価格の上昇は家計負担を増大させ、事業者にとっても経営環境の厳しさが続いております。加えて、金融政策の転換に伴い、金利動向にも変化が見られております。金利の上昇は、住宅ローンや事業者の資金調達に影響を与えるほか、地方公共団体においても地方債の借入や公債費負担に影響を及ぼす可能性があり、今後の金利動向を注視しながら、計画的な財政運営に努めていかなければなりません。

一方、デジタル化の進展や社会構造の変化により、行政サービスのあり方も大きく変わろうとしております。本町においても住民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図りながら、社会情勢の変化を的確に捉え、健全な財政基盤を維持し、町民生活の安定と地域の活力向上に持続可能な行財政運営を進めていくことが必要であると考えます。

次に、本町の町政運営に対する基本的な考えとしましては、本年度を起点とした最上位計画である第6次鞍手町総合計画を基本とし、その将来像「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現に向け、各分野の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

総合計画には、「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」ひとが集い笑顔があふれるまちの実現」「魅力的で住みよいまちの実現」「まちを支え、ひとを育む地域産業の実現」の4つの基本目標を掲げております。現在、本町は人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰、金利動向の変化など、厳しい社会経済情勢の中にあります。こうした状況に的確に対応するため、総合計画に掲げる基本目標を指針とし、施策の重点化と限られた財源の効果的・効率的配分により取り組みを推進してまいります。特に、人口減少対策は、喫緊の課題であるため、子育て支援や教育環境の充実、移住定住の促進、地域経済の活性化などを総合的に推進してまいります。

また、安全・安心な生活基盤の整備や公共施設の適正管理などを通じ、将来世代にとって責任ある持続可能な町政運営を進めるため、総合計画を町政運営の羅針盤とし、画を着実に進めてまいります。

それでは、2期目の就任の際に「未来に続く持続可能な町を目指して」として掲げた1、安全・安心な鞍手町に 2、明るく元気な鞍手町に 3、人と地球にやさしい鞍手町に、の3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取り組みを振り返りながら令和8年度の施政方針を申し述べます。

1. 安全・安心な鞍手町に。私は、町長就任にあたり、「安全・安心な鞍手町に」を町政運営の第一の柱として掲げて参りました。町民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な責務であります。その実現に向け、様々な取り組みを推進してまいりました。

まず、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

新型コロナウイルスの感染者が、2020年1月に国内で初めて確認されてから6年が経過しました。その間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯やひとり親世帯へ臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆さまに向けては支援金10万円の一律給付や7万5千円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置やゴミ袋の無償配布など町独自の支援策にも取り組んでまいりました。

現在は、初期の頃のような混乱はなく、落ち着いてきましたが、今後も新たな感染症への備えを怠らず、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

令和7年1月6日に町議会をはじめ関係各位のご理解とご協力を得て、無事、この新庁舎の開庁を迎えることができ1年が経過しました。

近年の自然災害の激甚化を踏まえ、防災拠点としての機能を備えた新庁舎は、開かれた行政として町民が日常的に集える交流拠点としての役割も兼ね備えています。

今後も町民の安全確保と迅速な復旧対応を可能とする体制を整えてまいります。

次に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

一般県道新延・植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されました。今後、北側の歩道整備についても県と連携しながら事業を実施し、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

次に、「六田川や西川など治水対策を推進」についてです。

西川改修事業につきましては、県事業として平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和6年度末で、全体の約69%が完了しております。残りの工事につ

きましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて県と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。

六田川の治水対策につきましては、これまで国・県から技術的指導や助言をいただきながら、流域治水の観点からの治水対策について現地周辺の状況分析を行ってきました。

今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに、地権者の理解が得られるよう努めてまいります。

次に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

本町におきましては、いざというときに慌てずに行動ができるよう、自身の家族構成や生活環境にあわせて、避難をするべきタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように広報やホームページで周知を行っております。

また、令和7年度においては、災害への対応を意識し、町制施行70周年記念式典等の際に防災グッズやマイ・タイムライン作成用紙を配布し、地域防災力の向上を図っております。

また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて避難行動要支援者への安全で迅速な支援を行うことができるよう、毎年、国の災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を提出していただき、災害時に円滑で安全な避難支援を行うため、平常時から関係機関に名簿を提供し、情報を共有しております。

今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め取り組みを進めてまいります。

次に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。人口減少を見据えた公共施設の適正配置を進める中で、小学校統合後の廃止施設については、防災機能の確保も含めた利活用方針を定めていかななくてはなりません。

災害時における避難所の確保や選挙の際の投票所等での利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少・少子高齢化の時代を踏まえ、10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。

今後、財政面に主眼を置いた行財政改革を推進する中で、特に公共施設には、長期的な視点に立った総量の適正化や再配置、管理、運営手法の見直しを進め、老朽化への対応や更新費用の増加といった課題にも対応してまいります。

次に、目標の2つ目は「明るく元気な鞍手町に」であります。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、未来を担う子どもたちが夢を持ち、高齢者が生きがいを感じ、すべての世代が活躍できるまちづくりを進めることが、町の活力につながるものと考えております。

はじめに、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

統合小学校の建設に向けては、令和6年度に基本設計業務に着手し、令和7年度より実施設計に移行しております。統合小学校においては、新しい学びの環境整備を進めており、安全性はもとより、子どもたちが主体的に学び、互いに切磋琢磨できる教育環境を整えることにより、未来を担う人材を育成していけるよう、令和10年4月の開校に向けて、引き続き円滑に事業を進めてまいります。

次に、「ICTを活用した教育DXの推進」についてです。

令和2年度より小中学生一人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基礎学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。

令和2年度に配布したタブレット端末は、今年度、更新をしておりますが、今後もタブレット端末やデジタル教材の活用をはじめ、ICTを活用した教育DXを推進し、最適な学びの充実を図り、時代に即した教育環境の整備により、子どもたちの可能性を広げてまいります。

次に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。高齢者の地域交流拠点としての「通いの場」が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、月1回から2回のペースで開催されております。今後も「通いの場」の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。

また、若者や子どもが集える場として、子ども食堂が町内に2箇所で開催されております。子どものみならず、その家族や地域の方たちが参加し、交流の場として食事をしながら会話を楽しんでおり、令和7年度は、補助金制度を創設し、実施団体の事業開設のための経費や運営費に対する支援を行っております。今後も、子ども食堂に対する支援を継続し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

次に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

現在、町の自治組織の加入率が低下し続けており、令和7年12月現在で41.2%となっております。自治組織といえども加入者が少なくなることで、自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域のつながりが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊に繋がりがかねません。

令和7年度は、町民を対象としたアンケート調査と分析を行いました。新年度においては、鞍手町にとってどのような形での地域運営組織が望ましいかを検討するための講座やワークショップを開催する予定としており、その予算についても計上させていただいております。

次に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」についてです。

デジタル化の推進については、DX推進計画に基づき、誰もが安心・安全・便利につながるスマートタウンを目指し、取り組みを推進しております。令和6年度には、デジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続きにマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を新庁舎の開庁と併せて開始し、窓口の効率化に寄与しております。

また、デジタルデバインド対策としては、令和5年度から主に高齢者へのデジタル支援としてスマホ教室を開催しており、人気の講座となっております。

加えて、同じく令和5年度には、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎も導入しており、情報発信にとどまらず、チャットボットによる問い合わせや各種申請事務などを行えるように、随時機能を追加しているところです。

今後も住民サービスの向上を目指し、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に努めてまいります。

次に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

本町におきましては、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができまし

た。隊員の業務としては、主にSNS等による町の情報発信に取り組んでおり、町のあちこちに出かけ、自身の目で町を観察し、行政の立場からは発信しづらい魅力の発信や毎月の広報紙に掲載している「クラトピ」のコーナーにおいて、町で活躍している人を紹介する等さまざまな形で情報発信に努めていただいております。また、移住・定住に関するフェアにも参加し、情報発信にも努めていただいております。

今後も地域おこし協力隊を活用し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

次に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

現在、鞍手中学校では、各部活動のうち、教員が指導をしている部もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチとなり指導をされています。その成果として好成績を収めている運動部が数多くあります。

しかし、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消する手段として、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを推進しております。実際に中学校体育連盟の大会ではスポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。

総合型地域スポーツクラブのように多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブを作りたいという思いはありますが、実現に向けた課題も多いことから、慎重に検討を進めてまいります。

中学校の部活動は、現在、外部指導員の方たちにコーチをお願いしておりますが、文部科学省の方針に沿って部活動の地域展開に向けて、鞍手町部活動地域展開推進協議会を設置し、検討していくこととしております。

次に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直方市、鞍手町の3者で県の広域事業として、直方・鞍手工業用地の造成工事が進められており、令和8年秋ごろに分譲開始、令和9年3月末の工事竣工が予定されております。この直方・鞍手工業用地の造成工事に併せて、新たな県道整備も進められており、鞍手インターチェンジへのアクセスが向上することにより、本町を訪れる人や物流の流れが大きく変化し、地域経済に新たな活気が生まれるものと考えております。

今後は、鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を活かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努めてまいります。

次に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

鞍手町の基幹産業である農業は、米、麦、大豆を主とした土地利用型農業が中心であり、野菜や果樹などの園芸作物の生産量は多いとは言えません。現状では、一部の野菜において地産地消の取り組みが進められていますが、十分な成果とは言い難い状況です。

現在は、学校給食で提供しているご飯は、事業者から購入しておりますが、令和10年開校予定の統合小学校に整備される給食設備は、米飯給食に対応できる仕様であるため、開校後は鞍手産のお米を使用したご飯を給食で提供できることが期待されております。

特産品の開発については、鞍手産の山田錦を使用した大吟醸酒「東洋美人」が、ふるさと納税の返礼品として好評をいただいているところであります。

今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

次に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住することを目的に住宅を取得する方に対して、年間15万円までを上限として10年間の定住促進奨励金を交付してきました。その結果、移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになってきております。

空き家対策については、空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がなくてはなりません。中でも、状態が良く、まだ十分に居住可能な空き家は中古住宅として市場に流通させることにより、移住・定住の受け皿になることも期待できます。

今後も空家バンクへの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手立てを拡充し、空き家の減少と移住者の増加に繋がるよう努めてまいります。

目標の3つ目は「人と地球にやさしい鞍手町に」であります。

まず、「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」についてです。

本町におきましては、令和3年3月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでに「脱炭素化推進戦略」の策定や「公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査」などに取り組み、新庁舎だけでなく、古月保育所の屋上にも太陽光発電設備を導入して発電することに取り組んできました。また、これから整備する統合小学校にも太陽光発電設備を導入する計画です。

脱炭素社会の実現に向けては、行政の取り組みだけではなく、町民や事業者の皆さまの協力も不可欠です。旗振り役として行政が率先して取り組みを進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会を捉え、再生可能エネルギーの利用や省エネ化の取り組みを推進してまいります。

次に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

令和5年度よりアピアランスケア推進事業として、医療用ウィッグだけでなく、補整具等への助成にも取り組んできました。

実績については、令和5年度3件、令和6年度8件、令和7年度においては、現時点で6名の方に対して助成し、好評を得ております。

アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上に繋がる効果も大きいと考えるため、今後も制度について周知・啓発し、事業を進めてまいります。

次に、「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

電力の地産地消については、地域電力会社を設立し、余剰電力を安価に購入するだけでなく、太陽光による発電も行い、地域に相場よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ、現実的には会社設立は難しいのが実情です。今後は、町に明確なメリットが見込まれる提案があれば、慎重に検討してまいります。

次に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

本町の公共交通は、すまいるバス、西鉄バス、JRが運行されていますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまでに路線廃止や減便などの措置が取られてきました。

そこで、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、令和6年10月にA I活用型オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行に取り組み、令和7年3月より本格運行を開始し、1台での実証運行から2台の本格運行に移行しました。

路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、AIが予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する効率的な乗合公共交通サービスで、実証運行の時点においても、住民のみなさんから「利便性が向上した」とのお声をいただいております。

令和8年4月1日からは、高速バスへのアクセス向上のため、直方パーキングにも乗り入れるほか、乗降地点の増設も予定しております。

今後も交通事業者並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら、更なる地域公共交通の充実を図っていきたいと考えております。

次に、「手話言語条例の制定」についてです。

町議会のご協力により令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。令和6年度には、町の広報紙に手話講座のコーナーを設けたほか、令和7年度には、動画版の手話講座も作成し、庁舎内のデジタルサイネージやホームページ等で紹介しているところであります。

今後も手話を言語の1つであるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話の普及、啓発に努めてまいります。

次に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する「ごみ減量リサイクル推進補助金」や家庭から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的とした「生ごみ処理容器購入費補助金」の交付等、ごみの減量化対策に取り組んでいます。

町職員の取り組みとしては、令和3年度より庁舎内で廃棄するごみの一部を資源ごみとして回収することにより、環境への負担を軽減する取り組みを進めています。

新たな取り組みとしては、令和7年度からリサイクル活動団体の協力を得て、資源物の拠点回収を実施しております。

また、プラスチック製品についても、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律」に基づき、製品プラスチックの資源化品目としての分別収集に向け調査検討を進めているところです。

食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まった会食の場での食べ残しを減らすことも有効であるため、30・10運動などの啓発にも取り組んでおります。

今後もごみの減量化を進めるため、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

最後に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

本町においては、平成28年10月より中学3年生までのすべての子どもにかかる医療費の完全無料化を実施し、令和5年10月からはその対象を高校生世代の18歳までに拡充して入院・外来診療の医療費を一部負担なく全額助成しております。

今後も引き続き、安心して子育てできる選ばれる町として子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

これまで申し上げました令和8年度の施政方針を着実に推進することにより、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる町の実現に全力で取り組んで

まいります。

残る任期が6ヶ月となりましたが、今後のまちの発展につながる様々な要素を的確に捉えながら、町民の皆さまとともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。

併せて、これまで築いてきた流れを止めることなく、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくとも心豊かで、幸福度と満足度が高く、自信と誇りを持てる町の実現を目指してまいります。

町議会並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

#### ○的野信之議長

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。日程第4、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

送信しています資料のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することに ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第5 議案第3号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第3号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定であります。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする本町の「過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本町においては、人口減少と少子高齢化が進行し、地域経済の縮小や担い手不足、公共施設の維持管理負担の増大、住民ニーズの多様化等さまざまな課題を抱えております。

こうした課題に総合的かつ計画的に対応し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、本計画を策定するものであります。

なお、この鞍手町過疎地域持続的発展計画は、令和8年2月9日付で同法第8条第7項の規定に基づく福岡県との協議が整っております。

以上が、日程第5 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第6 議案第4号から、日程第8 議案第6号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第6 議案第4号から日程第8 議案第6号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第4号は、鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例であります。

本議案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び職員の給与の特例に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、日程第7 議案第5号は、鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であります。

本議案は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業者が、子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるために、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、日程第8 議案第6号は、鞍手町いじめ防止等対策推進条例であります。

本議案は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第4号から日程第8 議案第6号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手町の附属機関に、新たに「鞍手町いじめに関する第三者委員会」「鞍手町部活動地域展開推進協議会」及び「鞍手町いじめ問題調査委員会」を設置し、「鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会」を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第8号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、選挙管理委員会が選任する特別職の非常勤職員のうち投票管理者および投票立会人について、投票時間内に交替する場合における報酬額を規定する必要があるため、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第9号は、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、近年の宿泊料の高騰に鑑み、公務で出張する職員の宿泊料を改定することに伴い、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第10号は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布されたことに伴い、「鞍手町道路占用料条例」「鞍手町行政財産使用料条例」「鞍手町都市公園条例」について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額が見直されたことから、当該占用料を準用している規定等に関し整理を行うものであります。なお、施行年月日は、令和8年4月1日となっております。

次に、日程第13 議案第11号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴う、課税限度額及び保険税軽減判定所得の基準額の見直し及び令和8年度より新たに課税となる子ども・子育て支援納付金課税額に関し、鞍手町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第14 議案第12号は、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、隣保事業を実施する施設として、さらなる事業を推進し、適切かつ円滑な運営を図るため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について改正する必要があるため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第15 議案第13号は、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第16 議案第14号は、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、近年多発する林野火災の発生を受け、消防防災対策の見直しに伴い、鞍手町火入れに関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第9 議案第7号から日程第16 議案第14号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17 議案第15号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第17 議案第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第17 議案第15号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しました、専決第2号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算第6号の承認であります。

本補正予算は、衆議院の解散に伴う総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が1月27日公示、2月8日投票の日程で行なわれることとなり、公示日及び投開票期日までが短期間の選挙となるため、総選挙の執行に遺漏なく万全を期すようにとの通知があったことから、その関係経費について専決処分を行なったものであります。

補正の内容としましては、歳出では、2款1項7目 基幹システム管理費について24万2千円を追加しております。また、2款4項4目 正規職員人件費について75万円を追加しております。

さらに、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について75万4千2百円を追加しております。

歳入では、16款 県支出金 衆議院議員総選挙費委託金で85万3千4百円を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ85万3千4百円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7,712万8千円として、令和8年1月23日付で専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

以上が、日程第17 議案第15号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第16号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、クラウドファンディング型ふるさと納税について、寄附金の募集期間が終了し、ふるさと応援寄附金活用補助金の申請額から設定した寄附金6,000万円に対し、寄附を889万4千円受け、補助金を355万7千円交付する予定となったことから、2款 総務費、ふるさと納税推進費において、返礼品等に要する経費及びふるさと応援基金への積立金について減額するとともに、7款 商工費、中小企業振興事業費において、ふるさと応援寄附金活用補助金について減額、同じく商工費の観光振興費において、寄附をしていただいた寄附者に対する関係強化のためのシティプロモーションの業務委託料、それぞれについて減額をしております。

また、総務費の財政調整基金費においては、3,455万1千円を追加しております。

このうち、減債基金積立金は、国の補正予算で追加配分されることとなった普通交付税の一部は、後年度の臨時財政対策債の償還財源として積み立てるよう国から通知があったことから、当該基金への積立金を追加するものです。

また、職員退職手当基金積立金は、本補正予算において退職手当を減額いたしましたので、その減額した一部の額について、当該基金への積立金を追加するとともに、歳入においては当該基金からの繰入金の減額をしております。

次に3款 民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金等において所要の補正をするほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、838万7千円を減額し、また、介護保険広域連合負担金においても負担金の額が確定したことにより、1,821万1千円を減額しております。

同じく民生費の認定こども園費、広域保育所費及び児童手当費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金や委託料等の減額をしております。

次に、6款 農林水産業費では、平成20年5月に発覚した公金横領事件に係る損害賠償金について、24万円が元職員から弁済される見込みであるため、その全額を特別会計に繰り出すもので、かんがい施設維持管理運営費特別会計繰出金において、予算額との差額の12万円を追加しております。

同じく、農林水産業費の防災重点農業用ため池緊急整備事業費において、農業農村整備事業補助金の割当額が当初計画額を下回ったことから、事業計画を変更して事業を実施したことなどにより、3,464万9千円を減額しております。

次に、8款 土木費では、本町・今村線道路改良事業費において、下水道事業の進捗に合わせ、計画の道路延長を変更したことなどにより、2,344万6千円を減額しております。

次に、10款 教育費では、小学校統合事業費において、剣南小学校が仮設校舎に移転するための引越し業務に係る郵便運搬料で154万5千円を減額し、また、継続費の令和7年度の年割額変更に伴い、継続費に係る工事費で1億178万円を減額しております。

同じく教育費の中学校施設整備事業費において、体育館の空調設備の整備について、実施設計による施工方法等の精査などにより、設計監理委託料及び断熱改修に係る工事費で3,523万2千円を減額しております。

この中学校施設整備事業については、2月に断熱改修工事が完了し、令和8年度中に中学校体育館のアリーナ、令和9年度中に武道場及び卓球場に空調設備を整備する計画をしていますが、その空調設備の調達には時間を要する見込みであることが予想されることから、早期に空調の整備に着手していくため、新たに継続費の追加をしております。

また、教育費の幼稚園費及び認定こども園費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金を減額しております。

一方、歳入では11款 地方交付税において、令和7年度国の補正予算第1号において、地方交付税が増額されたため、すでに交付されていた普通交付税の再算定が行われたことにより、1億3,846万7千円を追加しております。

そのほかには、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか、18款 寄附金で、法人1社から企業版ふるさと納税による寄附を受けたため、10万円を追加しております。

また、22款 町債では、歳出予算の補正に関連して、過疎対策事業債について所要の補正を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ4億6,918万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、106億794万3千円としております。

次に、日程第19 議案第17号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では療養給付費の減額に伴う県普通交付金の減額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の減額等、歳出では保険給付費及び歳入歳出予算の調製により財政調整基金積立金を減額により、歳入歳出それぞれ1億2,738万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,575万8千円としております。

次に、日程第20 議案第18号は、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額等、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額により、歳入歳出それぞれ587万5千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,858万4千円としております。

次に、日程第21 議案第19号は、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、住宅新築資金等に係る未収金一件に対して、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の対象となったため、歳入歳出それぞれ411万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ855万5千円としております。

次に、日程第22 議案第20号は、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算第7号の説明で述べましたよう

に、平成20年5月に発覚した公金横領事件に係る損害賠償金について、元職員からの弁済額が12万円から24万円に増額されたため補正するものであります。

歳出では積立金を、歳入では一般会計繰入金をそれぞれ12万円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,328万1千円としております。

以上が、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第20号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23、議案第21号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第23 議案第21号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第21号は、令和8年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、令和8年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来たとされております。

また、足元の景気は、緩やかに回復をしておりますが、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いているとされております。

この現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済を実現する総合経済対策」が策定されております。

こうした中、国の予算編成における基本方針では、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等における重要政策課題に加え、「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算や税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出と歳入の両面から改革を推進し、令和8年度予算編成は、令和7年度補正予算と一体として、経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行うとされております。

これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は、122兆3,092億円、前年度に比べ7兆1,114億円、率にして6.2%増となっており、今国会に提案されております。

また、令和8年度においては、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応しながらも、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映するとして、この一般財源総額を対前年度比で2.5兆円の増額となる66.3兆円、地方交付税総額を対前年度比1.2兆円の増額となる20.2兆円を確保するとしております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証すると

ともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら予算を編成したところです。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和8年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ126億860万1千円であります。

前年度と比較して、23億8,624万3千円、率にして、23.3%の増額となっております。

その主な要因としましては、統合小学校の校舎等の建設工事に着手するため、小学校統合事業費において、前年度と比較して19億8,235万6千円を増額し、また、くらじふれあいアリーナの空調設備等の改修工事を実施するため、体育総合施設整備事業費において1億7,563万8千円を計上したことによるものです。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費です。

議会費全体では、前年度と比較して124万9千円減額となる9,210万1千円を計上しております。

次に 2款 総務費です。

総務費全体では、前年度と比較して2億3,190万2千円増額となる、20億1,169万4千円を計上しております。

主なものは、小牧地区開発推進事業費で、未利用町有地を含む小牧西牟田用地地区について、将来を見据えた土地の利活用や開発を推進していくため、令和7年度中に基本構想を策定予定であり、令和8年度は地盤調査業務等を含む基本計画の策定に係る経費として、4,390万9千円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊活動費では、移住定住を推進するため、町の取組やおすすめスポット、地場産品の情報発信等に取り組む地域おこし協力隊1名分の関連予算として、560万円を計上しております。

次に、ふるさと納税推進費では、返礼品やふるさと応援基金への積立金などの関連予算として6億2,073万8千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料などに係る経費として2億3,613万5千円を、デジタル活用支援事業費では、ガバメントクラウドの使用料などに係る経費として5,708万円を計上しております。

次に、新規事業として、新たな地域コミュニティである「地域運営組織」の形成に向け、住民ワークショップ等を開催し、気運を醸成することを目的として、地域づくり推進事業費で、709万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費です。

民生費全体では、前年度と比較して6,531万1千円減額となる33億1,885万3千円を計上しております。

主なものは、後期高齢者医療事業費で3億9,449万9千円を、障害福祉サービス費で、7億1,135万9千円を、介護保険事業費で3億4,372万1千円を計上しています。

次に、隣保館施設整備事業費では、旧隣保館の解体工事やその跡地における公園整備等に要する関

連予算として、6, 980万2千円を計上しております。

次に、地域生活支援事業費において、手話の学習意欲と手話人口の拡大を図り、聴覚障がい者の社会参加等の促進を支援する手話通訳者を育成することを目的に手話検定の受験料を助成するため、手話検定試験助成金として、5万4千円を計上しております。

次に、介護任意事業費において、聴力の低下がみられる高齢者の生活支援や社会参加の促進を図ることを目的に、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給対象に該当しない低所得の難聴高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成するため、高齢者補聴器購入費助成金として50万円を計上しております。

次に、多子世帯の経済的負担の大きさや、3人以上の子育て世帯が減少していることを踏まえ、令和7年度から第3子のこどもの保育料の無償化を実施いたしました。令和8年度からは第2子まで対象を広げて保育料を無償化するための費用を含む関連予算として、認定こども園費で2億9,625万4千円を、認可外保育等利用給付費で741万6千円を計上しております。

さらに、新規事業として、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された「こども誰でも通園制度」に要する予算として、乳児等通園支援事業費で、233万3千円を計上しております。

次に、4款 衛生費です。

衛生費全体では、前年度と比較して6,898万1千円増額となる11億2,200万3千円を計上しております。

主なものは、乳幼児や高齢者をはじめとして、住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で、令和8年度から高齢者を対象に定期接種として導入予定の高用量インフルエンザワクチンの費用を含む関連予算として、5,447万8千円を計上しております。

次に、廃棄物処理施設管理運営費で、施設運営費の分担金や次期施設の建設等に係る分担金を含む宮若市外二町じん芥処理施設運営費負担金として、1億9,462万7千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費です。農林水産業費全体では、前年度と比較して476万5千円減額となる2億2,231万1千円を計上しております。

主なものは、新規就農者育成総合対策事業費で1,263万9千円を、多面的機能支払事業費で、3,212万2千円を、防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、ため池ハザードマップ作成業務等を含む関連予算として2,731万円を計上しております。

次に、7款 商工費です。

商工費全体では、前年度と比較して1億3,218万7千円減額となる1億577万円を計上しております。

主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアム付地域振興券の発行に要する関連予算として、地域振興券発行支援事業費で、1,750万円を計上しております。

令和8年度のプレミアム付地域振興券の発行総額は、1億7千万円、プレミアム率は20%を予定しております。なお、県の補助要件に則り発行総額の40%分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、直方・鞍手工業用地造成事業費では、福岡県及び直方市と共同で工業用地を整備するための負担金として、5, 219万7千円を計上しております。

次に、8款 土木費です。

土木費全体では、前年度と比較して14万2千円増額となる6億7, 036万4千円を計上しております。主なものは、役場・猪倉線道路改良事業費で5, 691万2千円を、本町・今村線道路改良事業費で4, 503万9千円を計上しております。

次に、下水道事業費では、一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として、2億9, 575万3千円を計上しています。

次に、新規事業として、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業の方針を定めるため、平成11年度に策定し平成27年度に改定した都市計画マスタープランについて、前回改定から10年が経過し、計画と現状に乖離が生じていることから、改訂するための関連予算として、都市計画マスタープラン策定費で、628万3千円を計上しております。

次に、9款 消防費です。

消防費全体では、前年度と比較して3, 102万7千円増額となる3億8, 095万8千円を計上しております。

主なものは、常備消防に係る負担金として直鞍広域消防事務組合負担金で、3億1, 835万7千円を計上しております。

次に、消防施設管理事業費で、消防ポンプ自動車1台分の更新経費等を含む関連予算として、3, 702万4千円を計上しております。

次に、10款 教育費です。

教育費全体では、前年度と比較して22億393万3千円増額となる36億4, 961万5千円を計上しております。

主なものは、統合小学校の建設工事費等を含む関連予算として、小学校統合事業費で、23億5, 894万3千円を計上しております。

次に、中学校施設整備事業費では、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される鞍手中学校の体育館について、避難所機能を強化し耐災性能の向上を図るため、空調設備の整備に要する費用として、1億6, 337万円を計上しております。

次に、国が子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減を図るため、県を通じて給食費負担軽減交付金が交付されることとなったことから、小学校における学校給食費の減免措置を講じるため、学校給食減免措置費（小学校費）で、3, 649万4千円を計上しております。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業として、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、中学校における学校給食費の減免措置を講じるため、学校給食減免措置費（中学校費）で、2, 341万5千円を計上しております。

次に、新規事業として、くらじふれあいアリーナについて、利用者の安全性の向上や快適な利用環境の確保及び避難所機能の強化を図るため、空調設備の改修やアリーナ床の改修及び屋内照明のLED化改修に要する費用として、体育総合施設整備事業費で、1億7, 563万8千円を計上しており

ます。

次に、12款 公債費です。

公債費においては、前年度と比較して、5,377万円増額となる10億2,232万円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和8年度においても依然と厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。

はじめに、1款 町税においては、前年度と比較して、

765万4千円増額となる19億104万2千円を計上しております。

主なものとして、個人町民税の現年課税分で1,923万2千円増額を、法人町民税の法人税割現年課税分で、609万5千円減額を見込んでおります。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して4,900万円増額の4億2,800万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して2億4,000万円増額となる33億円を計上しております。

次に、15款 国庫支出金では、前年度と比較して4億9,840万3千円増額となる17億5,316万円を計上しております。

次に、16款 県支出金では、前年度と比較して3,572万7千円減額となる8億633万4千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と比較して1億円増額となる6億2千円を計上しております。

次に、19款 繰入金においては、ふるさと応援基金繰入金として、2億5,000万円を計上しております。

この繰入金につきましては、道路や公園、こども広場の維持管理の費用の一部として道路維持管理事業費、公園管理費及び公民館施設管理費に、第2子の保育料の無償化に係る費用の一部として民生費の認定こども園費及び認可外保育等利用給付費に、小学校統合事業における教育環境の維持・整備の費用の一部として小学校統合事業費に、企業誘致の受け皿となる直方・鞍手工業用地造成事業費の一部にそれぞれ充当しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して13億1,010万円増額となる20億7,500万円を計上しております。

そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源6億8,151万7千円を、19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第23 議案第21号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの8件を一括して議題としま

す。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第24 議案第22号は、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、歳出では一般被保険者に係る保険給付費、歳入では県支出金を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 18億3,648万6千円としております。

次に、日程第25 議案第23号は、令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 3億9,938万3千円としております。

次に、日程第26 議案第24号は、令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 6万円としております。

次に、日程第27 議案第25号は、令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 1億1,400万9千円としております。

次に、日程第28 議案第26号は、令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,548万3千円としております。

次に、日程第29 議案第27号は、令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 6億4,287万5千円としております。

次に、日程第30 議案第28号は、令和8年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,728万9千円に対し、水道事業費用4億1,398万6千円を計上しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入6,788万2千円に対し、資本的支出1億4,404万2千円で、差引7,616万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

次に、日程第31 議案第29号は、令和8年度鞍手町下水道事業会計予算であります。

本予算は、生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億4,674万2千円に対し、下水道事業費用4億6,559万円を計上しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入6億238万6千円に対し、資本的支出

7億4,990万4千円で、差引1億4,751万8千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,390万1千円、過年度分損益勘定留保資金77万7千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,481万3千円、繰越利益剰余金処分額802万7千円で補てんするものとしております。

以上が、日程第24 議案第22号から日程第31 議案第29号までの提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第32 議案第30号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第32 議案第30号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第32 議案第30号は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更（第1回）であります。

本議案は、鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものであります。

主な変更要因としましては、地盤調査の結果、地盤改良杭の延長が必要になったこと、及び物価上昇を反映した実施設計が完了したことによるものであります。

なお、参考資料として変更概要等を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第32 議案第30号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第33 議案第31号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第33 議案第31号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第33 議案第31号は、鞍手町道路線の変更であります。

本議案は、鞍手インターチェンジに隣接する民間開発事業用地への出入口を「鞍手インター北」交差点に設けることを目的として、町道本町・立林線の終点を延伸することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。なお、変更区間の供用開始時期につきましては、進出企業の操業開始に合わせる予定です。

以上が、日程第33 議案第31号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日5日から8日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 11時33分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会 日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月9日 午後1時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月9日 午後4時50分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 野口美恵子 | 出 | | |
| | 欠席 1人 | 6 | 新谷留晴 | 出 | | |
| | 欠員 0人 | 7 | 的野信之 | 出 | | |
| | | 8 | 石井大輔 | 出 | | |
| | | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | |
| | 10 | 有働徳仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 1 | 許斐英幸 | | 2 | 田中二三輝 | |

| | | | | | | |
|--|-------------------------|-------|---------------------|-------------|------|--------|
| 職務出席 | 議会事務局 局長 | 武谷朋視 | 出 | 議会事務局 次長 | 寺本理恵 | 出 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 折尾敬敏 | 出 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 総務課長 | 梶栗恭輔 | 出 |
| | まちづくり 課長 | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長 | 石田正樹 | 出 |
| | 税務保険 課長 | 石田克 | 出 | 住民環境 課長 | 大村俊夫 | 出 |
| | 福祉人権 課長 | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども 課長 | 沼野葉子 | 出 |
| | 産業振興課 長兼農業委 員会事務局 | 柴田隆臣 | 出 | 都市整備 課長 | 神谷徹 | 出 |
| | 会計課長 | 小長光弘平 | 出 | 上下水道 課長 | 西生卓矢 | 出 |
| | 教育課長 | 森永健一 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 一般質問 質問者 及び時間 | 議席番号 | 氏名 | 経過時間 | | | 質問時間 |
| | 8 | 石井大輔 | 午後 1時01分 ~ 午後 2時01分 | | | 25/30分 |
| | 休 憩 | | | | | |
| | 4 | 宇田川亮 | 午後 2時09分 ~ 午後 2時45分 | | | 20/30分 |
| | 5 | 野口美恵子 | 午後 2時46分 ~ 午後 2時54分 | | | 6/30分 |
| | 12 | 西藤典子 | 午後 2時55分 ~ 午後 3時31分 | | | 24/30分 |
| ※一般質問 は答弁時間 を除き30分 以内 | 休 憩 | | | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 午後 3時39分 ~ 午後 4時01分 | | | 15/30分 |
| | 2 | 田中二三輝 | 午後 4時01分 ~ 午後 3時31分 | | | 0/30分 |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和8年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和8年3月9日 3月定例会一般質問。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 13時00分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりで  
す。

日程第1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たって  
は、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては、的確なる答弁をお願いします。

最初に、8番議員、石井大輔議員の質問を許可します。

### 一般質問 ① 石井 大輔 議員

質問者：石井 大輔議員

答弁者：町長、まちづくり課長、福祉人権課長、総務課長

○的野信之議長 石井議員。

### ○8番（石井 大輔議員）

8番、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

先日の施政方針の内容と関連する部分もありますので、その辺も踏まえ、答弁をよろしくお願  
いいたします。

まず1つ目に、治水対策についてです。令和6年12月の私の一般質問の中でご答弁頂きました内  
容になりますが、そのときの答弁が、国土交通省の考えとして、大きな河川に大量の雨水を流すこと  
で、河川が決壊する恐れがあることから、一定の水を流域でとどまる流域治水という考え方が国土交  
通省にあるというお話を頂きました。具体的には、調整池または調節池、そしてまた、田んぼダム  
のようなもので水を一時的にためて、徐々に排水していくものであるという答弁でしたが、あれから1  
年以上がたちます。そこでお尋ねいたします。

六田川及び新川の水路整備の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

### ○岡崎邦博町長

まず新川につきましては現時点での治水等による被害は確認してされておらず、これに伴う新川の  
河川整備の予定はありません。

六田川ですが、昨年も一昨年になりますが、質問も頂きました。そしてまた今回も、改めて質問を  
頂いております。

六田川につきましては、私も議員時代から約21、2年近く関わっております。一番初めは、平成  
15年にもうお亡くなりになりました小田議員と一緒に、六田川について要望をしております。当時

の六田川は、堆積土砂もたくさんあって、河川が狭小しておりましたし、ごみ箱のように、自転車が捨てられていたり、タイヤがあったり、タキロンがあったり、そしてまた建設資材のはしとかがあったり、もう本当に汚い川でした。それで町に要望するっていうことと同時に、流域沿線の住民たちで、まずは六田川をきれいにしようというようなことで、「六田川をきれいで水害のない川にする会」をつくり、流域の住民の方たち、そして町の職員とも一緒になって六田川の中に入り、そういったごみをとって、流速を阻害しているごみを撤去しようということで始めました。2トトラック2台が、もう山盛りになるように毎年ごみが出ていました。そしてまた町としても浚渫をさせていただいて、今の六田川の形に近くなっています。ただ当時、六田川の底も波を打っていて、流れもやはり悪かったのですが、底も、削ることで、流れもよくなってきています。しかしながら、やはり頻繁に水害は起こっています。

それで、今度は六田川のどこに原因があるのか、ネック断面は何なのかっていうことで、水利解析をしてほしいということで水利解析をし、そして六田川治水対策計画が出来上がりました。その中には、これは平成28年に作成されたのですが、その中では、河川を拡幅する、もう一つは、調整池をつくるっていうことで報告をされています。その中で、河川の拡幅については、ご存じのように、六田川のもう横に住宅が張りついていますし、なかなかやはり難しい状況であります。やはり効果があるのは当時から調整池をつくらうというようなことで3ヶ所、調整池を、ここが一番効果ある、大体10年確率で、3年確率までもないのですが、10年確率になるようにということで、3ヶ所の調整池を考えました。しかしながらその場所全てが、インターからのアクセス道路ができて、全て一等地になっています。それでなかなかやはり地権者との協議が整わないということと同時に、まず地質を調べてみようということで調べましたら、六田川の水面と地下の水位っていいいますか、それがほぼ同じになっていまして、調整池にして掘ると、そこから水が湧いてくるというようなことで、ただ要するに下げるだけでは駄目で、プールのように水をためるというような工法になる。そうしますと、かなりっていうか相当な費用がかかって、どうしても現実的ではないということで、県、そしてまた国土交通省の遠賀川河川事務所のほうにも、何度も協議をし、そして今議員が言われたように、遠賀川に今までは流していたのですけども、やはりそれで遠賀川が決壊するというような状況になってきましたので、やはり遠賀川に流す前に、流域で水をためようというような国土交通省の大きな変更がありました。それで国土交通省の方といろいろと協議をさせてもらって、また国土交通省の方にも水利解析をしていただいて、一番効果があるのは、田んぼダムであろうと、というようなことで、これも3ヶ所田んぼダムについて、一応設定をしていただいています。そこに水を溜めることで、10年確率は保たれるのではないかなというようなことです。しかしながら田んぼダムは、田面を下げるっていうことが必要になりますし、田面を下げて六田川ですと毎年のように水が来れば、どうしてもそこに堆積土砂であったり、また流木であったりというようなことも可能性としてありますので、かなりそれを除去するにも費用がかかるということと同時に、やはり地権者の同意がなかなか得づらいということもあります。そういったことから、令和6年にご質問頂きましたが、その後の進捗については大きな進展はないということが現状です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

1年以上たって、大きな進捗がないっていうのはとても残念なお話であります。そしてまたですね、今、町長からご答弁頂いた内容、この令和6年12月に質問したときとかなり重複する内容も含まれていますので、もう少し簡潔に質問に答弁していただいたらと思います。

そしてまた、この新川に関しては今まで越水したことがないというご回答でしたが、実際出口は新川も六田川も同じ場所から西川のほうに放水するというので、全く関係がないとは私は考えておりません。

そこで次に、西川改修、先日施政方針の中でありましたが、西川改修事業、平成22年から取り組んでいて、15年が経過し、令和6年度末で69%が完成、そして残りの工事期間が5年間の令和12年度全体工事の竣工ということですが、全て竣工すると、現在と比較してどのような治水効果が見込まれているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

西川については通告にございませんので、今のところ答弁する資料持ち合わせをしておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

十分に関連することが想定できる内容でありますので答弁頂きたかったのですが、ちょっと質問の内容を変えさせていただきます。もし分からなければ、また同じような答弁していただければと思いますが、西川の改修が進んでいって、川底が低くなったり、西川の中の木の伐採等が進んでいくことで、水位が下がることになるのかなというふうに私は思っているのですが、大雨が降った場合、上流から大量の水が流れた場合でも、六田川、新川の水は、現在よりも円滑に西川の方に流すことができるような計画になっているのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基本的には自然排水が基本になっておりますが、六田川については、水位が上がったときにポンプが3基稼働するようになっております。

西川につきましては、西川改修期成同盟会ということで鞍手町と遠賀町で、毎年のように県要望に行っております。その際には常に、今、石井議員が言われたように、伐木、そしてまた浚渫についてをお願いしております。なかなか、これももう、4、5年ぐらい言っていましたけども、やっと今、西川の伐木、浚渫については、拡幅工事とは別に工事が進んでいるというふうに思います。ちょうどどの辺に当たりますか。泉水の方に行く道の途中、旧役場から出て新延橋を渡って上流側になると思いますが、伐木が行われ、そしてまた浚渫も行われるというふうには聞いております。先ほどのご質問ですが、基本的には、自然排水が西川の水位が下がることによって、かなりの効果があるというふうには考えられます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本町はここ数年、バイパスの開通や田んぼの埋立てによる誘致の用地化の土地利用に変化が見られます。六田川、新川沿いでも、本来、有水機能を持っていた、田んぼも少なくなり、大雨が降ったと

きに懸念されますが、現時点における課題及び対策、及びその対策の時期についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

対策については先ほども少し申しましたが、やはり毎年、六田川、新川については、浚渫または除草、除去というようなことで、流速を阻害するものについて除去するというので、対策をとっております。

課題については、先ほども言いましたように、抜本的な治水対策がなかなか難しい状況であります。それをどういうふうに考えていけばいいのかということで、それこそ施政方針でも申し上げましたとおり、やはり国または県の知恵、並びに、やはり支援を頂きながら、考えていくということで、何とか、もう私も先ほど言いましたように20年以上、六田川に関わっておりますので、治水のない川にしていきたいというふうに考えております。失礼、治水じゃなくて、洪水のない川にしたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

町長が六田川のほうの、特に考えを持ち合わせてないというのはすごく残念だなと思います。町長の中でこの治水対策について任期2期目の中で、もう本当に重要な課題だということを言われておりましたので大変期待を持っておりましたが、今現在、調整池の整備等が難しい場合、例えば水路の幅の拡幅とか、あとは川底の掘削、もう少し深くするとか、そういうふうな何かほかの対策という考えの案はお持ちではないでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど言いました六田川治水対策計画の中でもそういうことも検討しております。しかしながら、やはり、まずは六田川自体に勾配がないというのが一番要するに、水が下流まで流れていかない、時間がかかるということで、ポンプも3機あるのですが、3機をフルに稼働すると、水が寄らなかつたというようなことが現状として今までもあっております。そういったことで、川を拡幅ということ、または、川底を掘削してということも、理論上はあるかもしれませんが、鞍手町の場合は、掘ると下からも水が湧いてくるというような状況もあります。なかなか難しい、今のところ有効な手だて、いろいろな手だてを考えてみるのですが、それがなかなか有効な手だてになり得ないというのが現状です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

治水対策に詳しい町長ですら、何か解決方法の考えがないということなのでこれ以上質問を続けても答えは出てこないのかなと思いますので、次の質問に移りますが、やはり水辺ですね、生活する方にとってはとても重要なことですので、早期解決を望みます。

それでは、次の質問に移ります。

地域コミュニティについてです。自治会、いわゆる区会や隣組の話にはなるのですが、加入は基本的に任意で会費で運営している。そしてまた、行政とは別組織であるという認識のもとお尋ねいた

します。自治会加入率は現状どのようになっているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先程の質問でお答えしますが、考えがないわけではありません。先ほども言いましたように、田んぼダムが実際にできれば、それは10年確率、10分の1の確率で、できるであろうというようなことがあります。実際に、先ほども言いましたように、地権者の関係であったりだとか、予算の関係であったりだとか、いろいろな関係があって、今のところは実現していないというのが現状で、考えがないというわけではありません。

それで先に進みますが、自治体の加入率の現状については、まちづくり課長に答弁をさせます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

町長の施政方針でも申し上げましたとおり、令和7年12月末時点における自治会加入率は41.2%となっております。過去5年間の推移を見ますと、令和元年度までは50%台を推移しておりましたが、令和2年度以降は40%台となり、その後も緩やかに減少傾向が続いております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

令和5年の9月に4番議員の一般質問の中における答弁で、令和4年12月末時点で加入率46.36%であり、6年間で10.46%減少したというふうに答弁がされておりました。

また、ただいま頂いた課長の答弁でありましたように、令和7年12月現在、加入率41.2%ということでしたので、この数字から見ると3年間で約5%減少し、そしてまた、自治会加入率は継続的に低下している状態です。このままいきますと、令和8年12月には40%を切る計算になります。

私の加入している地区では、区会費が約数千円で、隣組費は2万4千円になっていますが、本町の自治会加入費の金額及び使い道を、分かる範囲でお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

自治会は地域住民相互の交流や見守り活動、環境美化、防災、防犯活動など地域における様々な課題に対応する重要な役割を担っておると思いますが、任意団体であるため、その運営会費の徴収、使途につきましては、各自治体の自主性に委ねられております。このため加入費の金額や会費の具体的な使途については把握をしておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

やはり把握が難しいということで、自治会の加入費、会費ですね、こちらも金額は様々なようで、しかもその使い道に関しては、防犯灯、公民館、そしてあとはお宮や公園などの管理、あとは回覧版の配布、そしてそのほかお祭りなどがあり、過半数の大半が高齢者の地区もあるのが今現在の現状でございます。年金生活の方も地域のためにと言われることで会費を払われている方もたくさんいらっしゃいます。

そこでお尋ねいたします。自治会に対する助成内容及び支援制度の概要などを教えていただきます

か。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

本町における自治会への支援に関する主なものとしましては、自治会活動の継続や負担軽減のため、区助成金の交付や、屋外放送施設、防犯灯の管理に関する経費の一部を助成しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

防犯灯の管理について、自治会の負担ってというのは、電気代のことですね、電気なのですが自治会の負担というのは、町道のみなののでしょうか、それとも県道もでしょうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

防犯灯につきまして、各自治会のほうに助成している内容につきましては、防犯灯の設置、新設、補修の関係で、LED防犯灯に1万円、従来型の防犯灯を取り替える場合は5千円を上限といたしまして、交付しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

電気代の部分ですね、電気代の部分、今自治会のほうが負担していただいていると思うのですが、それ町道の部分だけなのか、それとも県道も、自治会が負担していただいているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

まず、町の管理の防犯灯につきましては、町のほうで、電気代のほうをお支払いしております。また、自治会のほうで、防犯灯を設置して頂いている分については、地区のほうでお支払いをいただいております。県道につきましても、町のほうが設置している部分につきましては、町のほうでお支払いをしております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

自治会に未加入の方でも、防犯灯を利用し、防災の恩恵を受けていることができます。そのほか加入者には公園やお宮の草刈りや木の伐採、そしてまた公民館掃除など、様々なことお手伝い頂いております。このような負担をしていただいていることの不公平について町長はどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これは自治会については、任意団体と先ほども申し上げました。それで、自治会に入っていない人が増えていると。それが今現状41.2%という加入率になっております。これについて、入っている方と入っていない方に不公平感があるというようなことではありますが、確かに防犯灯については、未加入の方にも、恩恵を受けているというようなこともあるというふうに思っています。

自治会っていうその地域については、やはり地域の方が地域をどうやって自分たちの地域を住みやすく、そしてまた守っていくかということが、あるのではないかなというふうに思います。そういったことから考えまして、未加入の方に防犯等に関する恩恵、そしてまた、地域の清掃活動、公園についての清掃活動についても、皆さんがやはりボランティアでしていただいているというようなことも、未加入の方にやはりアピールをして、みんなが住んでいる自分たちの地域を、自分たちがどうやったら住みやすい地域になるのか、そしてまた、どうすればこの地域をみんなで楽しい地域にできるのかということ、やはり未加入の方にも訴えていって、未加入の方も一緒にこの地域を安全安心な地域にしていこうというようなことを、やっぱり進めていくことが一番ではないかなというふうに考えています。

それで入っている方からすれば不公平というふうな感情になるとどうしても、私もやっぱり加入、要するに脱退しようということにつながるというふうに思いますので、要するにこの地域をみんなで守っていききたいということ、やはり、繰り返しになりますけども、未加入の方にご理解頂くことが一番じゃないかなというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

町長がおっしゃるように、やはりその地域はやっぱりその地域の方々で守っていただく、今までもずっとそのように地域の方をお願いして、今、維持管理をずっとやっていただいているのですが、私が申したいのは、やはりこれだけ加入率が下がってきて、年間約1.7%減少してきているわけですね。このまま今のこの鞍手町の高齢者が多い人口をみると、やはり10年後、20年後みたときに、そういう管理すら成り立たないのではないかなということも踏まえて質問させていただいております。

そしてそこです、全国的に見ますと、防犯灯の維持管理の負担を自治体のほうですとという自治体が増えてきております。まず全てをやはり自治体のほうで負担するというのは大きなものになりますので、まずは電気料金の負担を本町のほうもぜひ検討に入っていただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

電気料金も、今、町が設置している、街灯が1,200基、そして自治会がつけている防犯灯が1,900基あります。町の街灯についての電気料金が約200万円を超しているというような状況で、それに1,900基の防犯灯についても、町が負担するとなると、おそらくは300万円以上を超えるというようなことになると思います。そういったことからして、金額としても、なかなか難しい状況もありますし、先ほども言いましたように、その地域について、本当、根本的にこれから先も考えていく必要があるだろうというふうにも思います。今、石井議員が言われるように、本当にこのまま高齢化が進み、そして高齢の方が亡くなっていったときに、地域として成り立っていくのかどうかというような、将来、20年後、30年後、40年後について、危惧するところがあります。

そういったことも考え合わせて、今後、もう少し大きなくりにして、そしてまたその大きなくりの中で、地域をやっぱりそれぞれみていこうというような考え方がありますので、そういったこと

も今後は、町としても考えていく必要があるだろうというふうに思います。

その際には、要するにどういう活動をしていくのか、どういうふうにその地域を守っていくのかについて、そこに支援が必要であるのかどうかについても、今後は考える必要があるのかなというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

そうですね、やはり私が思うのは、まずは考えを持つこと、そしてそれを実行していくことだと思います。実行していただくのは、やはり執行部の皆さまに実行していただかなければならないのですが、やはりこの自治会というのは任意団体であって、行政組織ではないということで、難しい部分もあるかもしれませんが、防犯灯に関しては、地域インフラということで、地域の管理がどうしても今現在自治会のほうに依存している状態にあるわけですね。ですので、加入者の負担が、そういうところに集中しないように、できるだけ考えていただき、加入率の低下をするおそれもありますので、その辺も踏まえて、今後しっかりと対策をお願いしていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、空き家対策についてです。本町の空き家対策事業、これの現状をお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

利活用可能な空き家につきましては、空き家を流通促進するための、空き家バンク制度を設け、売却や賃貸による利活用への一歩を踏み出せるよう後押しをしております。

また、移住対策も兼ねた事業にはなりますが、空き家の利活用を促進するため、転入者が中古住宅を購入してリフォームする際に、工事費用に対して補助金を交付しております。

このほか、これまでに空き家対策流通促進協議会による空き家相談会や、県と連携した空き家相談会を開催し、相談にも応じております。

一方、老朽化により利活用が困難な空き家については、倒壊のおそれがあるなど一定の要件を満たす場合に、解体費用に対して補助金を交付しております。

また、空き家に繁茂した樹木や、雑草などに対して、近隣住民から苦情が寄せられた際には、所有者に適切な管理をお願いする文書を送付して対応しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

そして次に、本町における活用可能な空き家数と、あと活用実績こちらを教えてくださいようか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

空き家バンクの実績で申し上げますと、現在登録中の空き家は10件ございます。土地だけの物件

も含めると、23件となります。また、平成29年度の開設以来、空き家バンクの登録物件で成約に至ったものは38件となっております。土地だけの物件も含めると、42件が成約に至っております。

なお、令和8年度当初予算にも計上させていただいておりますが、来年度は、町内全域での空き家実態調査の実施を考えておりますので、その結果により利活用可能と考えられる空き家数を再度把握したいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

続いて、独居者及び高齢者が所有している家屋を手放す時期の傾向というのは把握していらっしゃるのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

独居者やご高齢の方が空き家を手放す時期につきましては、それぞれの事情があり、町として時期の傾向を把握することは困難であります。

なお令和8年度の当初予算案に計上させていただいております、空き家実態調査では所有者意識調査も実施したいと考えておりますのでその中で、今後の空き家対策につながる情報を得ることができればと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

そうですね、手放すタイミングっていうのが事前に分かればといいますか、そういうところを町のほうもサポートしていただければ、随分違うのかなと思います。しかし、その家屋を手放すといってもやはり簡単なことではありません、長年住み続けた家には、多くの思い出があり、あとまたその地域で築き上げたコミュニティーそういうものもあります。そしてまた、家を手放した後の住まいという問題も発生してきます。本町の70歳以上の人数を男女合わせてみたときに、約70歳以上の方が4,900人、そして、単純に4,900の方が夫婦で生活していると仮定すると約2,400世帯ほどになります。そして既に独居の方もいらっしゃることを考えると、この先20年で約2千から3千の空き家が出る可能性があると考えられます。実際、全国的な空き家の発生する主な要因として調べてみましたところ、高齢者のひとり暮らし、そして施設への入所、そしてまた死亡、そして相続人が遠方など、そのようなことがありました。

そこで重要になってくるのが、いわゆる空き家の予備軍への対策です。所有者が元気なうちに、もっと空き家バンクへの登録を促す仕組みづくりや、あとまた住替えの支援そういうものもできれば効果的だと考えます。亡くなってからでは、相続問題や、あと家財の整理、そしてそのほか解体費や名義人不明など、様々な問題が生じ対応が困難になる場合があります。空き家になって手がつけられない状態になる前に、その支援策、そちらの拡充を検討すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

空き家対策につきましては、喫緊の課題だということと同時に、今、石井議員が言われるように、今後もさらに空き家が増えるであろうということは、ある程度想定はされます。そういった意味から、やっぱり今後、空き家になるであろうと思われるところについては、対策が考えられるということであればそれは必要であろうというふうに思いますが、これも、なかなか、要するに個人所有のものでありますので、そこにどうやって踏み込んで行政が入っていくかというようなことはですね、なかなかやはり難しい問題もあるのではないかなというふうに考えます。

それで今、一般的によく終活ということで、要するに自分の命がある間に、財産をどのようにして処分していくかというようなことが世間ではよく言われています。そういったことからしても、それを、例えばメディアであったり、それが本であったり、そういった情報から、個人の方が率先していただければ、それはそれでいいというふうには思うのですが、空き家になる条件も、先ほど石井議員が言われたように、なかなかやはり多岐にわたるということもありますので、行政としてどのように関与できるかっていうことについては、なかなか難しいのかなというふうに今は思っています。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

終活の支援事業といいますか、終活に向けた取組をなされる高齢者に向けて本町として何か空き家対策を含めた中で相談窓口ってというのは、設立される計画とかはあるのでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原 竜二福祉人権課長

終活に向け、高齢者に向けての支援ということですが、お亡くなりになるまでの、情報と計画等を載せたエンディングノート、心構えとかいうのを記載したノートを配布して、今後のこれからの人生設計などのことを考え、お配りしております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

ということは高齢者の方が、ちょっと終活に向けて分からないことがあったときとかは福祉人権課のほうに行って相談するということは大丈夫なのでしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原 竜二福祉人権課長

終活の問題につきましては、様々な問題がございます。今ありますエンディングノート等を活用していただいて、その中にご相談できるところの情報提供についてはできるのかなと思っています。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

この終活の話はですね実際通告書の中にもなかったもので、お答え頂いてとても恐縮ではございますが、やはりそういうことも踏まえ、今後の空き家対策ということをやっていくと、空き家になって手をつけられない状況の家も減っていくのではないかなと思っておりますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

それでは次の質問に入ります。

人口減少対策についてです。若年層の本町における住宅購入時の補助制度こちらについて現状をお

尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本町におきましては、若年層に限ったものではなく、住宅購入に対する直接的な補助制度ではございませんが、住宅を取得した後に生じる費用に対する交付金として、平成25年度より定住促進奨励交付金事業を実施しており、町内に初めて住宅を持つ方に対して、固定資産税相当額を10年間にわたって交付をしております。

また令和6年12月議会における条例改正により制度を拡充し、小学生までの子どもがいる世帯に子どもの人数に応じた上乗せ交付や、一定規模の太陽光発電と蓄電池設備を備えた住宅に対する上乗せ交付、空き家を購入した転入者が空き家を解体し新築した際の上乗せ交付を初年度に限って実施することとしております。

この上乗せ交付は令和7年1月2日以降に住宅を取得した方が対象となっており、令和8年度から順次交付が始まります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

次に、空き家を若年層の方が活用する場合の補助制度、こちらの現状もお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

若年層に限ったものではございませんが、住宅購入に対する直接的な補助制度はございません。中古住宅については、リフォームを伴うことが多いため、転入者に限ってのみの事業にはなりますが、中古住宅を購入してリフォームし、定住する場合に工事費用に対して補助金を交付しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

次に、多子世帯への優遇措置なのですが、こちらの現状についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在、実施している多子世帯への支援については、国の事業として、令和6年10月より児童手当が、第3子以降は月3万円に拡充されており、また令和7年4月より、子ども3人以上を扶養している場合は所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料、入学金を無償とする高等教育修学支援新制度があります。

その他、町の事業として令和7年9月より0歳から2歳の保育料について、第3子以降の無償化事業を行っております。

また、令和8年4月からの保育料については、第2子無償化を令和8年度当初予算で計上させていただいております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

その中で、多子世帯、この町内の多子世帯は何世帯ほどあるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在給付している18歳以下のお子さんがある世帯を対象とした物価高子育て応援手当の給付対象世帯数から把握しますと、全1,035世帯中1世帯当たりの児童数が2人の方は374世帯、36.1%、3人の方は164世帯、15.8%、4人の方は39世帯、3.8%、5人以上の方は14世帯、1.4%となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

今、課長の説明をいただいた中で、5名以上が14世帯いらっしゃるということでしたが、その中で、特に多くのお子様を育てている家庭というのは何人家族が一番多いのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

先ほど5人以上の方は14世帯と申しましたが、8人以上いる方が2世帯いらっしゃいます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

8人以上が2世帯もあるということで、本町には10名以上いらっしゃる家庭もあるのではないかなと思うのですが、そのような大変素晴らしいことなので、本町として、「本町の宝」ですということで、何か表彰してもいいのではないかなと思うのですが、その辺、何かやられているのか、もしないのであれば、町長のお考えなどあればと思いますがお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本町として一世帯、特に、多くのお子様を産んでいただいている方についての、表彰条例、表彰については、現在のところはありません。しかしながら子どもが宝というようなこともありますし、確かに多く子どもさんを育てるということも、大変なご苦労があるということも、考えられるということもあります。それを表彰することがどうなのかということについては、検討が必要かというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

そうですね、検討していただいて、私個人的に、何かもうありがとうという気持ちで表彰したいという思いで今言わせていただきました。

そしてまた、県内において、人口増加傾向にある市町と、本町の補助金制度の比較分析をされているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

日本の人口減少は、単に人口が減るという問題ではなく、社会構造の変化や生活スタイルの変化、婚姻意識の変化等の様々な要因があるほか、出生数の減少や高齢者の死亡数の増加により、自然減が加速し、国全体として人口が減少している状況にあります。福岡県内では令和2年国勢調査の結果に

よれば、自動車産業が集積し、北九州市に隣接する苅田町と行橋市のほか、福岡市を中心とする福岡都市圏とその近郊で人口増加が続いております。これは補助制度による効果もあるとは思いますが、仕事の集積の効果が大きく、交通機関や商業施設、娯楽施設、教育機関の充実など、大都市圏ならではの都市機能の集積による効果も非常に大きいと考えており、地方都市としては非常にまれな事象です。

住民向けの補助制度は、各市町村において様々な取組が展開されておりますが、それぞれに事情が異なるうえ、目的やターゲットが同じであるとも限らないため、一律に比較することは困難であります。人口増加と補助制度の相関関係がどの程度あるかも判断が難しい部分であると感じております。

全国的に人口が減少する中、町を維持していくためには、補助制度も一定の効果はあると思っておりますが、教育や医療、交通の充実、地域コミュニティーの活性化など、身近な部分において住みたい、住み続けたいと思われる魅力あるまちをつくっていくことが最も重要であると考えております。

しかし補助制度をおろそかにすると、人口の流出が加速し、取り残されてしまう恐れもありますので、事例の調査研究には取り組んでいきたいと思っておりますし、福岡都市圏発展の波及効果を本町でも享受できるような鞍手インターチェンジや鞍手駅、高速バスなど、福岡都市圏との時間距離の近さを生かした取り組についても研究していきたいと思っております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

私も、県内補助制度を比較してみたのですが、今現在の補助制度で見ると、やはりどこの市町村も、そこまで大きな差っていうのは身受けられませんでした。だからこそ、本町が特色ある補助制度を実行することができれば、大きな効果につながるのではないかなと考えております。

その一例として私が思い浮かぶのが、福岡市東区にある照葉地区、アイランドシティというものがあるのですが、あそこの開発計画が1989年に開始され、その5年後に埋立てが開始、そしてまたその5年後に、物流エリアの稼働が開始、そして、また5年後に今度住宅エリア、こちらのほうの販売が開始されたということで、開始されてからはもうタワーマンションや小学校などの整備が進んだことから2005年当初には人口が数百人だったのが、10年後の2015年には1万人になり、そしてまたその10年後の2025年には、今現在1万6千人、本町にちょっと多いですが、ほぼ同等の人数までなっているとのこと。

そして、アイランドシティの面積なのですが、本町の約9分の1、本町で例えると、分かりやすくイメージしていただくために私なりに考えたのですが、鞍手駅から弥生団地を通過して町営葬斎場を通過して、本町の鞍手インター、この辺をぐるりと線で囲んで頂いたぐらいがこのアイランドシティの面積になるというふうに考えております。そして現在、進め本町で進められているコンパクトシティ、こちらの効果的な実現に向けた取組が重要であると考えています。

そこでお尋ねいたします。若年層こちらが鞍手町に移住するにあたり必要というか、移住したいなというふうにメリットを考えられるような施策について、どのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

移住にとどまらず、定住につなげる必要がありますので、住宅の取得につながる施策は必須であると考えております。

また若年層は子育て世帯が中心となりますので、子育て支援や教育の充実も必須であると考えており、定住促進奨励金や子ども医療費の助成、小学校の統合による教育環境の整備など、他の市町村より充実した施策も実施しておりますが、他にも充実した施策が展開できないか、第6次総合計画の基本目標の一つに掲げた、生まれてから一生涯を応援するまちの実現に向けて財政状況も踏まえながら、選ばれるまちづくりを進めてまいります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当は何がいいのかというのをやはり若年層、今から土地を買って家を建てる、そして子育てをしていく、そういう世帯にとって必要なものが何かということをやったり常に考える必要があると思います。

そして先ほどアイランドシティの例を挙げましたが、アイランドシティも、今現在の人口になるまでに計画から約30年を要するというので、やはり本町としても、今から30年後、40年後を見据えたときに、もう今の段階から計画を立てて実行していくことが必要になってくると考えられます。

そして最後のほうになります。補助制度の拡充する中で、やはりどうしても財源の確保というものが必ず必要になってきます。

そして、続いての質問に入りますが、財政運営についてです。

こちらの担当課長のほうによれば答弁頂きたいのですが、過去5年間振り返ってみますと、2020年にコロナウイルスの感染症を初めとし、新庁舎の建設、そして小学校統合に向けた建設、そしてまた、物価高騰支援など、様々な課題がある中、対応のほうはとても大変なものだったと考えられます。

そしてまた、今後も、本日一般質問で述べさせていただいたような施策が必要になってくるというふうに私は考えておりますが、そこでお尋ねいたします。

今後5年間の一般会計規模、こちらの見通しをお聞かせください。できれば、課長でお願いしたいのですが。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗 恭輔総務課長

今後5年間の中期的な財政見通しにつきましては、歳入面では、人口減少などの影響により、町税収入の大幅な伸びは見込めない状況でございます。

一方、歳出面では、社会保障関係経費や子育て支援関係経費の増加、統合小学校等の建設に伴う令和9年度の建設事業費の増加、また、宮若市外二町じん芥処理施設組合で施設整備が計画されていることによる負担金の増加を見込んでおります。

さらには物価高騰や人件費の上昇などについては、今後も増加傾向が続くものと見込んでおります。このような中、今後5年間の一般会計の規模は、現行の事業水準を維持した場合、令和9年度に140億円程度に増加するものの、令和10年度から、令和13年度までは90億円程度から100億円程度で推移すると見込んでおります。

しかし、先ほど申しましたように、じん芥処理施設組合の整備費の増減に影響を受ける可能性は十分にあらうかと思えます。

そのため今後におきましても、今まで以上に、財政調整基金や減債基金などその他の基金の取崩しをせざるを得ない状況もあらうかと思えます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当に今まで、ずっと約110億円規模の予算でやってきてそれが140億円になるという今課長の答弁でありましたが、そのあとは90億円程度まで下がるのではないかという見通しができているということでした。

そこでもう1点だけ課長にお尋ねしたいのですが、本日私が一般質問させていただいた内容の施策の拡充、補助制度などの拡充をしたら、そういうふうな財源の確保というのはできそうなものでしょうかその中から、すいません、お尋ねいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗 恭輔総務課長

財源の見通しですが、本町の状況は厳しいものでございます。

令和8年度の当初予算におきましても、財政調整基金を6億円あまりは財源として使う、それと、ふるさと納税基金から2億5千万円程度を使うということで、やはり予算を毎年組む段階で、歳入歳出のバランスっていうのがなかなかうまくできないというところで、どうしても町の貯金を取り崩しながらというところがございます。ですから先ほど言いましたように、やっぱり社会保障関係の経費、そういったものも今後膨らんでいけば、さらに財源等がきつくなるというふうな認識では財政担当課としては考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当ですね人口減少が進んでいけば、やはり、入ってくる収入減、要するに町税、こちらのほうも間違いなく減ってくるので、歳入の部分を増やすにはやはり、地域に企業の方が進出してきていただいて、収入源をちょっと確保する必要があるのではないかなというふうに考えております。

本日、質問させていただいた内容といいますのが、私の中で、本町の人口が減少してしまう、しまってから対策するのではなく、まだ今、1万4,500人程度の町民の方がいらっしゃいます。こちらの規模のうちに、少しでも早い段階から、10年後、20年後を見据えて、言えば積極的な他の市町に負けることのないような施策を打ち出せることができたらいいなと思い質問させていただきました。

やはり町民の福祉、そしてインフラの維持に大きく関わってくる問題ですので、今後もしっかりと質問していきたいと思っております。

最後までご答弁頂きありがとうございました。これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時01分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時09分 ——

一般質問 ② 宇田川 亮 議員

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、健康こども課長

○的野信之議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に4番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。宇田川亮議員。

○4番（宇田川 亮議員）

4番、通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目は、データセンター建設による影響と対策についてです。現在、世界的にデータセンターの建設が急増し、電力消費やCO₂排出をはじめ、自然や住環境への影響が各地で問題となっています。

本町でも、鞍手インター近くにデータセンター建設が予定されていますが、その具体的影響についてまずお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本開発は、鞍手開発合同会社がデータセンターを建設するとして、現在では造成工事が完了し、これから建物の建設工事が進められる状況にはなっております。

しかしながら現在のところ鞍手開発合同会社から、データセンターの建設、運営を行う企業に係る情報がなく、また建物の設計や設置される設備も示されておられませんので、建設運営における影響に関する協議はどのようなデータセンターが進出してくるか分からない状況になっておりますのでこれからということになります。

今後、企業が決まりましたら住民生活に影響を及ぼす可能性がある、交通量の増加、騒音、排熱、排水などについては、NPO法人日本データセンター協会が策定中の、データセンターの新設運用における地域共生のガイドラインに沿って協議を重ね対応していきたいと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

企業が決まってから話をすると、ですが一般的に、今世界的に先ほど言いましたけどもデータセンターが急増している、日本各地でもたくさんのデータセンターが出来上がっているというような状況の中で、あらゆる具体的なものについては難しいかもしれませんが、先ほど言いました電力の消費量だとか、CO₂だとかいろんなもので、懸念される部分があるのではないだろうか、今、現状でどういうふうな影響があるというふうに認識されているのか再度お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、私どもと協議をしているのが、土地の地権者であります。それで、先ほども言いましたように、どの運営会社が来るのか、どういうデータセンターになるのかは、今のところ皆目、情報がないというような状況ですので、話をする相手も地権者でしかありませんので、全くその辺は協議にならないかなというふうに思っています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

協議をすぐしてくれということじゃないですよ、今言っているのは。全国的にデータセンターが増えている中でいろんな影響を与えている部分がある、その影響について町長はどういう認識を持っているのかというのを聞いているのです。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、データセンターがくるというようなことで、影響があるかもしれないということであれば、交通量の増加、騒音、排熱、排水などについて、どのような影響があるかということになろうかと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

そのデータセンターについては、冷却システムで消費される、水資源の影響が世界的に懸念されております。サーバーが発する熱を冷やすために、膨大な量の水が必要とされており、大規模なデータセンターでは、1日当たり数百人から数万人分の水を消費することもあるそうです。特に地下水から取水するようなことがあれば、地盤沈下の可能性もあります。ここ鞍手町においては特に。

町からの水の供給、もう事前にどういふふうにするのかということも考えていかないといけないのではないだろうかと、いふふうに思いますが、その辺はどういふふうを考えていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

データセンターは大量の水を消費するというふうに言われております。今後、大量の水が必要になるデータセンターが進出してきた場合は、本町の上水、または地下水では対応が困難であろうというふうに考えておりますので、工業用水での対応をしていただくことになろうかと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

工業用水も、データセンターからすれば、企業側からすればお金がかかるものだと思います。地下水だけでも、上水だけでも対応できないということであれば、おそらく総工業用水で対応しないといけないのではないかという予想は立てられますけれども、やはり地下水だと、掘るお金とか工事代金はかかりますけれども、もしも地下水から少しでも供給する、取水するというようなことがあれば、町の地盤の関係から言えば、いろんなところで地盤沈下の恐れがあるのではないだろうかと思えますので、町としては企業が決めれば、その話し合いの中で、地下水からじゃなくて工業用水でというようなことは条件として、つけるべきだといふふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

実際に、大量の水を使うデータセンターになるかどうか分からないような状況です。

今はもっと進んで、水を使わないで冷却するっていう方法もあると聞いております。しかしながら水を大量に使うというデータセンターが進出した場合には、仮定にはなりますが、先ほども言いましたように、本町では上水または地下水での対応は難しいのではないかとこのように考えておりますので、工業用水での対応をお願いしたいというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

お願いするだけじゃなくて、そこはしっかり相手とも話をさせていただきたいというふうに思います。

もう一つ、冷却システムには高い純度の水が必要であり、冷却プロセスで蒸発する際に不純物が濃縮されるため、排水処理が問題となる場合もあります。

そして、冷却した後の水は通常取水した温度よりも高くなっており、この温排水が生態系に影響を与える可能性もありますが、その対策についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどもお答えしましたように、今後どのようなデータセンターが進出してくるかは全く定かではありません。議員の言われる問題やその対策等については、今のところはお答えのしようがないというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

全く企業の相手方が分からないから、またデータセンター来るかもまだ分からないということであれば、決まってから、それから話し合うということになってきます。事前に対策等、もしも、データセンターが入ってくるなら、今、有力な話でもあるから、データセンターが建てられるというのは、事前の全協の中でもそういう話もありましたし、だとすればデータセンターがもし来た場合の対策等は事前にしっかりと立てておくべきではないかというふうに思いますけどもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町として、そういうような規制をかけるようなことというのは、今のところなかなか難しいというふうに考えております。先ほども言いましたように、要するに日本データセンター協会が、今策定中ではありますが、データセンターの新設運用における地域共生のガイドラインが策定されれば、それに沿って、相手先が決まればそのデータセンターに対して協議をしていくということになろうと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

データセンターが建設されたら、町に対し固定資産税等の増収にもつながってまいります。町財政も一定程度改善される見込みもあるというふうに考えています。なので、そこに関しては歓迎したいと思います、だから一概にデータセンターがくるのを私は反対しているわけでもありませんし、来る

に当たっては、どういうリスクがあるのか、それに対して、どういう対策をとらないといけないのかというのを事前に考えていただきたいという意味で質問させていただいておりますので、よろしく願いします。

しかしながら、ある県のデータセンターが入っているところ、この会社は、イギリスのある会社です。イギリスが本国ですね。このイギリス、英国では、景観、視覚影響評価や環境騒音評価等を実施、公開しています。イギリスではそういうのが公開されております。けれども、日本の法律ではそういう対応が求められていないという現状があります。そういう理由で情報公開請求に応じないという会社もあるわけです。事業者に対して、やはり明確な法的義務を課す必要があると思うのです。これは町自体だけでできることではありませんけれども、そういった問題も、国に対してぜひ求めていただきたいというふうに思いますけれども、これについて、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

おそらく、日本全国各地で既に多くのデータセンターが建設され稼働されております。そういったことから、問題が起こっているということで、先ほども言いましたような、地域共生のガイドラインをつくる必要があるということで今策定をされているのであろうというふうに思います。もちろん中身については全く情報がありませんので承知はしてはおりませんが、日本の国土に応じた、おそらくはそういったガイドラインで、新設、運用に関するものについてのものになるというふうに思っていますので、そのガイドラインに沿って、先ほども答弁させていただきましたように、こちらとしては対象となる、運用会社には、求めていこうというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

運用会社には求めていく、ガイドラインに沿ってと言いましたけれども、けれどもそれは法的根拠がないわけですね、ガイドラインができたとしても、とすれば、やっぱり先ほど言いました、ある企業では、日本にはそういう法律がない、規制がないから、情報公開にも応じない。ただ、建築基準法で定められたものに関して、適法であればそのまま建てていくというような状況であれば、建築基準法というのは、1950年に制定されて以来、データセンターというような概念なかったわけですが当時は。最近になって、いろんなところで影響もあるようなところで、だから、現在はどういう位置づけになってとすればその倉庫とか事務所の類いに分類されているという状況にもなってくるわけです。だから、この建築基準法もきちっと整備しないといけない。それに合わせた、ガイドラインだけで、それが守れるのかって言ったら、そうではないというふうに思いますから、そこは国に対してもきちんと物申して法的規制なりを設けてもらうようにぜひ働きかけていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、宇田川議員が言われましたとおりデータセンターは事務所扱いです。事務所扱いなので、今まで、そういう規制がなかったというふうに考えております。それで全国のいろいろな課題、問題が出てきたことによってガイドラインを作成しようということの流れだろうと思います。ただ鞍手町に、

データセンターができるのではなかろうかというようなことではありますが、議員が言われますように、これやはり法律をつくる、国会等での審議が必要ではないかなということ、我が町、一町が、要望を出しても、それが反映されるかどうかというのなかなか難しい状況であろうと思います。そういった意味で、やはり政党だとか、または6団体だとか、そういった団体を通じて、そういう要望があれば、必要になるのかなというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

6団体も、町長は加盟してあるわけです、とすれば私一人が言ってもどうしようもありませんかというような答弁じゃなくて、町自身、町民全体、この鞍手町のことに関わってくるわけですよ、そして、それを代表する町長がそういう規制なりをつくるべきだということは、その団体を通じてでもやっていくべきじゃないですか。それはぜひやっていただきたいと思います。国に要望、私個人が言ってもではなく、いろんなところで国に対して要望を上げているのではないですか、町長、今度のじん芥でも、国に要望しに行ったでしょ、個別のことではありますけれども。

あらゆるところから、やっぱり、鞍手町を守るために、町民の財産を守るためにも、町長は町民の代表、鞍手町の代表として、国に対して規制を求めるといこと、そういう姿勢を示していただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、少なくともデータセンターは先ほど言いましたように、事務所扱いでもありますので、そのデータセンターそのものがどういったものに該当するかっていうようなところから、やはり法律を考えていくということになるかと思いますが、基本的には法律をつくる国会が中心になってご審議を頂くとということになるかと思いますが。先ほど言いました6団体につきましても、もちろん私は全国町村会の中の福岡県町村会の中の一会員ではあります。そういった中、福岡県町村会で、そういうような意見がまとまるかどうか、そしてまた全国の町村会が福岡県町村会の意見を取上げて全国町村会の意見として取上げていただくかどうかというのは定かではありませんが、私としては福岡県町村会の中で、声を上げたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ぜひよろしくをお願いします。できた場合、やっぱり先ほど言いましたその会社によっては、情報公開もしないとか、会社によってはあるわけですよ。そうすれば、例えばCO₂をどのくらい出すのか、電力はどのくらい使うのか、水がどのくらいいるのか、その情報もこない、明らかにしないという可能性もなきにしもあらずです。その辺は、情報公開をしっかりと事業者が決まればデータセンターがくるとなって、その企業が決めれば、そこはしっかりと情報公開をやっていくというような姿勢で臨んで頂きたいし、ぜひ事業者と行政と住民参加の審議会等も、実現させていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今の法律の中で、情報公開が義務づけられているのかどうかということも、私としては承知をしておりません。したがって基本的に、法律がどうなっているのかっていうのが基本にあると思いますので、その法律を超えて、求めることができるのかどうかっていうことについても、私のほうは承知をしておりませんので、今ここでこうするというふうな答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

今、決断できないということですけどけれども、先ほど言いました町民の命と財産を守るという立場から言えば、ぜひともそういった大きなところがくるのであれば、審議会等も必要ではないかと思えますけど、是非その時は、前向きに検討していただきたいと思えます。

最後に、大量の電力を消費するとともに、CO₂も大量に排出されるということでもありますが、町が宣言しています、ゼロカーボンシティ宣言との整合性をどのように考えているのか町長の答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

DXの推進、AIの普及等によるデータセンターは社会経済活動の中で、必要な施設であり、そのニーズは高まる一方です。データセンターは大量の電力を必要とされており、脱炭素社会との流通が課題であるというふうにも感じております。

現在、各事業者においては事業活動において排出されるCO₂の削減が求められており、データセンターにおいても例外ではありません。

このような中、ゼロカーボンシティ宣言をしております本町といたしましては、消費される電力について、化石燃料に頼ることなく、自然エネルギーといったCO₂を排出しない電力を利用したり、省電力の設備を導入したりといった対応を期待しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

期待するだけで、このゼロカーボンシティ宣言というのが、絵にかいた餅になりかねないっていうよりも、今までやってきた、少しずつでもCO₂削減をしようということが一気にひっくり返されてしまうような問題でもあるわけです。だから、相手には期待するだけじゃなくて、これの整合性どういうふうに考えているのですかっていうのを聞いているのです、町長に対して、お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これはですね要するに確定した情報ではありませんし、新聞等での報道でしかありませんが、基本的にデータセンターの場合は、再生可能エネルギーを利用するというようなことが報道されております。というのも、今も電力につきましては、どういう電力を使っているかっていうことは、トレサビリティ、要するに電力の証明書を出すというようなことが、もう今、世界的では標準になりつつあります。そういったことで、化石燃料を使っているデータセンターであるということであれば、そのデータセンターを利用する企業というのはほぼないのではないかなというふうに考えております。そういった意味で、再生可能エネルギーをデータセンターはおそらく使うであろうと、これは先ほどと言

いましたように、希望的観測であります、世界の電力に対する、考え方が非常に厳しい状況になっておりますので、日本の運用会社であろうと、外国の運用会社であろうと、基本的には再生可能エネルギーを使うのではないかとということで期待をしております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

再生可能エネルギーを使えば、ここデータセンターができてCO₂は排出されないという考えですか、町長は。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

再生可能エネルギーの中にも、いろいろな区分があるというふうに思います。自然エネルギーであるということもそうですし、または原子力発電ということもそうですし、失礼、原子力発電はCO₂を出さない電力ということですが、基本的には、自然エネルギーが再生可能エネルギーではないかというふうに私自身は考えております。いずれにしましてもCO₂を出さない、電力を使ったデータセンターになるのではないかとというふうには考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

エネルギー、電気をつくるうえで、CO₂を排出するということはあると思いますけども、データセンターがもし鞍手町にできて、この場でCO₂排出されるというのはありませんか。ゼロカーボンシティ宣言と鞍手町の政策等とデータセンターができることによってCO₂が排出されるとかいうことは、ありませんか、整合性は保たれていますかというのを聞いています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基本的に先ほど言いましたように、データセンターが鞍手町に進出してきたというような状況の中で、消費する電力は、先ほどもご説明させていただきましたように、基本的にはCO₂を出さない電力を消費するというふうに考えております。したがって、そのデータセンターが進出したことで、CO₂の増加につながるというふうには考えておりません。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

そしたら、町長のゼロカーボンシティ宣言ということには合致しているということで、町長は考えているというふうに私は受け止めたいと思います。

この問題について最後にもう一度ですけども、事業者が決まれば、電力の消費量がどのくらいになるのか、CO₂の排出がどういうふうになるのか、排熱がどうなるのか、それから使用水量、排水の装置も含めてですけども、そういったものをぜひ情報を、すぐにでももらって、ぜひ公開していただきたいと思いますがその点についてはどうですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、データセンターにそのような情報を公開する義務があるかどうか

というのが、私は今、承知をしておりません。当然ながら義務があるということであれば、今言われたような情報についての開示を求めていきますし、義務がないとすれば、それを求めてもはたしてデータセンターの運用会社が、出していただけるかどうかについては確約できないというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

だから法規制をやってって言うだけですよ。どうか分かりません、情報がくるかどうかも分かりません。そんな会社きて、先ほど言った工業用水で対応するというようなことも、分からないじゃないですかしたら。データセンターつくる企業というのは、まず、第一に利益を求めるのですよ、これが第一なのですよ、民間ですから、もちろんそうです。その地域がどう、水が枯渇しようが自分たちが儲ければいいわけです、言い方悪いですけど。そういった業者ですよ。全部が全部とは言いませんけども。だけでも町として、やっぱりそういった必要な情報だとか、懸念される部分について、しっかりと情報を集めると、こういう状況になっています、だから安心してくださいとか、それは町長としての責務じゃないですか、町民に対して安心感を与えるというのは、ぜひやってください。規制がどうなっているか分かりませんから、それどうなるか分かりません、でもデータセンターきて、固定資産税ください。それじゃ、ちょっとどうしようもないですよ町長。きちっと、そこは、はっきりと毅然とした態度をとっていただいて、しっかりと情報を集めるという立場でやっていただきたいと思いますがもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの答弁に多少誤解があるようですが、要するに全てが法律のもとにあるわけで、法律で義務がなければ、相手方は出さない可能性があるということを示したわけでありまして、こちらとしては当然ながらそういう要求はしていこうというふうに考えております。考えておりますが、先ほど繰り返しになりますけど、相手が、法律で定めてられてないのに出す必要があるのかと言われたときに、こちらとしては対応のしようがないということで、求めはしますっていうことを伝えた、要するにお答えしたわけです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

なかなか逃げ道をつくるような答弁ですけども。求めはしますけども相手がそういう規制がなければ、そもそもしょうがないです。あともうどうしようもありません。お手上げですみたいな答弁ですよ町長。そうじゃないじゃないですか。ちゃんと先ほどから言いました、国に対しても規制も求めていくし、先ほど何かねガイドラインですか、も言われましたけども、それに沿ってやってもらうように、きちっと物を申し述べていくと。情報についてもしっかりと出してもらうように、相手が出しませんそんなあれはありませんというだけじゃなくてそこで終わるのではなくて、もっと出せるように、出してもらえるように働きかけはいろんなところにもやっていただきたいと思います。

町長が何かちょっと、どうも逃げ道というか、そういう言い方に聞こえるのですよ。先ほどから。求めはしますけど駄目だったらしょうがありませんみたいな答弁ばかりなので、そこはしょうがないではなくて、町民のトップとして鞍手町の代表者として、そこはやっぱりきちっと毅然とした態度

でやっていただきたいということを言っているわけですよ。この問題、最後をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

それこそ宇田川議員からも、ご紹介があったように、どこのデータセンターか分かりませんが、やはり自治体が求めても公開しないというのは、ご紹介がありましたよね。ですからそういうこともあり得るということで答弁をさせていただいているわけで、もちろん求めはしますし、当然ながら努力もしていきます。ですけど、宇田川議員のほうをご紹介したことも、当然ながら考えられるわけですから、それは今後、町村会のほうに要望を提出するなりですね、6団体の一団体として、それを要望していこうというふうには考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

なかなかピシッとした答弁はしませんけども、それはしょうがないじゃないかと言われればそうかもしれないけど、もうちょっと、町の代表として町民の生活等を守るという立場できちっとやっていただきたいと思います。

次に行きます。次に小学校統合に伴う学童保育の今後についてということです。

新小学校が令和10年4月に開校するという予定でもありますけれども、学童保育所は今3つありますが、それぞれ運営主体も違うと思いますし、今後どういうふうな運営等をやっていくのかという見通しについてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

本町における放課後児童健全育成事業につきましては、現在、町内3ヶ所の放課後児童クラブをいづれも保護者会を運営主体として町が委託する形で実施しております。

令和10年に予定しております統合小学校の開校にあたりましては、統合小学校の敷地内に新たに整備する放課後児童クラブにおいて、現在の3クラブの運営主体を一本化し、統合的に運営できる体制の構築について検討を進めております。

この検討に当たりましては、現場の状況を最も把握している各学童の主任支援員さんが中心となり、保護者の皆様や関係する有識者にも参画頂き、運営方法や組織体制、役割分担などについて定期的に協議が行われております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

現在の学童の通ってある人数、そして統合小学校になった場合にどのくらいの人数を見込まれてあるのかというのが分かれば教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在の在籍人数は、通常と一次を含めまして、216名となっております。統合小学校基本計画からは想定児童は170人程度と統一小学校の学童保育ではなっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

令和10年4月ということですから、あと2年あるわけですが、児童数も若干減るのではないだろうかというふうに思います。なので学童に通っている人数も、合わせて減るのではないかなとは思いますが、でも統合されたら、今の学校よりも遠くなる児童がたくさん出てくるのではないだろうかというふうに思うのですよね。そしたらやっぱり学童保育にお願いしたいという子供たちも、その分、統合されたら、逆に増えるのではないだろうかというふうに思いますけども、170人ですけども、統合された小学校の敷地内にはいれる収容人数の上限、何人でしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

想定されている人数は170人程度となっておりますが、定員数的にも同じ程度となっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ただ今、定期的に3つの運営主体等で協議がなされているということ聞いてはいますが、なかなか遅々として進んでないというふうなことも聞きました。運営主体、保護者会中心とはいえ、3つあるわけですので、それぞれに、いろいろな考えとか方針とかあると思うのですよね。そこは、あと2年あるとはいえ、ちゃんと、やっぱり早めにいろんな方針とか体制とかを考えていくようにこれから早め早めに進めていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

今後のスケジュールについては、令和10年の統合小学校開設に間に合うよう、令和8年度中に、運営主体の方向性を整理し必要に応じて、法人設立の準備や規約整備等を進めていくこととなります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

三つの運営主体、それからその会話している保護者も含めて、ぜひ早急に話合いも持ちながら、スムーズに進めていくように、最後をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で宇田川亮議員の質問を終わります。

一般質問 ③ 野口 美恵子 議員

質問者：野口 美恵子議員

答弁者：教育長

○的野信之議長 次に5番議員、野口美恵子議員の質問を許可します。野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

5番、では通告に従いまして一般質問いたします。

以前、2回、図書についての一般質問をしましたがけれども、期待した答弁は得られませんでした。今回は小学校統合に伴う図書管理について質問いたします。

具体的に6小学校の図書の集約をどのように考えていらっしゃるか、何か計画を立てているのか。令和10年4月開校にあたって、どのような計画を立てているのか教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

統合小学校の図書については、令和9年度に現在の蔵書の調査を行い、その中で重複しているもの、古くなっているものの、破損しているもの、新たに必要なものの調査を行い、統合小学校で使用する図書の選定を行うよう計画しております。

現在の蔵書の管理については、データ化されておりますが、多くの作業が想定され、図書に関する知識も含め、現在小学校にいる先生での対応は難しいと考えており、令和9年度に図書司書雇用の予算要求を予定しております。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では、具体的に進んでいるということが今、分かりました。

あと2年間でそういうふうなことができるか、準備がとても大変だと思うのですがけれども、令和10年の開校に間に合うようお願いしたいと思っております。

それについて今度2番なのですが、ふるさと納税寄附金を利用して図書整備ができないかということなのですが、現在ある小学校には、当初、新しく鞍手小学校に集約するということになるのですが、今、答弁がありましたけれども、同じ図書もたくさんあって、それらを廃棄処分にするってというのはとてももったいないことなので、有効活用できればできればと考えますけれども、6小学校のどこか1か所に集約できればいいと思っていましたけれども、立地条件を考えると、子供広場があって、駐車場の心配もなくて、町民の皆さんが出かけやすい中央公民館の図書室を改装して、違い棚などを設置して、新たに図書の蔵書数も増やして、そういう図書が無駄にならないのではないかと考えます。

ふるさと納税の事業名に、子育て支援及び未来を担う子供の教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業という項目があります。事業内容として、子育て支援、学校教育の振興、青少年教育の充実などがあり、そういうものに充当させることが可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在、6小学校にある冊数は、4万2千冊ほど6小学校にあります。ほとんど使えないものとかいうのはもう処分しておりますので、それは活用することができますし、また新しくできる学校につきましては、図書室というか、階段状のもの、そういったところで本はたくさん置くことができますので、今のところはそういう考えは持っておらず、今ある蔵書は全部活用していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では、今の答弁で無駄になることがないっていうのが分かりました。

鞍手町には図書館がなく、中央公民館に図書室しかないので、図書室をもう少し、ふるさと納税を活用して、ちょっと提案させていただいたのですけれども、ちょっと難しそうですね。

では最後になりますけれども、鞍手町の小学校には図書の司書がおりません。ほかの市町、ちょっと調べたのですけれども、鞍手町だけにそういう図書の司書がないので、とても図書の司書が重要だと考えます。でほかの小学校6校見学してきましたけれども、司書教諭と小学生の図書委員だけではなかなか図書の整理が追いつかず、せっかく入ってきた新刊図書も山積みになっている小学校がありました。司書教員も授業があるために、図書の整理にまでなかなか目が行き届かなくて困っている様子が見受けられました。

図書の司書は、人と本をつなぐかけ橋となる専門になります。専門の図書の司書の必要性をひしひしと感じた次第です。

では令和9年度に図書の司書を配置していただくっていうような答弁がありましたので、ぜひ遅くても、令和9年に図書の司書の配置をしていただかないと、令和10年の開校に間に合わないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長

答弁は要りますか。野口委員。

○5番（野口美恵子議員）

では最後に、令和10年度の4月の開校に向けて、図書のことについては、何も、杞憂する心配は、特に、ないでしょうか。答弁お願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在のところその心配はないというふうに考えておりますし、あと2年ありますので、年間100万円ぐらいの予算が、図書費が6小学校で出ておりますので、今後そういった重複等ないように計画的に購入していきたいというふうに考えております。

また現在でも、各小学校が要請すれば、しょっちゅうというわけにはいきませんが、中央公民館に司書がおりますので、時々6小学校または中学校に出向いて、本の整理等を今、やっているところでございます。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では今いる中央公民館の司書の方がそういうふうに出向いてくださるということなので、あと2年間の間に、図書の関係のことは心配要らないということでちょっと安心しました。

では、よろしくお願いいたしますこれで私の答弁を終わります。

○的野信之議長 以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

質問者：西藤 典子議員

答弁者：町長、教育長、まちづくり課長、住民環境課長

○的野信之議長 次に12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

12番、通告に従いまして4点について質問を行います。

まず1点目でございますが、高過ぎる保育料の見直しについてお尋ねいたします。

昨年の9月議会で私は、本町の3歳未満児の保育料について質問しまして、高過ぎる保育料の見直しを実施すべきではないかとお尋ねしました。

町長から、他の子育て支援策との整合性をとりながら検討していきたいという回答を頂きましたが、その検討の結果、どういう見直し、あるいは改正が行われたのか。また高過ぎる階層表そのものの改定はなされたのかをお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

利用者負担、保育料につきましては、世帯の所得の状況、その他の場の事情を勘案して国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされております。

鞍手町は国の基準から10%減額した額を、利用者負担としております。今回、階層表については、改正をしておりますが、令和7年9月より0歳から2歳の第三子保育料を無償化し、また令和8年度につきましては、第2子保育料無償化の予算を計上させていただいております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

近隣のほとんどの自治体で実施されております。第2子以降の無償化が本町でも実現するというところで、非常に喜ばしいことだと思っております。しかしながらまだまだですね本町の保育料は近隣に比べて高いのです。

現在、小竹町は第2子の無償化は実現しておりませんが、小竹町の最高額、第8階層の保育料は6万2千円で第2子は半額ということで、それに3万1千円を足しますと9万3千円なのですね。ところが、第2子の無償化が実現しました段階での本町の第8階層の保育料は9万3,600円となります。まだ600円高いのです。また、宮若市は、第8階層ですね、7万6千円で、本町より1万7,600円も安いのです。今まで、本町と小竹町では、未満児2人を預ける場合、本町は14万400円、小竹町は9万3千円で4万7,400円の開きがあったわけでございます。これだけ開きがありましたら、3歳までは他市町でという保護者が生まれかねません。

高額所得の保護者が他自治体への居住を考えるようなことにならないように、さらなる改定が望まれますが、改定の見直しはおもちでございませんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、小竹町との比較で、階層の見直し、階層によって鞍手町の保育料が高いのではないかというご

指摘であります。小竹町については、まだ第2子については無償化されていないということでもありますが、鞍手町として第2子の無償化、そしてまた階層の見直し等を考えた場合に、実は町に対する負担が大きいのは、第2子が無償化したほうが、町の負担は大きく、保護者に対する負担の軽減につながっております。そういったことで、今回、第2子についての無償化を令和8年度の予算で計上させていただきます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

だから実現しました結果、保護者は随分助かると思うのですけれども、この状況でも、小竹町は無償化してないから第2子の無償学科が実現しておりませんから、例えば、2人未満児を2人預ける場合、どうなるかといいますと、先ほど申しましたように、6万2千円と第2子が半額ですから、3万1千円で9万3千円なるのですね。ところが、無償化が実現しました本町の場合、第8階層の保育料は9万3,600円なのです。だから、無償化されても、無償化されてない小竹町の2人預けた場合の金額では、鞍手町のほうが、まだ高いということで、申し上げているわけなのです。

だから、やっぱりこういう実態がありますと今まではもっと開いていたわけですから、4万7,400円の差があったわけですから、やっぱり私、実数は知りませんが、これだけですね、3歳未満児が2人いる場合ですね、預ける場合、月々4万7,400円の差があれば、子どもが3歳になるまでは、ほかの他市町で、住もうかと、そこで保育をお願いしようかということになりかねなかった例もあったのではないかと思います。

これはやっぱり町長がおっしゃるように、子ども子育ての支援とか、あるいは人口のですね、増やせるためにとか、いうふうなお考えとは、まだまだ一致してないと。

そういうことで、さらなる改定が望まれるのではないかと質問でございます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

子育て世帯の負担につきましては、もちろん保育料ということもありますが、当然ながら鞍手町に住まれている、例えば移住定住で鞍手町にして越してこられた方については、固定資産税を減免する措置だとか、または高校生までの医療費については完全無償化しているだとか、他の若い世代に対する補助制度もあります。そういった意味で、全体として、どういう補助制度を組み合わせることによって、よりアドバンテージがあるかということについては、鞍手町についてはアドバンテージがあるというふうにも考えております。

したがって、保育料の階層区分だけを見直すことが、それは全てではないというふうにも考えておりますので、先ほどの質問議員もありましたように、財政計画にのっとった中で、どういう施策が有効であるかということについて考えていく必要があるというふうに思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうこともあろうかと思っておりますけれども、やっぱり保護者としてはこういうことが目につきますとね、3歳になるまでは他の市町でというようなこともあり得ますので、そういったことも含めまして、やっぱり他の市町で行われていることに近い状況に少しでもしていただくように、努力してい

ただけたらなということで、この質問は終わりたいと思っております。

それで、次に質問に移りたいと思います。

次に、2番目です。防犯灯の維持管理についてです。先ほどの8番議員の質問でかなりですね、もう回答は頂いていることではございますけれども、防犯灯の管理と電気料金の負担の実態ということで、ちょっと私どもの私が属しております鞍手町のことで言いますと、小牧区には37基の防犯灯がありまして、電気代は令和6年度7万1,880円、令和7年度が6万8,400円となっております、自治会に未加入の方が26件ありまして、年間1,500円の徴収が非常に強制できないで困っているというようなことではございます。

こういった質問を地域の要望に受けまして、今回こういう質問をしているわけではございますが、次の質問でございまして、来年度の予算案を見ますと、防犯灯管理費として276万4千円、その内訳は、光熱水費が236万4千円、修繕費が20万円、防犯灯設置補助金が20万円となっておりますが、町が直接管理している防犯灯は、先ほどおっしゃった、1,900じゃなくて、もっと少ないのではないかと思います、何基になっておりますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

町が管理しております防犯灯につきましては、1,200基でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

1,200基分の維持管理費が、先ほども申し上げましたけれども、236万4千円ということではございますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

光熱水費につきましては町の防犯灯の電気代に充てております。そのほかの部分には、先ほど8番議員のほうで、お答えしました、防犯灯の設置新設補修の補助金等に充てた経費となっております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

先ほどの来年度の予算に計上されております、修繕費の20万、防犯灯の設置補助金20万がそれに当たるじゃいうことではございますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

修繕料につきましては、町の防犯灯の修繕費になります。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

次の質問に移りたいと思うのですけれども。

地域の自治会の加入率のことは、先ほどの8番議員の質問でもお答え頂きました。私が担当にお聞きしましたところ、こういうお答えを頂きました。15年前は、63%近くだった加入率が、現在は41%近く、20%低下しているのですね。そういうことを聞きましたが、やっぱり20%以上低下している組織率が、この状況の中で従来どおり防犯灯の維持管理を自治会任せにするのには無理があるのではないかと考えます。やっぱり、本来的には8番議員の質問にもありました、この防犯灯というのは地域のインフラということでございますので、これは防犯灯そのものを町に移管して、町が維持管理を行うべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども8番議員のご質問にお答えしましたが、改めて答弁をさせていただきますと、近年全国的に自治会加入率の低下が課題となっていることは十分認識をしております。

防犯灯の設置場所や必要性については地域の実情に基づき設置された経緯があり、町が一律に管理することは、地域との役割分担の観点からも課題があると考えております。

このようなことから現時点において防犯灯の管理を自治会等から町へ移管することは困難であると考えております。

町としては地域の自主性を維持しつつ、引き続き補助制度等を通じて、防犯灯の設置や維持管理に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

ご承知の方も多いと思いますが、直方市が今年度から防犯灯については市が維持管理するというところで、制度が変わったと聞いております。

そのとき聞きに行きましたら、地域の要望と市長の英断によって、決断によって実現しましたということでした。先ほどの8番議員の答弁で、今、270万円ぐらいの予算に上がっておりますけれども、500万円ぐらいは超えるということでした。300万円ぐらい増えるということでしょうかね。そういうことであれば、やっぱりいろいろ考えてやりくりしていただきましてね、すぐにではできないかもしれませんが、何とか町への移管ということですね、これをお願いしたいと思っております。以上でこの質問は終わりたいと思います。

次の3番目ですが、自衛官募集事務での対象者情報の提供についてお尋ねいたします。

新年度自衛隊に個人情報の提供を行うのでしょうか。次の2番も一緒に聞きたいと思っております。除外申請は受け付けないのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

新年度においても、防衛省自衛隊福岡地方協力本部長から、募集対象者情報の提供を求められた場合には、鞍手町自衛官等募集対象情報の外部提供に関する事務処理要綱に基づき、情報を提供する予

定です。また、除外申請につきましても、募集対象者情報の提供を行う場合には、同じく要綱に基づき、除外申請の受け付けを行いたいと思っております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

この件につきましては、本町では令和3年度よりこの個人情報の提供が始まりましたね。令和6年度からは、いろいろ私も質問いたしまして、除外申請の受け付けが開始されたわけでありまして、受付期間は4月1日から5月30日とされておりましたね。ところが、令和7年度では3月、4月、5月号の町の広報紙に周知が図られたわけでありまして、ところが今年3月号には記載がありませんでしたね。私は個人情報の提供の中止を求めておりましたのですが、新年度はどうされるのだろうかと思ひまして今日はお尋ねしたのですが、例年どおり行われるということでございますが、受付が4月1日から5月30日とされている。そして、3月の広報紙では周知の掲載がなかったということですが、これは、周知が徹底しないのではないかと懸念しておりますが、何か補足的な手だては講じられるのでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

例年、3月号、4月号、5月号の広報紙において自衛官等募集事務で提供する対象者情報の除外申請について広報をしておりますが、今月発行の3月号におきましては、紙面の都合上広報をしております。3月号には、広報してはおりませんが、4月号、5月号の広報には掲載いたしますし、ホームページで常時、ホームページ上には記事は載せているのですけれども、新着情報として4月以降、ホームページのホーム画面に該当すべきページのリンクを貼り付けたいと思っております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個人情報の提供という非常にご本人にとっては非常に重大なことですのでね、くれぐれも、情報の周知徹底、特に除外申請の情報の周知徹底には力を入れていただきたいと思っております。

この除外申請が受け付けられるようになりました令和6年ですが、このときは22歳になる男性1名と、女性1名の計の2名が除外申請をなさっておりました。7年は18歳になる女性1名と、22歳になる女性1名、計の2名の除外申請があつておりました。やっぱり余りにも少なくて周知が徹底していないと思われるわけでありまして。個人情報の提供ですから、周知を徹底していただきたいそのためにはですね、やっぱり個別周知、これが必要ではないかと思ひますが、どのようにお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

議員がおっしゃるように昨年度、今年度と、それぞれ2名の除外申請があつております。2名の除外申請につきましては、ある程度の周知の効果があつたのではないかとと思っております。

今後は、広報紙への掲載、庁舎内のポスター掲示に加え、SNSでの周知等を検討しておりますが、個別周知については実施する予定はございません。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個別周知が難しいということでありまして、私、過去の広報紙の記事を見返してみたわけですが、除外申請についてと見だしに書いてあるのですけどね、やっぱり除外申請ということ全くご存じない方が、記事を見られても、すぐに実感として受け取れられていない面があるのではないかと思います。

そこで私は提案、先日ですね、課長には申し上げたのですけれども、やっぱり最初に、今年18歳、あるいは22歳になる皆さんへというようなことをポンと打ち出させていただきますとね、親御さんとか本人が、私も18歳になるぞとか、22歳になるぞと言って、記事の内容を真剣に見られることがあるのではないかと思います、やっぱそういうふうな周知の仕方、記事の内容にも、さらに工夫していただきまして、周知徹底をお願いしたいと思います、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

広報紙での広報の仕方、あとポスターの掲示の仕方等につきましては、以前、議員からもご指導頂きまして、その内容については、今後、担当係内で協議をしてみたいと思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個人情報の提供ということ、やっぱり本人にとってはあまり感じない方もいるかもしれませんが、感じる人にとっては非常に重大な、特に最近の社会情勢を鑑みますとね、非常に大切な問題だと思っ
ていらっしゃる方も多いのではないかと私は思います。ぜひぜひ、工夫していただきまして、多くの方が、こういう鞍手町には制度があるのだということを知っていただいて、そして、そういう気持ちのおありの方は漏れなく除外申請ができるようなこと、方策をとっていただきたいと思う次第でございます。

では最後の質問に移らせていただきます。

4番目ですが、トイレへの生理用品の設置についてです。昨年9月議会で私は学校や公共施設のトイレへの生理用品の設置について質問いたしました。なかなかいいお答えは頂けなかったのですが、近隣では、桂川町では昨年の12月議会の町長答弁で、役場関係、役場や図書館や町営の入浴施設のひまわりの里に、試験的に生理用品を設置すると決まりまして、1月末から設置されているそうでございます。

また、三重県のこれはちょっと私の最近目にとまりました記事でございますが、去年の11月11日の記事でございますけれども、三重県では、庁舎のトイレに生理用品を設置したと、三重県は、11月10日から、県庁内トイレの生理用品の設置を始めましたと。

公共施設への生理用品の設置について、全国的に議論が起こる中で知事が、実施を表明されたと、6月の質問のときに、要求する議員さんの質問と一般質問で、盗難などを理由に生理用品が公共施設のトイレに置かれていない現状について質問されたところ、知事は県庁トイレに試行的に生理用品配布を施行したいと仮に多くの人が生理用品を持って行くとしても、困っている人が持って行くなら、ぜひ実施すべきだという答弁をされたと、こういうふうな状況があります。

このような、今やですねこの流れはもう全国的にも世界的にもこういう流れが強まっているわけで

ございますが、町長にお尋ねします。庁舎内のトイレに生理用品を設置するお考えはございませんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

令和7年9月議会で同様のご質問を頂いておりますが、内閣府男女共同参画局が行っている生理の貧困に係る地方公共団体の組織調査で、福岡県で取組を行っているのは23自治体ということ、教育長より答弁をいたしております。

ただしその取組内容につきましては議員の言われる、トイレへの設置であったり、意思表示カードや、口頭の申出による窓口での手渡しであったりと、自治体ごとに様々な対応がとられております。

また常設であったり、1年限りの有期であったりと、期間についても様々であります。

当町におきましては現在、防災備蓄している生理用品の入替え物資を、子供食堂で無料配布する取組を始めるよう検討しておりますので、あわせてその一部を庁舎等の公共施設に設置するなど手法を検討してまいりますので、少しお時間を頂ければと思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

前向きに検討していただきまして、本当にありがたいと思います。

やっぱり私は、女性の問題ということをもっと社会全体で重く考えていただきたいと思っているわけでございます。余り報道されていませんけれども、昨日の3月8日は国際女性デーでした。国内や世界各地で様々な取組が進められているのです。

昨日のある新聞の記事ですが、こういうことが書かれておりました。弁護士にはなれないと言われた少女は、その国で最初女性発の最高裁判事になりました。船長にはならないと言われた女の子は、民主的な選挙で選ばれた世界初の女性大統領となりました。最も性差別のない国、アイルランド、男性優位の社会を変えていくきっかけになったのが半世紀前に起きた女性の休日でした。これ映画にもなりました。9割の女性が参加したとされるうねりのような運動は、時代や国境を越えて、今も伝わっています。ちょっと集約します。アイスランドのあの日、大勢の女性たちを前にした労働運動委員長演説は、現在を生きています。長きにわたり、男性が支配してきた結果、世界はどうなったのでしょうか。世の中は地に染まり、苦痛に悶え続けています。女性が男性と平等に引けるようになれば、この世界は必ず変わると信じています。今、世界全体でこういう流れが強まっているということでございます。

またこれもある女性誌の記事でございますが、これは2月14日号でございます。少女らの権利ということで、こういうことが載っておりました。

インド最高裁は、月経中の少女が健康に過ごす権利や生理用品の無料配布を含む学校での月経衛生管理の実施は、憲法に保障された

○的野信之議長

西藤議員、通告書に。

○12番（西藤典子議員）

いや、前置きですこれあくまでも前段ですから、今から質問することをよく理解していただきたい

がために、引用しております。もうちょっとお待ちください。

○的野信之議長

生理用品配付に関係することですか。

○12番（西藤典子議員）

はいそうです。

憲法に保障された生命と尊厳への基本権との判断を示したインドの最高裁でございます、インドですから各種直轄地域の政府に対して、全ての学校に生理用品の無料提供などを義務づけることを指示したとこういうニュースもございました。

このように、特に学校については女性、トイレですね、生理用品を置くということは今や世界の趨勢になっておるわけでございます。この今のインドの最高裁の言葉ですけれども、私は憲法に保障された生命と存在への基本権、生理用品の無料配布を含む学校での月経衛生管理の実施が、憲法に保障された生命と尊厳への基本権という判断がインドの最高裁が下したということでございますが、このことですねとても感動いたしました。子供たちを管理の対象ではなくて、権利の主体と認め、その尊厳を守る、このことは、今の日本の教育にも必要な課題ではないかと思えます。

教育長にお尋ねいたします。小中学校のトイレに生理用品を設置するお考えはございませんでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

以前にもお答えしておりますけれども、鞍手町の小中学校においては、保健室で生理用品の必要な児童生徒に、その子の生活状況や、家庭環境に気をつけながら配布をしております。

保健室を窓口にし、養護教諭と話すことにより、DVやネグレクトなどの相談につなげたり、父子家庭の保護者への生理の理解などを目的としておりますので、今後も保健室での配布を考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

前回の質問のときも申し上げましたけど、特に小中学生の女性は、女性の期間が未熟なので、生理というのがいつくるか分からない、突然やってくることが多いのですよ。気がついたら下着が汚れている、このままだったら制服も汚れる、何とかして早く手当てをしなきゃいけないと思って、この間、聞きましたら、小学校の休み時間5分であるとか、5分の場合もあるとか、中学校でも10分間ですよ。その間に気がついてトイレに行って、すぐ手当てをしたい、だけど、もう時間もないのですよ。そういうときにいちいち保健室に行ってください。そして、こういう問題は女の子にとっては、非常にデリケートな問題で人前には言いたくないことなのですよね。そういうときに、保健室にて長々と説明をし、あなたに最近どうですかとか質問されてね、授業にも間に合わないかもしれないのですよ。そういうね、つらい思いこれはね、女の子の尊厳が守られてないということだと私は思います。やっぱり、この間も言いましたけれども、せっぱ詰まってトイレに駆け込んだときに、そこに生理用品が置いてある、安心できるという状況ですね、早くつくっていただきたい。今後の改革を期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で西藤典子議員の質問を終了します。しばらく休憩します。

—— 休憩 15時31分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 15時38分 ——

### 一般質問 ⑤ 許斐 潤一郎 議員

質問者：許斐 潤一郎議員

答弁者：町長、健康こども課長

○的野信之議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。許斐潤一郎議員。

#### ○9番（許斐潤一郎議員）

9番。通告に従いまして質問を行います。

初めに、以前、言語条例の一般質問をさせていただき、手話の啓発活動の取組をお願いしていましたが、その後、啓発が進んでおるようで、サークルにもたくさんの方っていいましても、少しずつ、参加される方が増えておりますので、今後ともですね、啓発を継続していただければと思っております。

さて、今回お聞きしたいのは、最近になってよくテレビで流れています、带状疱疹ワクチンについてです。令和7年3月までは、ワクチンは、接種については任意で行われておりましたが、同年4月より、国の予防接種法B類とされて、65歳以上の接種の方に助成が行われるようになっております。

本来、带状疱疹は子供のときの水疱瘡によるウイルスが、その後も体内に潜伏し、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力が低下した際に、神経に再活性化し带状疱疹を引き起こすものです。発症すると、様々な痛みと帯状の発赤疹、水疱が身体の左右どちらかにあらわれてきます。なかなかすぐには気づかれる方は、さほど多くはないと思います。そのために、早期受診が遅れ、PHMこれは带状疱疹後の神経痛で、治療が長引いてきます。予防の一環として、带状疱疹予防接種は必要と考えております。

そこで、助成制度も始まりましたので、带状疱疹に対する取組について、何点かお聞きしたいと思います。対象者は、令和7年から11年までの5年間、経過措置として、年度内に65歳から100歳までの5年単位の人が対象となっております。带状疱疹を発症する年齢にかかわらず、日常生活において様々な支障が出てきます。町として、現状の取組について、どのように把握されておるのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

#### ○岡崎邦博町長

発症動向につきましては、感染症法による定点定数把握に該当しておりませんので、動向を把握す

ることは困難です。また発症後は特に高齢者で皮膚症状が改善した後も傷みが長期間持続する先ほど議員がご指摘ありました、帯状疱疹後神経痛を発症することがあり、睡眠や日常生活に支障を来すなど、生活の質の低下につながる可能性があると言われております。

町民の認知度につきましては、令和7年度より帯状疱疹ワクチンが予防接種法によるB類定期接種として開始されました。65歳から5歳刻みの年齢が対象となり、対象となる町民については、帯状疱疹の疾患についての説明や予防接種の必要性、接種方法を掲載し、個人通知をいたしました。

その他情報広報紙やホームページでも周知を行っており、予防接種の接種率向上に向けて周知啓発をしております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

はい広報活動等されておるといことですが、なかなか町民の皆さんに関しましてはお話を聞いてもよく分からないという話をよく聞いております。町長も以前お話をさせていただいたときに、自分も帯状疱疹にかかった経験があるというようなことを聞いたような、聞かないような感じはいたしますけれども、やはりこれはかかった方じゃないと、こういう痛みとか、症状は分からないと思います。日常生活におきまして、やはりいろんな支障が出てくると思いますので、やっぱり対策としては必要だと思います。

次の質問ですけれども、助成金についてお聞きしたいと思います。

ワクチンの効果のデータにつきましては様々ですが、水痘ワクチン、通称生ワクチンでは、接種後1年時点で、6割程度の予防、5年時点で4割程度、組替えワクチン、通称不活化ワクチンでは、1年と5年時点では9割程度の予防効果があると言われております。10年ほどでも7割の効果があると言われております。

そこで、予防接種を受けるにあたり、生ワクチンは通常8千円から1万円、不活化ワクチンでは1回が2万円ほどで、2回打ちますと4万円ほどとなると思います。この金額は一律ではないと思いますが、町としての助成金はどの程度、計上されているのかお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

帯状疱疹ワクチンは2種類のワクチンがあり、生ワクチンは1回2,500円、組替えワクチンは1回6,500円、組替えワクチンは2回接種が必要なため、合計で1万3千円の自己負担となっております。自己負担額は2次医療圏である直方鞍手医師圏域の2市2町で統一の自己負担額となっております。町の補助といたしましては、2,500円が自己負担ですので、1回当たり生ワクチンの場合は5,926円、組替えワクチンの場合は1回当たり6,500円が自己負担となりますので、町の補助が1万5,126円となっております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、回答がありましたけれども、町としましては、後から聞こうと思っていましたけれども、金額は近隣市町村との比較といえますか、合わせての助成金ということです。お話を聞く限りでは、生ワクチンでは8,246円、自己負担が2,500円、不活化ワクチンが2万1,626円として、1回当たりが6,500円、私はこれ大体7割ぐらいは町がみていると思っておりますので、決して安い補助金ではないと思っております。

町内で60歳以上の高齢者の方は大体6千人を超えるくらいと思いますが、7年度、前年から始まりました対象者につきましては、役場より通知書が送付されていると思います。実際に接種された方は何名ぐらい、昨年度おられたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

令和7年度、令和8年1月末現在の接種者数ですが、生ワクチンが93人、組替えワクチンが271人となっております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、課長のほうから、答弁がありましたけれども、6千人ぐらいの中で、対象者が5年単位ということで、かなり絞られてはくるとは思いますけれども、やはり今の数をお聞きしますと、生ワクチンで93、不活化のほうで、271、多いか少ないかっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、やはり町内ですね、医療施設さんのほうに確認しましたところ、くらべて病院さんあたりはそこそこやはり多いですよ、基幹病院ですので、ありますけれども、各医院につきましては、やはり非常に数人程度ぐらいがぼちぼちやっているということでございましたので、やはり、皆さん浸透が少ないのかなと思います。先ほど助成金について、援助をお聞きしましたが、決して少ない金額ではないと私自身感じております。今後、増減にかかわらず、この見直しは、あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

自己負担額につきましては、二次医療圏である、先ほど申しました直方鞍手医師会圏域の2市2町で統一となっております。現在のところ2市2町では自己負担額の見直しについては検討されておられません。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

あくまでも2市2町の中で執り行われているという判断ですので、今後、また増減に関しまして、2市2町での検討になるかと思っておりますけれども、できるだけやはり受けられる方は、少しでも金額が少なくなることを希望されるのではないかなと思いますので、またそういう会議が2市2町でありましたときには、一つの提案として出していただければいいのかなと思います。

それから、経過措置中に、一度でも助成を受けられた場合、その後の助成ってというのは、2回、3回は可能なのでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 健康こども課長。

**○沼野葉子健康こども課長**

2度、3度の助成については、現在のところ実施しておりません。1人につきその該当年齢のときの補助のみとなります。

**○的野信之議長** 許斐潤一郎議員。

**○9番（許斐潤一郎議員）**

該当年度に関しましては、追加で2度、3度あるということはないということで、1人1回ということになりますけれども、やはり受けるタイミングっていうのも、やはり5年後、5年後ということになれば、なかなか難しいのかなとは思いますが。その辺も踏まえて、また今後の検討の中に含めていただければいいかなと思います。

現在私も発症して1年半ぐらいになります、後遺症で現在、セカンドオピニオンとして町外の病院に受診させてもらっています。そこの主治医の先生のおっしゃるのには、予防接種を受ける前に、まずは抗体検査を先に受けて、抗体値が少ないと判断された場合に予防接種をするかどうか検討するのが、一般的ですよっておっしゃってありました。検査料等の確認をしましたら、健康保険では原則的には行っておりませんので、自費診療で自己負担となります。料金は、ちょっと調べたところでは2,500円から5,500円と一律ではありませんけど、ある程度の費用はかかりますけれども、検査を受けることによって、ある程度の帯状疱疹の予防接種を受けるか受けないかという、判断につながりますので、この辺も含めて町としての取扱いを考えていただければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○的野信之議長** 健康こども課長。

**○沼野葉子健康こども課長**

抗体検査をしてからということについては厚生労働省から通知等は来ておりませんので、現在のところ検討はしておりません。現在は、帯状疱疹ワクチンについては、令和7年度から11年度にかけて、5歳刻みに一定の年齢層を移行期間として段階的に対象としております。段階的な接種年齢設定は、年度当初における急激な対象者の集中を避け、ワクチンの急激な不足を予防するとともに、財政負担の平準化を図り、過去に接種機会のなかった高齢者の方々にも公平に接種機会を確保する観点から設けられております。

本町におきましては、国の制度に基づき、二次医療圏である直方鞍手医師会圏域の2市2町で統一して取り組んでおります。今のところ接種年齢の見直しについては、2市2町では検討されておられません。

**○的野信之議長** 許斐潤一郎議員。

**○9番（許斐潤一郎議員）**

今のところ検討をされないということですが、今も話に出ておりましたけども、接種年齢見直しにつきましても、5年後との対象となっておりますが、年度中の接種に関しまして、やはり、各医院でお聞きしましたところですね5年の間に、やはり打たれている方がおられるみたいです。その方たちの意見として、やはり5年、5年待つのも、ちょっと長いような気がする、ですから、やはり途中で例えば、70から75の間で打たれた方とかいうのは当然自費になりますので、そういう方はやはり、自費の支払いではなくて、助成金として、一律に援助してもらおうとありがたいなというよう

な話を看護師さんあたりとか先生が話で聞いておりますということをお聞きしましたので、その辺含めて、やはり見直しとかですね、2市2町の件、先ほどからおっしゃっていますけれども、含めてですね、町独自としての何か検討なんかもですね、少しずつ進めていただければ、町民さんも、助かるのではないかなと思っています。やはり負担金は、先ほどもお話を聞きましたように、非常に高いですからそういうのを考えますと高齢者の方とかは、限りある年金とかで生活されているのであれば、少しでも、緩和できればいいかなと思っています。あとは、今もお聞きしましたように、自己負担等の分につきましてはまだまだすぐには結論とかは難しいと思いますけれども、带状疱疹は高齢者に限らず、若い人も仕事や人間関係、家庭事情、体力の低下等々で、ストレスや疲労による免疫力の低下にて、発症もあります。決して他人事ではないと思います。町内及び役所関係役場関係でも、若い人にお聞きしましたら、やはり带状疱疹かかって、業務等にやはり支障が出たという話も何人かお聞きしておりますので、今後も積極的な啓発と対応を今後も取り組んでもらえることが一番じゃないかと思っておりますけれども、再度、町長そのへん、啓発活動等につきまして、お聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

带状疱疹につきましては、冒頭質問者が言われましたように、テレビでも積極的にコマーシャルと申しますか、広報と申しますか、带状疱疹の受診をするように流しております。本当ここまで流すのかなというぐらいに私自身感じるところがあります。と同時に、町としても、広報、またSNS等で、带状疱疹についての予防接種の啓発をしております。あとは、带状疱疹を、身近な方がかかっている場合、どのような症状で、どのような後遺症があるかということも分かるので、積極的に受けようかなというようなこともあるというふうには思いますけれども、なかなかやはり带状疱疹は身近な疾病ではありますけれども、それがどのような症状かというのはやはり、知られていないところもあるというふうには思いますので、積極的な広報活動は必要ではないかなというふうには考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、町長のほうからですね広報活動は必要だと考えていただけたと思いますので、今後も、知らない方が带状疱疹に関しまして、知らない方はたくさん町内にもおられますので、ぜひ、先ほどの手話の条例の啓発活動じゃありませんけれども、こういうのにも力を入れていただければと思います。これをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で許斐潤一郎議員の質問を終了します。

---

質問者：田中 二三輝議員

答弁者：町長 総務課長

○的野信之議長 次に2番議員 田中 二三輝議員の質問を許可します。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番、本日は町長のハラスメント事案について一般質問を行います。

まず、本日の質問の趣旨についてですが、先ほども言いましたように、宮若市外二町じん芥処理施設組合において、第三者委員会によりパワーハラスメントが認定された事案です。

本件は、町長が組合長を務めていた期間に発生し、認定後に組合長を辞任されたという重大な事案であります。町政への信頼にも直結する問題であり、鞍手町の失われた信用をどのように取り戻すのか、今後のハラスメント防止の取組や町職員に対する町長のハラスメントの有無を確認する必要があると強く感じております。これが今回の質問の趣旨であります。

まず、鞍手町長である岡崎前組合長といったほうがいいのですかね、パワーハラスメントと疑われる言動または不適切な行為に対して、覚えていない、記憶にないなどの答弁を行っていましたが、じん芥組合が設置した第三者委員会の調査報告書では、5件のパワーハラスメントが認定されました。第三者委員会が認定したパワーハラスメントの事実関係について、町長はどのように把握、または認識されているのか、まずお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

報告書につきましては専門家の意見であり、真摯に受け止めております。第三者委員会は私の主張が認められている部分もあれば認められていない部分もあります。また別の専門家にも意見を聞いておりますけども、報告書とは異なる評価を受けている部分もあるということでもあります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうしますと第三者委員会が出した結論に対して異議があるということですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど述べましたように、報告書については、専門家の意見であり、真摯に受け止めておりますけども、私の事実認識や別の専門家の評価とは異なる部分があるという意味です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ちょっとよく分からない。どういうこと。もっと具体的に言うかどうか。要するに、今、第三者委員会は町長が組合長の時代に行った行為、行動について5件のパワハラがあるという結論に至ったということですよ。その事実は真摯に受け止めている。それは素直に受け止めているというふうに受け止めていいのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

そういうことではありません。報告書については、専門家の意見でありますので真摯に受け止めておりますが、私の事実認識や、別の専門家の評価とは異なる部分があるという意味です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

要するに、意義があるってことですね。じゃ、ちょっと違ったことを聞きます。認定された行為の概要、5件の概要、これをまず説明してください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

事犯の性質上、被害者とされる方の心情等も慎重に配慮する必要がありますので、私の事実認識等を具体的にこの場で述べることは差し控えさせていただきます。また、そもそも私は、報告書の個々の認定や評価の当否について、この場で意見を述べるような立場にもないと考えております。いずれにしましても、報告書の指摘を真摯に受け止め、改善に取り組むことが私の責務だと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

もっともらしく聞こえます。私のほうから調査報告書が提出されておりますので、公表されております内容で、調査報告書の中身について5件の概要をまず述べます。

1、鞍手町長である岡崎組合長の不正確な認識を前提にして、職員に対し「責任がとれるのか」と激高し叱責した。このことは業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動であり、労働者の就業環境が害されたことを示している。

2、組合長に対し、次期可燃ごみ処理施設の処理方式の検討状況を報告するための内部文書であり、内容に誤りがないにもかかわらず、手書きで文書を修正する必要は認められない。「議会から振り回されている」失礼「議会から振り回されているとうなる」などと能力に問題があるかのような発言をすることは、優越的な関係を背景とした言動にあたり、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動に当たる。また「大事になっとるみたいやけどごめんね」と、腰に手を回して笑いながら発言した。パワーハラスメントに該当する行為を行い、このことが議会で問題視されるに至ってもなお、このような言動に及んでおり、パワーハラスメントは許されるものではないとの認識が低いと言わざるを得ない。

3、「本当にそれでいいのか」「〇〇は信用ならん」との発言に対しては、優越的な関係を背景とした言動に当たり、他の職員に対して〇〇に聞こえるような状況で伝えることは、〇〇に対して屈辱感を与える状況において行われたものであり、〇〇の人格を否定するものである。この言動は業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。

4、〇〇が不在の場で「〇〇には友達がない」他の職員の面前において「音楽で食べようと思っていたこともあった」と述べる〇〇に対して「うそやろ、おまえはそんなんではない」などと述べた。〇〇の過去の人生感を否定するもので、精神的に苦痛を与え、〇〇の就業環境は害されたといえる。これは業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。

5、他の職員の面前において「〇〇は議会と結託している」との発言は、優越的な関係を背景とした言動に当たり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、これが、パワハラ認定された調査報告書による5件の概要であります。

なぜこのような事態、事態というか発言というか行為というか、それを行ったのかお伺いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、あなたがですね、そうやって報告書の中身をこういう公の場で、そしてこれが、ライブで配信され、そしてユーチューブでも配信されます。これを被害者とされる方たちが見たときにどういう感情になると思います。

私はですね、だから、さっき言ったように被害者の方の心情を配慮、要するに配慮すべきだというふうに言っているのですよ。ここはですね、裁判所じゃないですよ。いちいち、いちいちですね、そういったことの認否を確認する場ですか、本当に私が当然、報告書についてですね、認定を受けましたし、真摯に受け止めております。しかしながらですね、その被害者とされた方の心情も、しっかりと受け止めるということが大事じゃないですか。報告書の指摘を受けてですね、当然ながら私は改善に取り組むことが私の責務だと、先ほども言いました。ですから、これから先のことを考えればですね、ここで認否がどうだとか、細かなことを言うこと自体、二次被害を起こすことにもつながりかねないのですよ。もう少しですね、被害者の心情も考慮すべきじゃないですか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

まず、議長にお伺いしますけど、本議会で反問権あるのでしたっけ。

○的野信之議長 ありません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

反問権、認められていませんよね。議会のルール守ってください。まずそのことをお伝えしておきます。

これ、そもそも、調査報告書は、これ公表されていますよね、公表版となっていますよ、まずそのことを申し添えておきます。それと今、私が読み上げたことは、調査報告書の中の概要です。私がかかり訳しました。で、町長が言うように、被害を受けた職員の心情になれと言われましたけども、逆に私がそれを言いたいのですよ。心情考えているのですか。そういった事実があったということはここではっきり言っておきます。調査報告書に書かれていますのでね。町長がそういうふうな態度でくるのであれば、なかなか質問もしにくくなってまいりますけども、じん芥組合のまず組合長に就任したのはいつですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

令和6年の4月です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ですよね。令和6年4月1日にじん芥組合の組合長に就任をされました。そして、令和7年2月に職員の方が、当時の副組合長にご相談をした。そして、じん芥議会は3月にこの件を取上げた。たった1年足らずですよ。そして、じん芥が設置した第三者委員会には13件もの相談があった。受け取った側が言われた職員のほう、その受け止めた職員の方は13件ものこれはパワハラに当たるのではないかとということで、第三者委員会に相談を受けた、たった1年間ですよ。

その結果からいくと、ハラスメント行為を繰り返し行っていたというふうに理解せざるを得ないのですが、町長の見解をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

13件のうちの8件は認定されておられません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

認定されている、しないじゃなくて、パワハラとかハラスメントは受け止めた人間のほう、受け止めた人間じゃない、受け止めた方が、その行為に当たるそういうふうに受け止めたのですよ。そうでしょ、だから、ひとつひとつの発言や行動に気をつけておかないとこういうことになるのですよ。その辺認識しています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

だから先ほどから言っていますように、被害者の方がパワハラを受けたかもしれないということで13件を第三者委員会の中で訴えておりますが、その8件は認定されてないのですよ、実は違ってたということなのですよ。ですから、そこはそこで全てパワハラを受けたとされたものが、パワハラと感じたものがそうではなかったということもあったということで、先ほどから述べていますように、私の主張が認められている部分もあれば認められない部分もあったと。しかしながら別の専門家の意見を聞いてみれば、報告書とは異なる評価を受けている部分もあるということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

どうもきちんとしたご答弁が頂けませんけども、確かにね、13件の相談があった。そして、5件がパワハラであると認定をされた。で、8件は、町長のご意見やいろんな意見を総合して、第三者委員会は、これはパワハラに当たらないという結論を出したという事実は報告書にうたわれているとおりだと私もそう思います。

たしか厚労省がパワハラについての指針を出していますよね。町長ご存じですよ。その件、その指針について、パワハラはどのような形のものがパワハラに該当するのだと厚労省が示しているのか。教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

パワーハラスメントの定義についてということで、平成30年10月17日、厚労省の雇用環境均

等局というところが出ております。パワーハラスメントの概念についてということで、優越的な関係に基づいて優位性を背景に行われること、業務の適正な範囲を超えて行われること、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること、ということで、三つの定義があります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今おっしゃっていただきましたけども、それらの要素一つ一つが、単独で行っても、これはパワハラには認定されませんよね。厚労省の指針は、今町長がおっしゃったこと全てを満たすときに、パワハラと認定されるということですよ。ですよ。そうすると今言った職場における優越的な関係を背景として、職務上必要かつ相当な範囲を超えて労働就業環境が害されたというふうに認められたのが5件もあるのですよ。ね。5件、たった1年間の間に5件、大変な数だと僕は思いますけどね。どのように受け止めています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、事実、認識の評価、事実認識や評価にはですね、主観が介在する以上、人によって異なるのは当然であると考えております。必ずしも一方、私が事実認識や評価について意見を述べれば、まさに今の質問のように誤解を招いてしまう可能性もありますので、だからこそ、慎重に配慮する必要があるというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

なかなか答弁が上手ですね。次は、今度は被害を受けた職員への対応ということについてお伺いをしましょう。もう17分しかないからね。

この定例会、3月定例会に、町長からの行政報告がありました。令和8年2月13日付けで組合長を辞任したという報告がございましたが、被害を受けたじん芥組合職員への対応についてのご報告はありませんでした。町長がじん芥組合の職員一人一人に対してどのような責任をとろうと、とるのか。まず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、評価等に意見の違いはあっても、被害者とされる方には不快な思いをさせた以上、謝罪することは道義的に当然のことだと考えて謝罪をしております。

他方で報告書を認めて謝罪することだけが被害者に対する誠意ある対応とも思えません。報告については丁寧に精査し、認識や評価の違いも把握した上で、私自身の反省や今後の改善につながっていくべきだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ぜひね、今おっしゃったことを実行していただきたいし、もう既に実行しているものだと信じておきます。なお、じん芥組合においては、本町からも職員が派遣されていますよね、したがって町長はまた、組合長は辞任されましたが、副組合長として、じん芥組合に携わっておられます。

全てのじん芥処理組合の職員がハラスメントの心配することなく、安心して働ける職場環境これをもどどのように構築するおつもりなのか、またはもう既にそういったことが行われているのか、まず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これはカッコ2の質問にもなると思いますが、再発防止ということで、じん芥組合につきましては、令和7年4月15日開催の全員協議会で、宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント相談窓口設置要綱を制定しております。

目的としまして本要綱は、職場におけるハラスメント、パワーハウスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠出産、育児等に関するハラスメントに対する相談窓口設置に関する事項を定めているものであります。

続きましてこれは令和8年2月17日に、議員にもご案内があったのではないかと思います、宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント防止研修の開催について、令和8年2月17日に開催しております。今後についても継続的に実施する予定でございます。

続きまして今回令和8年3月30日、宮若市外じん芥処理施設組合の定例会におきまして、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、宮若市外二町じん芥処理施設組合公平委員会の設置条例を制定する予定でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうすると、じん芥処理組合においては、一步も二歩を着実に再発防止が進んでいるという理解でいいのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

そのように考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

じん芥処理組合はそうでしょう。そうすると今度、本町の関係が出てくるわけですよ。本町ではどのような、再発防止、もしくはハラスメント防止を考えていらっしゃるのか、ということになるわけですが、再発防止という言葉になると、一見本町でね、今、ハラスメント事案が生じていないというふうに、把握しておりますので、なかなか再発防止という表現が難しいのかなと思いますけど、まず同一人物である公的機関の長として、パワハラ認定を受けた事実、これは立場が変わっても、変わらないというふうに受け止めます。町のトップとしての資

質や統治能力に対する町民からの信頼回復といったことにもつながってくるかなというふうに思いますので、本町における再発防止、これを今どのように取り組もうと考えているのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどからありますが、日本では、厚生労働省が所管する労働施設総合推進法などにより、民間企業、国地方公共団体に対し、ハラスメント防止措置が義務づけられております。

そのため法律で対応していることから、独自条例を制定しない自治体がある一方、法律を補完する目的で独自条例を制定している自治体も多くあります。福岡県内では条例を制定している自治体は福岡県をはじめ8自治体あり、延べ11条例を制定しています。執行部職員のみを対象としたものが1条例、執行部と議会を網羅したものが2条例、議会議員のみを対象としたものが6条例、その他地域住民を対象としたものが、1条例、パワハラ事案が発生した場合の調査機関の設置を目的としたものが1条例となっております。

令和7年6月議会において議員からハラスメント防止に関する条例の制定についてご質問を頂きました。その後検討しておりましたが、県内でも条例制定している自治体が増えてきており、さらにハラスメントに対する意識も高まってきておりますし、今回の私の自身の事案もありますので、鞍手町独自の条例を早期に制定する必要があると考えております。

条例の内容につきましては、他の自治体を参考にしながら、本町に即した条例を制定していきたいと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

条例の制定のほうについてはね、積極的に取り組んでいくということですが、これ6月の定例会でしたよね、7年の。そのときに相談窓口は既に設置しているというふうなご答弁を頂きましたけれども、もう既に設置しているのであればその相談窓口の充実、機能の充実といったものも必要になるのではないかなと思っておりますが、現在それについてはどのような対応を考えていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

鞍手町職員のハラスメント防止に関する要綱が令和6年3月に定められております。

その趣旨につきましては職員が互いの人権を尊重し合い、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るとともに、良好な職場環境を確保するため、職場におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応について、必要な事項を定めております。

この任命権者の責務、所属長の責務、職員の責務、相談窓口の設置、この相談窓口の設置につきましては、相談等に対応するため、総務課内にハラスメント相談窓口を設置するとして、相談員を必要に応じ第三者機関の専門家を交えて相談等に対応できるものとする、ということも定めておりますので、私自身これを何度か読みましたが、かなり充実したではなかろうかというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

充実したものだというふうに思われているようですが、きちんと機能しているかどうかというのが一番大事なのですよ。その辺はどのように把握されています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

機能しているというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

窓口があって、もう既に設置されているということは、全職員の方が把握しているのでしょうか。その周知はどのようにされているのですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

先ほど町長が申しましたように、令和6年3月というところでこの要綱を策定しております。6年度4月から、こういう要綱ができましたということで、職員のほうには周知をしております。さらには常にこの要綱が見られるように、それぞれ職員が持っています端末の要綱類を入れてありますホルダーがございます。その中にもこれは常時入れておりますので、そうしたことから、総務課といたしましては、職員のほうには周知ができているという認識でおります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そうしますと、この調査報告書についてはね、じん芥組合に対する再発防止に資する要因、要素というか、そういったもの指摘があります。これらのうち窓口の設置等についてということもうたわれています。しかしながら鞍手町ではもう既に、そういったものが設置されていると。そして、なおかつ、条例の制定についても前向きに取り組んでいるというふうにもまず受け止めておきたいのですが、この点、そういう理解でいいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどもご答弁をしましたように、条例の内容については他の自治体を参考にしながら、本町に即した条例を制定していきたいと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そういった窓口や条例といったものの整備は進んでいるようですが、このハラスメントに関する例えば、職員の研修、管理職の研修っていうのは、これは定期的に行っていく必要もあると思うのですが、その辺の取組はどのように考えているのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

ハラスメント研修につきましては、今年度3月19日議会終了した後にハラスメント研修を行うように予定をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

いや、対象者は。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今年度、3月19日に行いますハラスメント研修につきましては、主にパワーハラスメントに関す

るテーマで講師の先生にはお話していただこうと思います。

対象者につきましては、先日、3月初めの庁議の折に、職員には周知しておりますが、まずは町長、副町長、それから管理職、課長職は原則参加していただく、それからどうしても会場の都合上、人数に制限がございますので、係長以下の職員で希望する職員、40名程度の職員に参加していただくような予定としております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

職員の方の中には、課長等も含めて、かなり今回の町長のハラスメント認定と、パワハラ認定ということが、重く受け止めて重くというか、どう言ったらいいのか、気持ちがへこむとでもいいですか、そういうふうな受け止めをされている、ショックを受けている職員も多いと思うのだけども、そういう方に対して、今後、組織風土っていうのですか、組織の中の環境整備、こういったものというの、必要不可欠じゃないかなというように考えますけどその辺はどのような対応をとるのか、どのような組織を再構築していこうというように考えているのか、いわゆる組織風土、分かります、何というのか、組織の在り方というか、組織の持っているそもそもあるべき姿、それをどのようにもう一度再構築していく必要があるのではないかなと、職員の方々の気持ちを前進させるためにも、そういうふうにするのだけその辺はいかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

どうも議員は、職員が大きなショックを受けているとか、そういうような要するに前提とした質問のようにありますが、何か調査をしたとか、アンケート調査をしたとか、職員の聞き取りをしたとか、何かそういう、確たる根拠があって質問されているかどうかというのがまず分かりません。

職員がどれぐらいの、今回の事案でショックを受けているかっていうことを本当に、どういうふうな形なのか、それともまたは議員のお1人のお考えなのかどうか、私としてはお聞きしたいことがあります、私自身、先ほども言いましたように、今回の件につきまして、私自身は猛省し、職員にとってよりよい環境づくりに努めようというふうに考えておりますし、日頃から職員は、献身的な努力をいただいておりますので、町政の要するに運営には影響ないというふうに考えております。

しかしながらよりですね、先ほども言いましたように、職場環境の環境づくり、よりよい職場環境をつくるよう、今後とも努力をしていくということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

次に聞こうとして調査等について今まさに町長がお答え頂きました。僕は、まずこの調査は必要だと思いますよ。職員の方がどのようにお感じになっているのか、また過去において、これまでにあってね。町長からのハラスメントもしくは、上司からのハラスメント、そういったことを受け止めたことがあると、そういった事実関係の調査というのはぜひ行っていただきたいと思います。まずこれをお聞きしようというふうに思っていたところ、今町長のほうから、そういったことをしたのかというふうにおっしゃられました。私はそういうふうとしておりません。ただ、私の考えを述べた過ぎません。それに対して町長が今おっしゃっていただいたこと、ぜひ実現、実行していただきたいと思いま

すがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、要するに職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めておりまして、この要綱にのっとったハラスメントの報告は上がっておりません。そのため、私自身は調査の必要はないというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

調査の必要がないということで、お感じになっていらっしゃるということでもありますから、それはそれでいいでしょう。ぜひパワハラのない環境がずっと続くように、そして職員が安心して働けるように、環境をつくるのは町長、あなたですよ、理解されていますよね。

ただ今回の、このじん芥のパワハラ認定、これはじん芥だけにとどまらんとしますよ。これは、町の信頼に関わってくる大きな案件だと私はそのように受け止めております。

まず今回、この第三者委員会を設置したことによって、じん芥組合は、これ余分な経費を使ったこととなります。いくら使ったのか分かりませんがね。そういった余分な経費を使わせたこと、これは構成団体に負担と迷惑をかけたことにつながるのではないかなというふうに考えます。その辺をどのように受け止めていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら、先ほど来、申し上げておりますとおり、第三者委員会の報告につきましては、真摯に受け止め、組合議会の中で謝罪をしております。当然ながら、責任を感じて謝罪をしているところであります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

それは負担をかけたことに対しても、反省をしているということですか。その負担をかけた、余分な経費を使わせたってことも含めて、反省をしているというふうに受け止めていいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

余分な経費ということではありますが、第三者委員会は、じん芥組合が必要性を認めて議会の議決を得て設置したものであり、私自身はその設置に関与してはいたわけではありません。したがってその設置費用について、私が負担することはありませんので、その設置費用については、必要性があったからということで費用負担が発生しているというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

すごい理解です、と僕は思います。このパワハラ案件が出なかったら、第三者委員会の設置はなかったのですよね。そうするとそこに経費がかからなかったのだというふうに考えると、やはりこのパワハラの関係で第三者委員会が理事会で必要だということになったわけでしょう。第三者委員会という

のは通常その自浄能力を超えた案件が起こったときに発生する、設置するのが第三者委員会だというふうに通常考えられていますので、そのようなことが起こった、起こしてしまったから、だから第三者委員会を設置した、それによって余分な経費が使われた、それをじん芥組合が負担したっていう形になります。

じん芥組合のどの項目の会計処理をされたか私は存じませんが、じん芥組合のお金というのは、各構成団体がそれぞれ負担したお金だということになります。そうすると構成団体に負担と迷惑をかけたという理屈になるのではないかなと私は理解しておりますが、もう一度。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

もう先ほども言いましたように、要するに第三者委員会は、じん芥が必要と認めたから設置をしたということで、それで費用が発生したということです。

○的野信之議長 田中議員に伝えておきます。残り時間4分です。

○2番(田中二三輝議員)

ありがとうございます、何とか時間内に質問が終わるよう頑張ります。

町長の理解は、理解として聞いておきますが、そういった原因をつくったことに対して猛省しているというふうに先ほどおっしゃっていただきましたので、言葉のとおり受け止めておこうかなというふうに考えております。しかし、町長または我々議員は、ただ単に選挙に勝ってここにおるわけじゃないのですよね。投じていただいた1票1票、これには、その方々の期待が込められている。そして、その詰まっている期待を町長が招いた結果というのは、僕はそういった期待を裏切った、まさかパワハラをする人だとは思わなかったっていうふうな形で皆さん1票投じたのではないのですか、それに対して、今回の結果は投票していただいた町民の期待を裏切ってしまった、または、言葉は悪いけど踏みこたえてしまった、そういうふうにも言えるというふうに思います。

この件は、町長個人の問題にとどまらず、法的組織のまず統治の在り方、どういうふうに、そして住民の信頼に直結する重要な問題であるというふうに思いますよ。町長のパワハラ認定というのは、それだけ大きな重たいことだと受け止めるべきだと思いますが、まず、これをそういうふうを受け止めていच्छるのかどうか、一言ちょっとお伺いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町民の皆様には、新聞等で報道され、ご心配をかけたことにつきましては、大変申し訳ないというふうに思っており、この場をお借りして改めて謝罪したいというふうに思います。

今回の件を、私自身、先ほども言いましたように猛省し、よりよい職場環境作りに努めるとともに、鞍手町長として粉骨砕身の覚悟で、職責を全うするということが課せられたものだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

通常そういう答弁になるでしょうね、上辺だけじゃないことを期待しておきます。

行政報告では、どういった理由で、組合長を辞任されたのかっていうご説明がありませんでした。

組合長を辞任しようという結論に至った経過、理由、判断の基準そういったものをまず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

じん芥組合職員に対しては不快な思いをさせてしまい、大変申し訳なく思っております。

じん芥組合に関しては、組合長としての立場で発生させてしまった以上、組織内での責任を明確にする必要があります、そして何より私と同じ組織で勤務が続くとなった場合に、被害者とされる方に心理的負担を与えてしまう配慮が必要であったことから、職責を最後まで果たせないことは大変申し訳ないというふうに思いますが、組合長を辞任させていただいたということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

しっかり、そういったこと、考えたことを、被害を受けた職員に対して、きちっとやっぱりお話をしていただきたいと思います。やはり、時間かかりますよ。相手のおることですからね。そういったことをしっかりと伝える、そういった努力をやっていただきたいというふうに思います。

今度は鞍手町の町民の方の信頼、これをここで謝罪しただけでは僕は伝わらないと思う。町民の信頼回復といったことを行う、それはこの議会で謝罪したから終わりますとか、そういったものにはねつながらないと思いますよ。しっかりとその辺を把握しておかないと、この町政運営というもの、信頼、町政の信頼というのはなかなか手にすることはできないと思います。

そこで、どのように町民の信頼、回復を図っていくのか、ここで謝罪しただけじゃなくて、具体的にどういうふうにやっていくのか、それをまず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの言いましたように、よりよい職場環境づくりに努めるとともに、鞍手町長として粉骨砕身の覚悟で、職責を全うするということが私に課せられたことだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

時間がないので、細かなことをまた言いませんけども、町長自身が、まずその席、町長の席に座るべき器なのか、その資質はあるのか、人間性はどうか、これらを問われている重大な局面だというふうに思います。以上、申し上げ私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で田中二三輝議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。明日10日を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日10日を休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 16時50分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会 日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月11日 午前10時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和8年3月11日 午前13時59分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野口美恵子 | 出 | | | |
| | 6 | 新谷留晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的野信之 | 出 | | | |
| | 8 | 石井大輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | | |
| 10 | 有働徳仁 | 出 | | | | |
| 出席 | 13人 | | | | | |
| 欠席 | 0人 | | | | | |
| 欠員 | 0人 | | | | | |
| 会議録署名議員 | 1 | 許斐英幸 | | 2 | 田中二三輝 | |

| | | | | | | |
|--|-----------------|-------|---|---------|------|---|
| 職務出席 | 議会事務局長 | 武谷朋視 | 出 | 議会事務局次長 | 寺本理恵 | 出 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 折尾敬敏 | 出 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 総務課長 | 梶栗恭輔 | 出 |
| | まちづくり課長 | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長 | 石田正樹 | 出 |
| | 税務保険課長 | 石田克 | 出 | 住民環境課長 | 大村俊夫 | 出 |
| | 福祉人権課長 | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども課長 | 沼野葉子 | 出 |
| | 産業振興課長兼農業委員会事務局 | 柴田隆臣 | 出 | 都市整備課長 | 神谷徹 | 出 |
| | 会計課長 | 小長光弘平 | 出 | 上下水道課長 | 西生卓矢 | 出 |
| | 教育課長 | 森永健一 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和8年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月11日 午前10時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第2 議案第4号 鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町いじめ防止等対策推進条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 専決処分の承認（令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第14 議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第17号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第20号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第21号 令和8年度鞍手町一般会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和8年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和8年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更（第1回）
- 日程第29 議案第31号 鞍手町道路線の変更
- 日程第30 議案第32号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和8年3月11日 3月定例会議案質疑。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信している通りです。日程第1、議案第3号、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

新たに5年間の計画を策定するということですが、鞍手町の過疎地域の指定はどうなっているのかというのを教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条の規定に基づき、人口要件および財政力要件に該当した市町村が過疎地域として指定されております。鞍手町におきましては、平成2年から平成27年までの25年間の減少率が21%以上。本町につきましては21.3%。財政力指数につきましては、平成29年度から令和元年度までの3か年平均0.51以下、これが、本町におきましては0.48ということで、該当しております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2、議案第4号、鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3、議案第5号、鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4、議案第6号、鞍手町いじめ防止等対策推進条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

いくつかあるのですけれども、まず第2条にいじめ防止基本方針を町が策定するという事になっていきますけれども、これはいつどの期間でやるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

鞍手町小学校いじめ防止基本方針につきましては、令和7年4月1日教育委員会の方で作成しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

この条例ができる前にも方針自体はできているということなのですね。それと第3条に実態把握とありますけれども、今現在、いじめの質というか、ということも多岐にわたって、特にSNSによるいじめということもよく報道されています。その実態把握をどういうふうにするのか。また、第4条で、いじめられていることを言えなくて命を絶つという報道もあっております。その際に教員や学校が例えば気づかなかつたとか、隠蔽していたというような報道もされているところ。全部ではありませんけれども、いじめがあるということ、子どもたちが相談できるような状況というのをどういうふう考えてあるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

いじめに関しましては、学校は教育委員会といたしましても、いつでもどこでも起こりうるものというふうなことで、毎週一回、いじめ不登校対策委員会というのを各学校で開いております。そこで情報を共有したりしております。また、月一回、無記名でアンケートの調査をいたしまして、そしてその結果等を受けまして、子どもが担任またはカウンセラーと相談するというのもやっております。さらに、教育委員会といたしましては、月一回スクールソーシャルワーカーを含め担当チームを作りまして、各学校を月一回、回って取り組み状況とか、こちらが支援しなくてはいけないこととか、そういったものを把握し、共有して取り組んでおります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

わかりました。最後に第4条、5条のところ、第4条ではいじめ調査委員会、これは教育委員会の諮問ということになっています。それから第5条で第三者委員会、これは町長の諮問と。どういう方々が委員になるのかということで見れば、中身についてはほぼ一緒なのですけれども、その個人個人どういう委員になるのか。例えば同じ人がなるのか、それとも第三者委員会ですから、全く別の人という形で選ばれるのか、その点について教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

いじめの事案に応じて、関係する調査員を考えていきますけれども、第三者委員会につきましては全く第三者でございまして、全く違う委員さんを選考するというふう考えております。以上です。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第5、議案第7号、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第6、議案第8号、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第7、議案第9号、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第8、議案第10号、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第11号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

これ自体については子ども子育て支援金制度というものが国会で成立されていますけれども、新たに医療保険に上乗せして負担が増えるということですのでけれども、また3か年ずっと上がっていくという話も聞いていますが、今後、それから負担はどうなっているのかというのを教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田 克税務保険課長

まず、子ども子育て支援金制度の税率の設定につきましては、3つの方針といたしまして、一つは課税方法につきましては、所得割、均等割、平等割の三方式を採用するということと、あともう一つは、保険税率につきましては、福岡県が算定した標準保険税率を基本として採用するということ。もう一点が、先ほど議員さんが言われたとおり、この制度は8年度に創設されまして、10年度まで段階的に導入されるということになっておりますので、令和9年度、10年度につきましても、税率の改正は行うということを基本的に考えております。一応こちらの方で今案として出ささせていただいているものが、税率といたしましては0.27%。全被保険者に課税するのが均等割として年間860円。18歳未満の被保険者につきましては、均等割が10割軽減という形になっておりますので、その軽減したのにつきましては、18歳以上の被保険者に改めてこの分を課税するということになっておりますので、その分が40円ということ、均等割としては負担としては900円と考えております。平等割につきましては、1世帯1千円、年間1千円ということ、今提案させていただいております。これが負担といたしまして、仮に7割軽減の世帯の方の負担といたしましては、お一人世帯であれば年間に500円、お二人世帯であれば年間に800円ということになっております。仮に年収が200万円の方で、その方が給与の収入であるということであれば、お一人世帯であれば4,000円、お二人世帯であれば4,300円、年金の方、65歳以上の年金の方であれば、お一人世帯で2,700円、お二人世帯であれば2,600円となります。年収300万円の方であれば、一人世帯の方で給与であれば6,100円、お二人世帯であれば7千円、65歳の年金受給者の方であれば、お一人世帯であれば5,800円、お二人世帯であれば6,700円の負担になるということとなっております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

その子どもを支援するという意味ではやらないといけない部分ではありますけれども、もともと国会の政府の答弁では負担を強いることはありませんというような説明だったのですよね。それが実質、やっぱり蓋を開けてみれば負担増になると。これだけ物価も上がり、その何て言うかな、賃上げを見越してという部分もあったら、実質負担増にはならないというような説明だったと思うのですけれども。しかし、年金暮らしの方、それから企業じゃなくて国保の方、今回のようなということは、なかなか賃金が上がるというようなことは難しいと思いますけれども。今課長が言われたような数字をぜひちょっと資料で出していただきたいと思いますが。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田 克税務保険課長

はい。今説明させていただきました資料につきましては、提出をさせていただきたいと思っております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第10、議案第12号、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第11、議案第13号、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第12、議案第14号、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第13、議案第15号、専決処分の承認、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。2款総務費について、10ページから13ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。次に歳入に入ります。8ページをお開きください。8ページから9ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第14、議案第16号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。2款総務費、2款総務費及び3款民生費について、22ページから31ページまで質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

23ページのふるさと納税推進費ですけれども、クラウドファンディングで6千万円の目標に対して889万4千円という寄付。全体の目標額の15%程度でしたけれども、今後、そのうなぎの養殖場ですかね、どういうふうに見通しが立っているのかというのをわかったら教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

今回、寄付の目標額6千万円に対しまして、889万4千円という寄付が集まりました。しかし、これは、申請者が求める補助金には遠く及ばない額となっております。最終的な補助額につきましては355万7千円となっております。申請者はこの補助金を活用いたしまして、必要最低限の今設備を整えているところでございます。今回ですね、その申請者の方から昨年の12月でございまして、変更承認申請書が提出されております。これは地下水のですね、水質、水温の望ましい検査結果を受けまして、水温管理装置、殺菌装置、ナノバブル装置、水質監視センターなどを計画から除外しております。その他には、建屋の方が、価格が非常に高騰いたしまして、また、その建設作業員の確保も難しいということで、3月末までに建設が終わらないということで、その建屋につきましても計画から除外をされております。その変更後の機械装置でございまして、飼育のプール、そして酸素装置、排水装置、電気設備等となっております。これらの設備で要望が可能という説明を受けております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。次に進みます。4款衛生費から10款教育費について、30ページから41ページまで質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

39ページの教育費で、提案説明の中で空調設備の調達に時間を要する見込みであるということで、具体的にどういう状況なのかというのを教えてください。

○的野信之議長 教育課長

○森永健一教育課長

空調設備の調達につきましては、令和8年度の分になるのですが、今業者さんの方にお伺いしたところ、機器の発注で納品までが約8か月、設置の方で2か月半、合計10か月半かかるというふうな形で、調達の方に関しては報告の方を受けております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

それで8か月もかかるのですけれども、納品までに。計画通り行くのか。それともう一つは、残った武道場だとか卓球場ですかね。それは令和9年度に計画しているということなのですが、同時にそういったものも、納品になかなか時間がかかるということであれば、早め早めにお願ひするだとかいうことも必要なんじゃないだろうかと思いますけれども、その点について教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

空調の調達の方に時間がかかるということで、補正の継続費の方で補助金の内定が出ましたので、7年度にゼロという形で上げさせていただいて、この議会が終わり次第ですね、入札等の準備にかかって、なるべく早くという形で動いていくように。そのスケジュールでいきますと、8年度までにアリーナの部分の機械の設置で、言われたように、令和9年度に卓球場、武道場の整備の方ができるようなスケジュールとなっております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。12ページから21ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第15号、議案第17号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第16、議案第18号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第18号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第17、議案第19号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第19号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第18、議案第20号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第20号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第19、議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の62ページをお開きください。1款議会費および2款総務費について、62ページから125ページまで質疑はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

はい。最初に、この当初予算の審議にあたりまして、当初予算の今回提出されている全体像をまず把握したいと町長が行った施政方針、それから提案理由の説明等の町長からのご意見、お言葉等を受けて、全体をまず把握したいと思いますので、議長の口実とは異なりますが、その発言の許可を求めたいと思います。

○的野信之議長 許可いたします。

○2番(田中二三輝議員)

ありがとうございます。議長からご許可をいただきましたので、まずこの当初予算についてですが、先ほども申しましたとおり、施政方針におかれましては、町長は持続可能な財政運営、それから当初予算におかれましては、新たな視点や柔軟な発想により経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の拡充を図るなど、選択と集中を行いながら予算を編成するというふうに述べられておられます。しかしながら、今年度令和8年度は8月に町長選挙が控えております。そのような中で予算、当初予算を編成するにあたっては、骨格予算とまでは申しませんが、既存の事業の拡充にとどめ、選挙後、新たな4年間を託された町長が、その時の財政状況を見ながら必要な新規予算を計上するという考えもあるであろうかと考えます。したがって、今回のこの当初予算に計上されております新規予算も計上されたことにつきまして、町長のお考えをまずお聞きしたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この令和8年度の一般会計予算につきましては、先ほど議員からご説明がありましたように、持続可能な町を作っていくというような観点から、任期までが半年近くありますので、その半年の時間を無駄にすることなく、次の令和9年度にもつながるような予算編成になっております。今回、小学校の建設、そしてまた高速道路にかかっている橋梁を落とすとかですね、あの通常の予算では含まれない予算も多分にこの中には含まれております。それで前年よりも、予算計上は多くなっておりますけれども、しかしその他のですね、なるべく必要だけでも、その予算を抑えていくというようなことについてはですね、行財政観点の中からですね、予算をなるべく絞って計上しているところです。しかしながら、見かけ上はですね、なかなか厳しい状況でもあります。そういった中で不足した予算が約10億弱不足をしましたので、これにつきましても、財政調整基金、そしてまたふるさと納税の基金、減債基金と予算を取り崩しながら予算編成を行っているところです。

○的野信之議長

田中議員よろしいですか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

基本的なお考えは理解できました。今後について議長の進行に従って質疑をさせていただきます。

○的野信之議長

では再度、1款議会費および2款総務費について62ページから125ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

すいません。当初予算の概要に沿ってお聞きしたいのですが、当初予算の5ページ、概要の5ページですね。地域づくり推進事業費、これは予算書の91ページになっています。希薄化した地域コミュニティを活性化するために要する費用ということで、新たな地域コミュニティである地域運営組織を形成するというようなことなのですから、具体的にどういうふうにやっと思っていますのか、その自治会の加入率を増やすためだとかということなのか、その辺どういうふうに考えているのかというのを、町長自身がこれ新規事業として取り上げていますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先日的一般質問の中でも答弁しましたように、自治会への加入率は41.3%ということで、非常に危機的な状況になっております。そういった中で現状を鑑みますと、どうしても若者、若い人たちが自治会に加入していないというような状況。そしてまた転入者の方も多くの方が転入してきていただいておりますけれども、この方たちもやはり自治会に加入をしていないというような状況があります。それで全体として、じゃあどういうふうにして自治会の加入率を増やしていこうかというようなことですが、一般質問の中でもいろいろご提案があったりもしておりますし、こちらもいろいろと考えておりますけれども、なかなか自治会の直接加入率を増やすということ自体はなかなか難しい状況でもあるし、いい考えもアイデアも今のところは持ち合わせていないということもあわせて、要するに新たなコミュニティをどうやって作っていくかというようなことです。以前からも地域運営組織というようなことで研究もずっとしてきております。そしてまた、他の自治体を見ましても、先進的な自治体としては香春町のような、採銅所小のようなところだともありますけれども、要するに地域づくりを大きな、もう少し大きなくくりの中で考えていき、その中にそれぞれの自治会が加入していくと。そしてその地域づくりを含むことによって、今度は逆にそれぞれの自治会の、失礼、自治会の加入率につなげていきたいというような観点から、新しい角度から、その地域づくり、まちづくりを考えていくということです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

新たなるコミュニティ組織ということで、今、町長のお話を聞きますと、今ある自治会を、範囲を少し広げて、そこに今いる自治会をそこに入れていただくとか、結局そうなれば身近なコミュニティというのが損なわれてくるのではないだろうか。しかも今、加入率が減っているというのは、役員のなり手もないということも一つの理由として、大きな理由としてあるのですよね。そして、今回

ワークショップをやるのかということも考えてあるようですけれども、今度はその自治会から代表としてそこに行くのかということの仕事もまた増えてくる。もうそこまでしたくないというふうな考えもあるのではないだろうかと思うわけですが、もっとその自治会、その加入率を増やす手立てが見つかからないから、少し大きくしてというのはちょっとどうなのかなというふうにも思いますけれども、今すでに区長会だということもあって、それを少し分けてね、ワークショップするだということになるのかなとは思いますが、具体的にはどういうふうにするのかというのを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今までの考え方ですと、どうしても自治会について、今、宇田川議員がご指摘になったように、役員についても、次は順番があなただからとか、今いる方にもう一度お願いするという事で、ずっと負担が同じような人、または順番でというようなことで、それを避けるために、じゃあもう区を抜きましょうというようなことが従前からあったというようなことはお聞きをしております。そういったことで、要するにいかに住民の人たちが、要するに意識を変えていただいて、率先して、自分たちの地域づくりにどうやって関わっていかうかというようなことを考えていただくようなものにしていきたいということです。ですから、想定としては、今回、小学校6校が1校になって、小学校という一つのコミュニティ自体が、今後どうなるかというようなことも非常に危惧するところもあります。そういったところで、その小学校単位のコミュニティを、これは想定ですけども、一つのコミュニティとして今後も維持していく。そしてまた、みんなでこの小学校で培われたコミュニティをより盛り上げていかうかということで、ある意味、この指止まれみたいですね、自主的な方たちをどう醸成し、育成していくかということが、今後コミュニティを維持していく上では重要であるというふうに思っています。どうしても上からの押し付けだとかになりますと、負担感が非常に強くなって、それで自治会を避けるというようなこともあるやに聞いておりますので、そういったものとは違った、先ほども言いました、観点からですね、住民の方たちに、やっぱり自分たちが住んでいる地域をどうやって守っていかうか、そしてどうやって盛り上げていかうか、そしてどう楽しい、そして安全安心な地域にしていかうかというようなことを、考えた上で、そういった組織作りをしていきたいという、していくということを住民の方たちに理解し、活動していただきたいということから、この予算については計上しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

今回、700万円の予算をつけてありますよ。結構な額だと思います。で、今なんか町長、夢のような話をされたと思うのですよね。なかなか難しいことだと思うのですが、この700万円をどういうふうに使っていくのか、それでその機運が盛り上がってくるのに醸成されていくのか、その辺がちょっとよく見えないのですが、この700万円の使い道教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

今回の700万円弱の予算になりますが、この事業では講座やワークショップの開催だけではなく、講座全体の企画、設計、講師の招聘、資料作成、運営支援など、地域運営組織の形成に向けた一連の事業運営を委託するものであります。必要な経費を積算してこの金額となっております。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星 正彦議員)

同じ内容について質問をしようと思っていました。ここでいう地域運営組織というのは、今町長が説明されたように、現小学校校区を基準として、そして既存の自治会を補完する新たな仕組みとしての役割を担うものというように理解していいですか。それと併せて、住民のワークショップ等開催とありますが、ワークショップを開催するのにこれだけの予算が必要なのかと。内容、今課長の方から答弁がありましたけれども、非常に疑問に思っているところです。それと併せてですね、今回のこの地域づくり推進事業について、区長会への地域運営組織について説明はあったのか。あの、先ほど答弁されましたように、上からのことだけではだめだと、やっぱり少なくとも下から区長会との話を通してですね、これらの課題について議論を深めていくべきだというふうに思いますが、区長会に対して

説明はしたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

あの、先ほども言いましたように、区長会という既存の組織も大切な組織だというふうに思っております。しかし、今、先ほどもご答弁しましたように、区、自治会ですね、自治会を一つの単位として、今までも区長の方たち、そしてその役員の方たちもご努力いただいたと考えておりますけども、なかなか加入率の減少を止めることができなかったというような現状があります。そういった意味で、そういった既存の組織を生かすっていう方法も一つはあるというふうに思いますが、先ほども言いましたように、若い方たち、そしてまた新たな住民の方たちがどういうふうにその住んでいる地域に関わっていただけるかというようなことも、これが今一番重要ではないかなというふうに思っております。それで、先ほど担当課の方からも説明をしましたように、ワークショップだけをやるわけではありません。そういった専門家の方たち、今までもそういった地域づくりに関わっている方たちのアドバイス、そうしたことをいただきながらですね、そういった今までのノウハウを鞍手町の中に落とし込んでいただきながら、地域づくりに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員)

同じところになるのですが、こちら予算の方が、100%業務委託になっておりますが、何かそのお手本にされたものとかがあって、100%業務委託をされるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これにつきましてはですね、昨年8月に市町村長の研修会、地方研修会が東京でありました。その東京であった時の講師の方が、その地域づくりについて、今までの事例を含めてですね、事例も、相当な数の事例をその講演会の中で発表されておりました。そういった中で、その鞍手町にもそれを取り込むことができるのではないかなということで、私自身、その方にお会いをして、いろいろご指導を受けてきました。そうした中からのですね、鞍手町について、そういった事例を参考にしながらですね、取り組むことができるのではないかなということで、今回この予算を計上しているところです。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員)

となると、その自治会のほうで、案内をかけたります、要するにチラシだったりとか、そういうのもまとめて業務委託を受けていただけるような形での依頼っていう考え方でよろしいのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

そのように考えております。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。新谷議員。

○6番(新谷留晴議員)

同じ内容ですけども、もう私も以前からこの減少、各区に対する減少、これいろいろまちづくりの課長とも相談させていただきましたけども、昨年度私調べたところですね、周辺地域の加入率は非常に50%以上で高いです。地域名で言えば、泉水区なんか98%加入されております。ただし、中央区になればなるほど20%を切るような加入率です。一番大きなこの加入率の低減というのは、この中央付近の自治会にかかっているのですよね。だからその辺、今コンパクトシティも進められて、予算等も組まれていますけども、周辺地域から中央に移れば移るほど加入率が今度は下がってくるのではなからうかというふうに懸念されますので、自治会の区長さん、特に中央部の区長さんあたりに、その辺を含めてですね、ワーク活動もいいのでしょうか、以前課長にも相談しましたけども、直方地区なんかはのぼりを立てて自治会に入りましょと、そういう啓発運動等もされてますんでね。その辺は十分区長会の方で検討されていると思うのですが、そういったものをもっともっと充実した形で、特に中央の自治会の方々にお願いしたいと、そういう働きかけをお願いしたいと思っております。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

先ほど議員の方が言われました加入率の部分につきましては、確かに傾向として中央の方が加入率が低いというのは見て取れます。先ほどおっしゃいました泉水区なんかはですね、うちの方の率としては83.5%あるという形。それから低いところでいくと19.01%というふうな形で、それぞれ地域によって異なっております。先ほど言われました自治会の加入率の部分につきましては、今回の当初予算においても、区長会費の方でのぼりの予算の方も計上させていただいておりますので、その辺で加入促進は行っていこうと考えております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員)

自分のですね、自治会地域になるのですが、若者の加入率、加入世帯ですね、1件も年度内ございません。昨年もなんですけど、1件も加入されておりません。今現実ですね、どこの地域もそういった現実があると思います。今回のこの700万円というのはどうしても納得できないんですが、コミュニティを、活性化させたいのであれば、まずはですね、自治会のコミュニティにですね、加入方針や、この間一般質問もされていましてけど、防犯灯などの予算に回すべきではないかなと思いますけど、町長はどうお考えでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

防犯灯を行政で持てば、じゃあ加入率が増えるかというような簡単な話じゃないというふうには私は理解をしております。先ほども言いましたように、自治会自体がかなり努力をされているのですよね。というのは、要するに自治会が今まで負担をして、未加入者の方に、負担を負わせてないということもあります。そういったところですね、じゃあ加入率が増えているかという、そうでもないのですよね。ですから、その防犯灯を行政が持つこと自体が、加入率の増加に直接結びつくかどうかというの、まあなかなか疑問があるところではあります。そしてまた、先ほどから言いましたように、自治会それぞれも、これを放置しているわけじゃないのですよ。どこの自治会も、加入率を増やそうと声かけをしたりはしているというふうに聞いておりますし、努力をされていると思います。というのは、加入率が下がることによって、自治会の運営費自体も少なくなりますので、自治会自体が、やはり運営も苦しくなるという状況もありますので、どこの自治会も努力をされているというふうには思うのですが、これも、もう長年、それこそ10年以上も前からですね、これは大きな課題となってきて、先日的一般質問の中でもありましたように、平成23年の時には60%を超えていた加入率が、今このような現状になっております。ですから、今までの考え方とは違うですね、考え方で、どうやってその地域を要するに盛り上げ、そしてまたそれが、各自治会に波及するように、そしてその加入率に結びつくように、今までの考え方とは違う考え方で、取り組んでいかないと、この危機的状況を、このままおそらく同じような方法でやっていたら脱することはできないというふうに思います。先ほども言われましたように、少ないところは20%切っているところもあるのですよね。それがおそらくは今の状況で同じようなやり方でしていればですね、どこの区も同じ区というか、自治会も同じような状況になっていくのではないかと、非常に私自身は危惧をしております。なんとかですね、この流れを変えていかないといけない。その方策として、先ほど言いましたように、研修会の中で大きな事例、たくさんの事例をお聞きしましたので、その事例で、なんとかこの状況を打開できないかということで、今回予算計上をさせていただいております。この予算が大きいか小さいかというのは、最終的にはここ数年、これからの数年後、自治会の運営がどうなっていくかということに関わってくるのではないかなというふうに思います。これについてはですね、先行的な投資ということにはなりますが、今の自治会の現状、この危機的な現状を打開するためにはですね、この予算は私は必要な予算だというふうに考えておりますので、ぜひとも議員の皆様にはそのご理解をいただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員)

各自治会さん、ずっと長年、皆さんいろいろ努力されていると思います。町長もわかっていると思うのですが、自治会の加入率というのがどんどん下がっている中で、この新たな組織を作ったとしても、誰が旗を振るのか。誰がどうやって何十年も、先までこの新たな組織を、回していくのか、運営していくのか、すごい疑問なんですけど、まずこの新しい組織を作る前に、自治会に、町としてもっ

いろいろな手立てを考えて、そこにお金を当てるとか、補助金を当てるとかですね、そっちの方が先なんじゃないかなと思うのですが、そこら辺はどうなのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、私はいろいろところで研修を受けてきております。そしてまた実際にお話を聞いてきたりもしております。一番ですね、失敗するのが補助金を出す、お金を出すことが一番失敗するというふうに言われております。というのは、そのお金をつけたからといってですね、じゃあそこで何をするかというのは、そこの方たちが、また負担になるのですよね。その負担感をどうやって取り除くかということが、要するに自治を要するに自分たちのものとして考え、自分たちのこととして考えてですね、住んでいる地域をどうしようかということにつなげていくことが大事であって、その自分のこととして考えてもらうということが一番大事だというふうに聞いております。ですから、要するに旗振り役を探すのが今回のこの予算なのです。今、おそらくは埋もれているであろう地域の人のためにですね、貢献したいなって思っている若い人たちはいるのではないかなと私は思っています。しかし、今の組織の中の、ある意味ずっと組織の中でずっと貢献されてはいますけども、年齢の高齢の、ある意味高齢の方たちが言われているとは違う感覚、若い方たちの感覚で組織をどうやって作っていかうかということを、この予算の中で研修会をし、そしてまたワークショップをし、そういった中で若い人たちに、その自分たちが住んでいる地域のことを自分のこととして考えてもらって、そしてまたそれを、波及していくってということが、要するに地域を要するに遠回りしているように思いますが、それが実は地域を作っていく近回りだということも研修の中でも聞いております。ですから、有働議員が言われるように、予算を出せばそこで地域ができ、その加入率が増えるということは一番失敗する例が多いというふうには聞いております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

先ほどですね、町長が予算をつければ失敗する例をいろいろ聞いてきたとおっしゃっています。この新たなる組織なのですけど、そしたらそちらの方にも予算をかけていかないってことですか？その方たちが実費でやっていくってことですか？それと、先ほど言いましたけど、この組織を作ったとしても、自治会もそうです。今後5年後、10年後、20年後ってずっとやっていかないといけないのですよ。若い世代、若い世代と言っていますけど、その若い人たちも年を取っていきます。その引き継ぎ手、今、人口減少のこの状況の中で、そういった方いると思いますか。それと先ほど言った今後予算をかけたら、かければいいって問題じゃないって言っていますけど、この組織に関してもそういったお考えなのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

あの近隣でも、こういった要するに地域づくり協議会というような名前で、各市町村ではですね、もう長年にわたってやっているところはいくつもあります。それが大体想定されているのが小学校区単位です。そういったところはですね、鞍手町よりも自治会の加入率も高いようです。だから、そういったことも参考にしながら、今回何度も繰り返しますが、違った角度からですね、どうやって自分たちの地域を自分たちで守っていく、そういう地域にしていこうかということを、考えていただくきっかけになるように、今回予算を計上し、いきなり組織を作ることじゃなくて、その組織を作るっていうこと自体が、自分のことということとは違う考え方にもつながります。ですから、自分たちがどうやって、要するに作っていかうかということを考えてもらわないといけないのですよ。自分たちのこととして考えてもらうことが一番なのです。そういったためですね、今回の予算ですから、それが要するにある意味、時間をかけてずっと成長していくってことで、先ほども言いました、地域づくり協議会のような形、採銅所小のような形が、理想的な形だろうというふうに思います。それに、していくためにはですね、まず初につかないといけない。どこかで始めないといけないのですよ。それが始まらないと、いつまでたっても今の状況は変わりません。そうすると、先ほども言いましたように、どんどん加入率は下がります。これはもう確実に今までの10数年の傾向からすれば変わりません。ですから、違う考え方で、住民たちの方たちにどうやってこの危機的状況を理解してもらるか、自分たちにせつかく鞍手町に来てもらって、自分たちだけがいいというふうな考え方の人

たちは少ないというふうに思います。それこそ安全に、そしてまた楽しく自分たちが地域で過ごせるように、そしてまた幸福度ということを考えれば、高齢者の人たちが誰にでも相談できるような地域、若い方たちが高齢者とともに、そういった相談に乗ってもらえるような地域、そういったつながりのある地域をどうやって作っていくかということです。それが、今欠けているから加入率が下がっているというふうに思っていますので、そのつながりを作るために今回この予算を計上しています。ぜひともこの危機的な状況を、ご理解いただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

あの予算書の95ページから97ページあたりに、基幹システム管理費というのが挙げてあります。この中に、私が昨年でしたか、学校給食の公会計化のお願いをいたしておりました時に、システム管理のですね、お金がかかるのでどうかというようなこともおっしゃっていましたが、含まれておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今の西藤議員の質問ですが、この電算管理費の基幹システムの中には学校給食の公会計システムの費用は入っておりません。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

実はですね、私調べましたらね、公会計化などのシステム改修への支援として、25年度補正予算に37億円が計上されているということが記事としてありましたので、ちょっと探していただきましてですね、対象にならないか、ぜひ実現してほしいと思いますので、お願いしたいと思うんですが。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

学校給食費のですね、公会計への移行につきましては、現在、学校給食係の方で検討はされておりますので、よろしくお願いたします。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員)

予算書の77ページ広報費ってありますが、広報費のうちのイメージキャラクターの作成の予算はどこに計上されているかお答えください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長

広報費の77ページの方に広報費がございます。このうちキャラクターの公募を考えておりますので、報償費の記念品料に5万円、事務費の消耗品費に1万円、着ぐるみを使用した後のクリーニング代として役務費のクリーニング代に3万円、デザイン料および着ぐるみ製作費として業務委託料に110万円を予算計上しております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員)

ゆるキャラのことだと、ゆるキャラだと思うのですが、多くの団体でこのゆるキャラを作成していると思います。で、PRに力を入れていきたいのだろうなと思うのですが、一部の、有名どころ、もうだいぶ何年も前になりますけど、くまモンだったり、ふなっしーだったり、もう本当ごく一部ですよ。ごく一部のゆるキャラしか認識されてないと思います。で、なぜこう今更このゆるキャラというのを、作りたいのかなと。ここちょっとすごく不思議なのですが、その必要性はあるのか、町長お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これにつきましては、昨年、西川小学校の子ども議会があった際に、その中から提案をされました。鞍手町にはゆるキャラがなくて寂しいと子どもが言っていました。いろいろところでゆるキャラを見ると、やっぱりゆるキャラがいるところの方が楽しいというようなことで、その小学生から要望と

して上がっております。ゆるキャラにつきましてはですね、くまモンのような有名なゆるキャラもありますけども、各自治体にはですね、大体何かイベントがあった時には、その象徴としてゆるキャラが出て、周りを和ませてくれるっていうことがあります。例えば人権の花で、各小学校を回って、今ひまわりを植えて、そのことについて、表彰したりしています。以前は風船を飛ばしたりもしていましたが、その時にも、必ずゆるキャラとしてまもるくんだったかなと、何くんだったかな、2体のゆるキャラが来るのですけども、そのゆるキャラを、子どもたちは囲んで、とても楽しそうにですね、そのゆるキャラと一緒に遊んでいるのです。そういったことを見ると、やはり子どもたちにとってゆるキャラというのはやはり必要だろうなど。特に楽しいかわいいゆるキャラっていうのが、子どもたちにとっては、友達のように接することもできますし、それで地域のことを認識してもらったり、ひいては鞍手町の愛着につながるっていうことにもあるでしょうし。と同時に、そのゆるキャラで地域をPRするっていうことが、各地域のゆるキャラでの、この間は小倉競馬場でゆるキャラの競争かなんかあったとかですね、というようなことをちらっと聞いたことがあります、そういった各地域のゆるキャラが競ってPRをするというようなこともありますので、鞍手町としては議員が言うように遅きに失したというようなことがあるかもしれませんが、しかし今、喜楽総帥というゆるキャラが、これゆるキャラというか、言っているのかどうかもわかりませんが、子どもさんたちからすれば、むしろ怖がって泣く子どももいたりというようなこともありますので、それとは違うかわいゆるキャラを、私は必要ではないかなということで、今回計上させていただいております。

○的野信之議長 町長に申し上げます。答弁は的確にお願いいたします。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

町長よりですね、多分年間通したらイベントとかお祭りとか、僕の方が何倍もいろんなところに行っていると思いますけど、ゆるキャラにですね、子どもたちが集まってとかいうシーンは見たことがほとんどありません。それとその小学生のその子ども会議ですかね、そこで多分言われたのだと思うのですが、その一部の子どもたちに言われたからっていうことで、このゆるキャラっていうのを作る方向に町長の方がお考えになったのでしょうか、お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、人権の花運動の際の、その時に来られるゆるキャラをいつも毎年のように子どもたちはそのゆるキャラを囲んでワイワイ楽しくされております。そういったのを以前からずっと見ておりますし、他のゆるキャラ、他の自治体に行ったときも、そのゆるキャラを見たりもしております。昨年、2階にありますじいろという本を置いているところがあるのですが、そのイベントをした際にも、ゆるキャラに来ていただきました。やはりそのゆるキャラに対して子どもが、寄って行って、やっぱり楽しそうにしているっていうのを見ております。そういったことを、体験し、感じたこともあるので、私はその思いはずっと持っておりましたが、きっかけとしては、その子ども議会での子どもさんの提案ということもあったので、今回計上したわけです。有働議員と同じイベントのようなイベントの性質にも違いがあるのかなとはいうふうには思いますけども、そういったところで、私はそういった場面を何度も見ておりますので、今回必要だということで計上しております。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

まず今のゆるキャラの件ですが、子ども議会で、子どもさんから言われたと言って作ろうとする、その子どもの夢を実現するのは大事なこともかもしれませんが、本町をイメージするような伝承、もしくはその歴史的な人物等をゆるキャラにしないと、そのゆるキャラが鞍手町のものだというふうな連想がつかないと思います。まずその点について、何をどのようにイメージしているのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

このキャラクターにつきましては、先ほども言いましたように、記念品ということで予算を計上していますが、全国にかけてですね、公募してみたいというふうに思いますが、その時の設定として、いくつかの条件をつけて公募していきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

具体的な構想がまだない状態での予算計上だというふうに理解はいたしますが、子どもさんからの言われたことを実現してやろうという、その気持ちは十二分に理解できますけども、逆に子どもさんには我慢をしていただくということも、教育上必要だというふうに考えます。子どもから言われたからといって、すぐに着手するのではなくて、それこそこれこそ町長選挙が終わった後に、9月の補正でどうしても必要だというふうに、その時の町長さんが考えられるのであれば、予算計上されても遅くないんじゃないかなというふうに考えます。いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町長。先ほども言いましたように、私は以前からいろいろな体験を通してですね、必要だというふうなことは思っておりました。しかしながらですね、先ほども言いましたように、きっかけが子ども議会での提案でありましたので、今回、その子どもさんの夢というか、提案を受け入れてですね、そしてすぐに計上するというので、予算を計上する際の当初予算に必要だというので計上しております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

田中議員。一般質問じゃないので、私の考えを述べるということにはならないので、議案質疑ですので、今の答弁を受け止めておきましょう。次に87、予算書5ページの概要書5ページの小牧地区開発推進事業費です。これは先日、全員協議会で現状、それから今後の大まかな見通し等をご説明いただきました。ただ、その時は当初予算にこのような予算が上がっているということも想定いたしましたので、予算的なことはお伺いをしませんでした。この小牧地区の開発、これは必要であるということは十分に理解できるし、私もそのように思っております。しかし、この現状のこの厳しい鞍手町の財政の中で、まず一つお伺いしたいのは、この総事業費、これをどこで設定しているのか。今のように物価高と人件費の高騰すべてを網羅した状態で、総事業費の上限、これをどのように設定して、どのような資金シミュレーションというのですかね、予算のシミュレーションをしているのかというのをお聞きしたいと思います。上限が青天井では話になりませんので、その辺を教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

まず令和7年度では、基本構想の策定をして、先日全協の方で報告をさせていただいております。具体的に今年度、新年度の予算としまして、基本計画にかかる予算を計上させていただいております。この基本計画の中で、地盤の調査、それから軟弱地盤の解析という調査業務が大半でありまして、その調査の結果によりまして、概算の事業費を基本計画の中で算出していくという形にしております。この概算の事業費ですけども、その調査結果によりまして増減がするだろうということも考えておりますので、そういったものが出そろったときに、基本計画の中でそういったシミュレーション、財政のシミュレーション等も当然必要になってきますし、事業の実施の可否というのも決定していくことになるのではないかなというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そうしますと、今年度計上されているこの4,300万円、4,400万円近い金額については、まず調査を先にやるということで、調査費用だというふうな受け止めでいいのですね。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

議員の言われるように、基本計画という冊子が最終的には出来上がりますけども、この大半については調査関係費用が占めているということでございます。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員)

予算書の89ページですね。地域おこし協力隊活動費のところです。令和7年度は地域おこし協力隊の関係予算は町長の肝いりだったのだと思うのですが、2名だったと思います。令和8年度はな

ぜ1名にしたのか、理由を教えてください。町長ですね。町長答えてください。町長。はいはい。町長。町長。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

令和7年度につきましては、2名分を予算計上させていただきました。令和8年度につきましては1名分ということで予算計上をさせていただいております。まず、令和7年度につきましては、2名分の予算を計上させていただきました。新たに追加しようとした隊員につきましては、公共施設の利活用、空き家問題等、多くの地域課題が山積しているため、行政のみでは課題解決できない部分に取り組んでいただくこととして、2名分の募集をさせていただきました。多くの問い合わせはいただきましたが、詳しく内容をお聞きして断念されたり、そもそも募集要項をよく確認しておらず、要件を満たしていなかったりと、応募までには至らない方ばかりでした。今回については、そのような結果から見送りとさせていただきました。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

現在ですね、協力隊が取り組んでいる情報発信は専門事業者への委託はできないのか。それとですね、何百万円もかけるのであれば、隊員の移住にこだわらず、もっと話題性のある効果的な情報発信はできないのか。町長お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

地域おこし協力隊の性質として、地域のことを知っていただき、そしてまた地域のことを理解して、地域の情報発信をしていただいたり、または地域の事業に関わっていただいたりということで、最終的にはその協力隊員がその地域に根付いてもらえることができればいいということで、地域おこし協力隊は、できれば東京周辺の地域から地方に移住してもらおうということが本来の考え方であります。そういったことで、これが直接地域に根付いている方っていうのは60%ぐらいというようなことで、その近郊に住むということもあるようには聞いております。そういったことですから、移住定住というわけではありませんが、地域の活性化を主として、そしてまたその地域に根付いてもらうというのが地域おこし協力隊の趣旨だというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

その地域に根付いていただくってことですね。はい。期間が3年間ぐらいの期間だったと思うのですが、現在ですね、協力隊の方はですね、3年間の活動を、鞍手町でやっていくのは大丈夫なのでしょうか。町長お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

現在の協力隊の方はですね、1年数か月協力隊として本当に献身的に、地域の情報発信をしていただいております。今もインスタグラムを中心に、活動をしていただいております。しかしながら、ここで公表すべきかどうかはわかりませんが、個人情報というようなこともありますので、ここで今、現状の、失礼、今協力隊として活動していただいている方についての答弁は個人情報として差し控えたいというふうに思います。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。次に進みます。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

概要書6ページです。デジタル活用支援事業費についてです。99ページです、予算書では。まずこの説明文の中を見ますと、令和8年度は人事評価システムを通じて職員の人材教育の強化や組織の活性化を図ることを目的としてシステムの導入を予定しているというふうにありますけれども、まず具体的にどのような現状でどのようなシステムに変わるのか、その辺をちょっと具体的に教えていただけます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

現在のですね、職員の人事評価につきましては、平成24年2月に策定をいたしました人事評価制度マニュアルにのっとってですね、職員の人事評価を行っております。現状といたしましては、4月から9月までを前期、それから10月から3月までを後期として、年度で2回の人事評価を行っております。その場合に職員一人一人ですね、もうこれは課長職も含めてですが、まず自己診断表を提出いただいて、その分を係長職が係内評価を行いまして、それを受けまして、課の職員の評価を課長職が行っております。その課長職が行った係長以下の職員の評価を副町長とすり合わせをいたしまして、係長以下の職員の評価を出しております。それから課長職におきましては、副町長のほうから評価をいただいて、町長、副町長が課長職の評価をしていただいております。その際、現行ではですね、人事担当係長のほうがエクセルファイルの様式を各職員一人一人にメールで送って、それを人事担当係長がメールで受けて集計作業、一覧表を作ったり、そういったことを現行はやっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

現行の、これ何て言うのかな、その人事評価の手続きというか、ここでシステムという言葉を使うと、これとごっちゃになるので、手法というか、そういったものは理解できました。ところで、その今回導入しようとしている、この、これ人事評価システムという名前と呼んでいいのかわからないのですが、その導入しようとしているシステム自体っていうのは、この概要書にある予算、これ全額ですか、それともこのうちの一部ですか、そのかかる経費というのはどの程度の費用等がかかるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

当初予算書ですね、99ページでございます。業務委託料の387万2千円のうちですね、このシステムの導入費用が236万5千円でございます。それから、この制度自体を導入するのに71ページ。71ページ中段に職員研修費というのがあると思います。その、職員研修委託料、委託料のうち職員研修委託料ですね。そのうち277万2千円がこの人事評価制度の策定のための職員研修の費用という形で、このシステムを導入するのに合計で510万円余りの予算要求をさせていただいております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

今の説明からいくと、人事評価制度の研修等も必要だということは、今ある先ほどの評価マニュアルがそのままシステム化されたわけではなくて、全く違うシステムを導入するから、そういった査定研修も必要なのだというふうな受け止めになると思うのだけど、まずそこら辺の確認を一点したいというのと、それからあの、今回、その導入にあたってね、システムの導入にあたって、今ある人事評価マニュアル、こういうのに何か重大な落ち度があって、この500何十万円もかけて変更するか、ただその今そういった問題は何かもない状態で、ただシステムを導入して新たな人事評価の方法を導入しようとしているのか。これ520万、510何万かかるわけでしょう。で、先ほどからも町長もその当初おっしゃっていた厳しい財源、財政の中でおっしゃっていましたが、本当にそれを令和8年度で導入する必要があるというふうな形で理解をするのであれば、現状のマニュアルに重大な瑕疵、あるいは落ち度、もしくはどうしても修正しなきゃいけない、マニュアル上、マニュアルがもう例えば時代遅れだとか古いか、他の市町村に比べて落ち度があるとか、そういったことがないのであれば、今すぐこれを500何十万円もかけて導入する必要っていうのは、どうしてもその必要性を理解できないのだけど、その辺はいかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

現行の評価制度自体が、要するに大きな落ち度があるというようなことではありませんけども、どうしてもですね、○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、もう一度その課長が評価したものを再度見直しながらですね、平準化をしていくというような作業を今までしております。それで、なるべく公平公正な評価ができるようにということで、今までも努力をしてきているわけです。最終的には私と副町長で、そ

の結果についてですね、それを見定めていくというような作業を今までもしてきております。しかしながらですね、より公平公正で平準化した評価をしていくということがやはり求められてもおりますし、今の評価制度ですと、昇給には関わらないというようなことがあります。せっかく一生懸命努力をして貢献している職員についてですね、昇給には関わらないということもありますが、国はですね、昇給その他にも反映させるようにというようなことは一応努力義務として求められております。そういったことも含めてですね、基本的に評価が、公平公正な立場の評価に近づくものとして、今回のシステムの導入を考えております。と同時に、今現状では評価が課の、要するに目標、係の目標に対してどうであったかということで、個人の目標というのが評価の対象にもなってないですし、対象になってないというか、個人の目標を求めています。ですから、個人が今年こういうふうな目標を持って、それを達成していきたいというようなことは、今の若い職員の中ではですね、これは全体として、世代として、そういう自己研鑽をすることによってですね、自分のスキルを上げていこうというような前向きな職員も多くいるというふうに考えております。そういったことで、自分の自己目標を、持ってもらってということも非常に大切なことでもありますので、そういった自己目標に対する評価についても、今回のシステムは導入することによって、自己目標に対する評価も全体の評価の一つとしてできるようになっております。

○的野信之議長 他に。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ひと言だけお願いします。重要です。町長ね、ご答弁の中で課長の主観が混じるっていう言葉、僕は使わない方がいいと思いますよ。課長たちに対して大変失礼な発言じゃないかというふうに思いますよ。ご注意された方がいいと思います。一言だけ言っておきます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今の発言については謝罪をして削除をお願いしたいと思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

同じところになります。これ課長にお伺いしたいのですが、現在とですね、この新しいシステムが入った時の内容ってそんなに変わらないのですよね。どうなのでしょうかね。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

まあ新しい制度になれば、今、町長が答弁されましたように、まず大きなところは、職員一人一人が個人目標を立てるといふようなところが大きく変わってきます。それからあとは、人事担当係長のほうが集計作業をするときに、今、先ほど答弁したように、エクセルファイルで集めて、それを集計するっていう作業をしておりますが、それがシステムを導入することによって簡単に集計作業ができるというメリットはございます。ただ、職員一人一人、あるいは課長、係長も含めてですけど、今まで以上に日々そういった記録をつけていくような形で、若干職員の方にはですね、負担が生じるような形になるかもしれません。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）

まあええ、イメージとしたらペーパーからシステム化されるっていうイメージを僕はしているのですが、これを導入することによってグラフになるとか、そういう、なんですかね、あの一、見やすく、なんかこう、まあグラフですよ、グラフになるとか、そういう意味じゃないで、ペーパーから今までの内容がシステムに移行するっていうふうな認識でいいですかね。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今現在も、電子システム、グループウェアっていうシステムがございます。それとプラス、この人事評価制度のシステムが両方稼働するという、導入すれば、という形になろうかと思いますが、今有働議員がおっしゃるように、そのシステムを見ることによって、課長あるいは係長が各その下の職員の方の動向等も踏まえて、常にシステムで確認できるという形ではございます。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。次に進みます。3款民生費および4款衛生費について、124ページから199ページまで質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

189ページの4款1項6目、こちら母子保健医療対策総合事業費ですね。こちらの内容なのですが、ええと、これも全国的に一斉に導入するものだという認識でよろしいでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

妊産婦や乳幼児の健康保持増進を目的に、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を地域で推進する事業として新たに設けられております。以前より実施した産婦健康診査および1か月健康診査事業が中に含まれ、令和8年度より新しくなっております。また、新たに母子健康手帳のデジタル化、5歳児健康診査事業、片道60分以上の病院に定期的に受診および出産予定の妊婦に対する交通費助成事業などが主な内容となります。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

全国的に一斉に導入されるものなのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

全国で一斉に補助事業になります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

こちらのアプリの方は交付金が出ていて、この予算の中の約183万円程度がアプリに使われるのかなということがこの中から読み取れるのですが、ライセンス使用料の49万円というのは、これはもう毎年かかるものなのか、それとも最初の一度きりなものなのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

ソフトウェアライセンス使用料については定期的にかかる経費となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

はい。そして、この予算のですね、ちょっと見えない部分、134万円ほどあるのですが、先ほど課長の中の答弁でいただきましたように、交通費の部分で一人様の上限などがあるのであれば、その上限ですね。結構な時間を先ほど言われていたので、金額にしても随分なものになるのかなと思うのですが、その上限についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

事業については、上限については対象者として認められた場合は妊娠中14回、出産については1回ですね、認められることとなります。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

えっと、今のところなのですけれども、全国的に一斉にということなのですけれども、あの一。状況によって、里帰り出産をされる方とかおられるわけですが。産前産後で4週6週の休みがあったりとかで、生まれる前に予定より前に里帰りして。だから、鞍手町民の方がどこか県外だとか、いろんなところに帰られて、そういう方も対象になるのですか。それは鞍手町がするということですかね。ということなのですかね。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

議員のおっしゃるとおり、里帰り先から最寄りの分娩施設までの時間が60分以上かかれば対象となりますので、鞍手町の方が里帰り先にかかった部分については鞍手町がお支払いするっていう形になります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

全国的に同じということ。あと、妊婦健診とかいうのは、それぞれ自治体によって回数だとか無料だとかいうのが変わってくると思いますけども、それも含めて同じということですか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

議員のおっしゃるとおり、全国的に同じ条件となっております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

183ページですね、葬祭場管理費の中の修繕費900万円ぐらい上がっておりますけど、この内容はどのようなものでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

葬祭場の修繕費ですが、まず1号炉の炉内耐火物の修繕工事、それと耐火台車の更新、1号炉の排気煙道修繕工事、1号炉の排気拡散装置の修繕工事、炉前自動ドア装置の更新工事、エントランスの雨漏り修繕工事、それとその他の修繕工事を見込んでおります。

○的野信之議長 他に。西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

ここ、意見は言わないですね。はい。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。栗田議員。

○11番(栗田美和議員)

129ページに、社会福祉協議会費3,082万4千円上がっていますけども、これは例年と同じぐらいの金額になっているのですが、昨年、一昨年から昨年、昨年から今年の1月、2月にかけて、その局長の人事についていろんな形で揉めるということはおかしいのですが、町長の気持ちの中では相当激しい言葉で言われたというふうに聞いておりますし。まあそれだけ言うのだったら、もう町がお金を出しているのですから、もう首を切りますよ、に近いような形まで町長言われたと思うのですが、この件についてはですね、町長はどのような形で整理が行われているのかですね、そこを聞きたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

それにつきましては昨年条例を制定しました。これは社会福祉法に基づいて、社会福祉法人に予算、予算というか、補助を出す場合には、それについて法律に定めがありますので、それに基づいてすることで条例の制定をさせていただき、議会のご承認をいただいて制定することができました。そして、それに基づいてですね、要項や規定を定めまして、その規定に基づいて予算を計上しているということです。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。次に進みます。5項労働費から7項商工費について、198ページから219ページまで質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

概要書の12ページ、予算書の225ページですね。本町今村線道路改良事業費ということで、脆弱な道路を改善するというふうに書いてありますけれども、一番のメイン道路で、行き過ぎと。何ページまでかね。

○的野信之議長 商工費。

○4番(宇田川亮議員) すいません。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。新谷議員。

○6番(新谷留晴議員)

205ページですね。水田農業担い手機械導入支援事業として3,500万何某上がっていますけども、この機械の種類と納入先、個人もしくは団体がわかれば教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

お答えをいたします。この水田農業担い手機械導入支援事業補助金につきましては、令和8年度は

5件の申請をいただいております。今回導入される機械につきましては、田植機、トラクター、コンバイン、その他アタッチメントとなっております。今回の予算につきましては、3,597万7千円というふうになっておりますが、これはその内訳といたしまして、県の事業でございます、県の負担が2,398万2千円、本町の負担が1,199万5千円というふうになっております。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。次に進みます。8款土木費および9款消防費について、218ページから245ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

245までね。はい、すいません。ええと、先ほど言いました概要書の12ページ、予算書の225ページの本町今村線道路改良事業費ですけれども、メイン道路である本町今村線についてですね、まあ安全性を確保するために改良するというのはわかるのですけれども、一番のメイン道路で、先ほど大牧の造成用地造成だとかいろいろ考えてありますけれども、拡幅だとか片側二車線化だとかいうことは考えてないのか。町長はその辺についてどういうふうな目標なりを持って個々の改良をやるかとしているのか。今回だけじゃなくて、今後ですね、お願いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この路線につきましては、宇田川議員が言われるように、鞍手町のメイン道路でもあります。非常に交通量も多く、路盤が荒れている状態でもあります。そういった意味で、今回この工事費を計上させていただいておりますが、この道路につきましては都市計画道路という位置づけもあります。県にはこの交通量の増大、特に橋梁がかかった以降、インターに向けて朝夕は非常に混雑しているというような状況もありますので、県に対してはですね、県道への昇格についてですね、毎年のように要望しております。しかしながら、県としてはですね、県道にする際に、その周辺のどのようなまちづくりを考えているのかとか、いろいろな条件を提示させていただいておりますが、県道西部事務所と都市整備課の方で協議、勉強会を現在しております。私としては県道昇格を目指して、この道路については取り組んでいきたいというふうに思っています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

橋ができる前からね、本町今村線については県道昇格して、まあ拡幅して、片側二車線だとかいう話も出ていたと思うのですよね。今更ながらまちづくり、どういうふうを考えているのかとかいう話じゃないと思うのです。どう強かに県道に昇格しているために、町長がいろんな関係機関を通じて働きかけていくのか、せつかく県から派遣されてあります副町長もおられますから、その副町長にもご尽力いただいて、早々に県道昇格して整備をしていただきたいと思いますと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

強かに働きかけております。機会あるごとに、この件については県のほうに要望しております。しかしながら、県道自体は、今後といいますか、今総延長距離を伸ばさないという方針があるようで、要するに個々を県道にすると、どこかの県道は県道を各市町村に落とすとか、そのような、現在も作業しておりますので、なかなかその付け替えということがどうも前提になるということがあります。そういったことで、県の事情で、なかなかやはりここが今県道になっていないという状況があります。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。次に進みます。10款教育費から14款予備費について、246ページから307ページまで質疑ありますか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

概要書14ページ、予算書263ページです。の鞍手小学校の統合の改定版のところなのですけれども。ええとまあ今工事ずっと造成工事等が進められておりますけれども、もうあそこはもともと、もともと今、今でもそうでしょうけど、つるぎ南小学校がもう100年以上経ってですね。当時植樹された木だとかいうのも相当な大きさになっているわけです。で、もう今どこでも倒木のおそれがあるということで、町でも倒木の予算もついてある部分もありますけれども、今電線にもかかっているよ

うな状況ですけども、これは工事の中で、その、特に周りの大木ですよ。それについては切り倒したりとかいうことはしないのか、一緒にそれとも入っているのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

南小の周り、樹木は大変大きいのがあります。それは工事に関わる分に関しては、工事の中で切っていく。それ以外のものに関しては、極力ですね、工事の方に切っていただくっていうのもありますが、まあ工事業者と打ち合わせをしながらですね、なるべく維持管理等もありますので、減らしていきたいっていう考えでは現在行っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

まあ、はっきりとはわからない状況なのですね。でもですね、あそこは今、本当に電線もかかって、落ち葉もものすごいし、木によっては、ものすごく広がっていて、しかも高台にあるわけですから、一番の通学路に、もしかして木が倒れたりとかいうことがあってはならないと思いますので、そこはきちっと精査して、私は切った方がいいだろうと思いますので、工事業者に切ってもらえる部分は切ってもらっても、別予算だとしても、やるべきだというふうに思いますけども、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

議員さんのご意見をいただいておりますので、そのように考えていきたいと思っております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

302ページ、303ページのところでですね。学校給食費の無償化の予算が出ております。この内容について具体的にお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

令和8年度から国の方で小学校の分は無償化というふうになっておりますので、小学校の分はその分として無償化、中学校の分は町の負担として無償化を行うということとなっておりますので、その分の費用を上げさせていただいております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

完全に1年間、令和8年度、小中ともに無償化と全額無償ということによろしいでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

現在ではそのような形で予算の方を計上させていただいております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

小学校は国の制度として無償化ということですけども、中学校の場合が財源としては臨時交付金を使っているわけで、町の方針としてこの臨時交付金がなくなった場合でも、今後やっていくつもりであるのか。ぜひ小中学校とも、学校給食の無償化というのをやっていただきたいと思っておりますけれども、町長、今後どういうふうを考えてあるのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど田中議員の方からも質問がありましたが、私の任期は9月8日までしかありませんので、令和9年度以降については、どうなるかというのは、今ここで私が答弁することは差し控させていただきます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

なぜそんなこと言うのですか。他の部分はどうなるのですか。じゃあ町長の気持ちとしてですよ。今後どういうふうを考えてあるのか。学校給食無償化を、やっていく。じゃあ町長選があるなら、そ

れ公約にしてでもやってくださいよ。考えがあるのだったら。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

以上。私の思いとしてはですね、今後も小中学校の給食費については無償化を継続していければいいなというふうな思いはあります。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。栗田議員。

○11番(栗田美和議員)

289ページに、指定文化財保護育成補助金というのがありますよね。12万8千円か。これももう私、たまたま監査の中でいろんな資料を見ていたら、大体1箇所1万5千円なのです。1万5千円で、町長一生懸命人を増やすとかことを言われていますけども、これはやっぱり元ここに一番いた人が、出て行った人が町外、町外になり、県外に行った人がね、帰ってくる時っていうのはね、自分が小さい時にあそこにこんなお祭りがあったよねとか、そういう形の思い出のある人がその時かもしれせんけども、何かの時に自分たちの子どもをそこに連れて帰ってきてくれてもいいところだと。一緒に行ってみるということの呼びかけをするというのが、ここにじいちゃんばあちゃんが住んでいたのだということで、じゃあ仕事があるならここで俺も住んでみようかとか、そういう形の部分の思いにつながってくると思うのですよ。

以前、町長、私お話したことがありますよね、この件について。やっぱりこれお金は確かに1万5千円か、いくら増やせるのかわかりませんがね。こういうことをしないと、人は増えないと思いますよ。こういうのをどんどん、鞍手町というのは、こういうふうなソフトな場面でみんなに呼びかけをしているし、町内にも町外にも県外にもそういう形のPRをしているのだということをやったりやるべきだと思うんですよ。だから今度のお金集めの、そういう形の分でも、こういうところの分を入れて、どんどんアピールすべきだと思いますけど、町長の気持ちを聞かせてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

はい、お答えいたします。今、議員さんの言われた部分につきましては、現在は8団体交付の予定としております。言われたように、各文化財持っておりるところに補助金の方をお渡しして、中の活用しているのはそちらの団体さんの方にお任せしております。金額につきましては、今現在は言われる通りの金額になっておりますので、これからの部分についてはまた町長の方のご意見があると思いますので、お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、課長が答弁したように、8団体については交付しているということですが、以前も栗田議員もお話をしました。私自身も、鞍手町の文化財については貴重な財産だというふうに思っております。しかしながら、どのような資質が必要になるのかというのは、私自身もう少し研究をする必要があるというふうに考えております。祭りについても、毎年行っている祭り、隔年であったり、5年ごとであったりと、いろいろ祭りにも開催時期にばらつきもありますし、そういったことも研究していく必要があるかなというふうには思います。ただ、栗田議員の思いと私の思いも、私自身、鞍手町で生まれ育ったわけではありませんが、鞍手町に来てもう30、40年近くなりますので、そういう思いは共有できるかなというふうに思っています。

○的野信之議長

他に質疑ありませんか。これで再質疑を終わります。ここで昼食のため休憩いたします。午後1時再開いたします。

—— 休憩 12時05分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 13時00分 ——

○的野信之議長 休憩前に引き続き会議を再開します。町長より発言の申し出がっておりますので、

発言を許可します。

○岡崎邦博町長

先ほどの冒頭、一般会計予算の冒頭で、田中議員からご質問があった際に答弁しました高速道路に関わっている橋の撤去についての予算のことを申し上げましたが、事業は今年度から事業をしますけれども、かかる費用につきましては、令和9年度、10年度の2か年で6億4千万円ほどがかかるということで、今年度については予算の計上はありませんでした。おわびして訂正いたします。

○的野信之議長

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。12ページから61ページまで質疑ありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

49ページの利子および配当金でございます。基金の運用収入となっております。令和7年度の当初予算では基金預金利子となっております。ふるさと応援基金につきましては、7号補正で国債証券等利子が計上されておりました。ふるさと応援基金の利子と国債証券の利子を合わせたところで運用収入となっておりますが、なぜこのように変更されたのか。町長お答えください。

○的野信之議長 総務課長

○梶栗恭輔総務課長

今の篠原議員のご質問にお答えいたします。国債証券の取引におきまして、額面より低い価格で購入した場合、その差額を利益として受け取れることがございます。この利益のことを償還差益というふうに言います。令和7年度までは、この償還差益を国債証券等利子という予算科目で収入をしておりましたが、厳密に言うと、この償還差益は利子ではないことから、利子と償還差益を含めた適切な言葉を検討しました結果、令和8年度予算から基金の運用収入という言葉に名称を変更させてもらっているものでございます。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

私たち議員はですね、監査のですね、例月現金出納決算報告書で国債がどの基金でなんぼ持つておるかは分かるのですね。ただ、こういうその1本にまとめた場合はですね、町民の皆様は分からない。これから、基金を運用していく場合、国債で運用する可能性があるのかどうかお伺いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

現在、定期預金が、一番利率がいいものでも大体0.4%、JA、農協で運用しますと、それにプラスしていただいていることが0.06%であります。それとは以外で、国債にも、いろいろな国債ありますが、新発債、新しく発行された年物または年物というような国債とは別に、既発債、すでに発行された国債も、その債券市場の中では取引を行われております。そして、その取引の中で残りの残存期間が、短い国債、要するにあと残り年で償還する、または年で償還するという短い国債がありまして、その国債の利率が今の定期預金の約倍近くになっております。それで年で定期するよりも、国債で残存期間があと年か、年数か月の国債を購入した方が非常にさっき言いますように利回りがいいということで、今後も国債での運用も考えております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

えっとまあ一番目に質問しました。変更した内容、町長がこれを提案されているので、町長がしっかり答えてほしかったのです、町長もう少し勉強するようによろしく願いいたします。

○的野信之議長

他に出議はありませんか。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。星議員。

○3番（星 正彦議員）

当初予算における基金からの繰り入れについて、県から来ていただいている副町長にお尋ねをいたします。この予算査定にも入っておりますので、内容は詳しいと思いますが、令和8年度当初予算において、財源として、財政調整基金を6億8,151万7千円、ふるさと応援基金を2億5千万円繰り入れされています。ふるさと応援基金から各事業の財源に充てることは分かりますが、財政調整基

金の残高が、令和7年度末見込み残高で12億9,832万9千円となっている中で、財政調整基金から6億8,151万7千円を財源に充てて予算編成されています。自治体の財政を考えたときに妥当な繰り入れであるというふうに思われるかどうか、副町長の率直な感想というか、ご意見を聞きたいというふうに思います。

○的野信之議長 副町長。

○折尾敬敏副町長

歳出で足りないところで、致し方なく財政調整基金を取り崩して入れているところなので。歳出についてはこちらも妥当な内容でありまして、歳入につきましても、財政調整基金を今回取り崩して入れていることについては妥当というふうに考えております。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星 正彦議員)

まあ率直な感想をいただいたのですが、まあ妥当だというように思われているということですが、今後の、町の財政状況を考えたときに、本当に鞍手町の財源を含めてですが、鞍手町大丈夫なのかということについてはどのように認識されていますか。

○的野信之議長 副町長。

○折尾敬敏副町長

お答えします。先ほど、今回の令和8年度予算について、財政調整基金を取り崩したことについては妥当とお答えしました。今後の収支の見込みにつきましても、一般質問の時にも町長がお答えしたと思うのですが、来年度、来年度じゃない令和9年度については歳出が大きく増えると。ただ、その後につきましても、じん芥組合の施設の整備費用等がどうなるかということもあると思いますけれども、90億円台から100億円の規模で推移していくと。その中で財政調整基金も一旦減ったところで、今後それ以上減らないように、町として財政調整基金の残高を確保していくようにしていくことが必要であるというふうに考えております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

当初予算の中にはありませんけれども、現在ですね、アメリカとイスラエルが。イラクに対して攻撃を仕掛けています。イランに対してすみません、イランに対しての攻撃、そういう影響もあってですね、今どんどん日本でもガソリン等重油等が値上がりしていくというような状況で、政府としてもその対策に今乗り出しているというふうにも聞いていますけれども、とすれば、政府がそういうふうな対策を打てば、町にもそういった予算が下りてくるかもしれません。だったら、どういうふうな予算立てというか、支援ができるのかっていうのを今から、もう考えておかないといけないんじゃないだろうかというふうにも思いますけど、その町長の見解をお願いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先日国会の中で、高市総理の方から、このイランとイスラエル、アメリカの戦争についての、どのように今後状況によっては支援していくかというような答弁があったように聞いてはおります。その中で、やはりガソリンをはじめとする燃料、電気、ガスも含めて、支援をしていくのではないかと。というふうに想定はされるというふうに思います。特にガソリンについては、ペルシャ湾も含めて、ホルムズ海峡が今事実上の封鎖という状況にもなっておりますので、昨日はちょっと石油の価格も下がったようですが、今後どのように推移するかっていうのは不透明な部分があると思います。

したがって、政府が、当然どのようなものについて支援をしていくかというのが、今までの臨時交付金について、ある程度の枠をはめた中で出してきましたので、実際に政府がどのような支援をしていくかというのは、今のところ定かではありませんので、その支援が決まりましたら、それに基づいて支援をしていこうというふうに思っています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

どういう中身なのかはまだ不透明であるということですが、もしそれが決まったら、その早急に対応できるように準備も含めてやっていただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これは当然ながら、町民の方々の生活、暮らしに直接関わるものでもありますので、国の支援が決まり次第、早急に取り組んでいきたいというふうに思います。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今回の予算を計上するにあたって、財政調整基金とふるさと納税基金からの資金流用という形で補填を、補填というか、差額分を補填しているというのが見えるのですが、ふるさと納税の場合は、資金使途を別にいろいろご寄付をいただいて、それを各事業に充てるっていうことは、別に問題ないかなと思っております。しかしながら、財政調整基金の約半分を今年度使ってしまふ。今まで12億の財政調整基金っていうのはなかなかなかったことだと思うのですが、これはコロナ禍の影響で財政調整基金がある一定額を確保しているというふうな形で考えてもいいのではないかなと思ってます。

今年度、そのうちの半分を使う。そうすると来年度の予算編成というのはかなり大きなマイナスが出るのではないかな。小学校の今後の建築費、それから先ほど副町長がおっしゃった、じん芥組合の、なんていうのかな、建て替え、建て替えじゃない、改修等にね、かなりの資金が必要になってくるのではないかな。その分の応分負担も増えてくるのではないかなということを考えると、今回、この129億もの予算を組むことが、果たして本町の財政体力からして受け入れられる、受け入れるべきなのかどうか、非常に苦慮しております。その辺を安心できる答弁をお願いしたいのですが。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この新年度予算につきましてはですね、先ほど来ご説明をさせていただいていますように、財政調整基金、そしてまたふるさと納税基金、そして減債基金その他基金を、繰り入れて予算編成をしております。今、ふるさと納税基金につきましては、田中議員がご説明のとおり、各寄付者に対してですね、様々な指定をされている部分から、それに該当するものについては、今年度予算の中で充当しております。それも大体今年度寄付相当額の半分を、大体充当するようにしておりますが、今年度は約5千万円、基金を取り崩すような形にはなるといふふうには思います。

ただ、財政調整基金は、基金につきましては、先ほど副町長が答弁したように。予算について精査をした中で、必要な額が算定されましたので、それにつきまして、不足する分を財政調整基金から充当したということでもあります。

この先につきましては、私が平成30年の9月に町長させていただいて、それから大きな事業が重なって、たまたまこういう時期に町長させていただくことになりましたが、そのかかる費用がどんどんと加算された中でも、財政調整基金、そしてまたふるさと納税基金を積み上げて、約この間17億円ほど積み上げてきております。それについて、当然ながら今後財政出動が必要になるというようなことも想定した上で、この間積み上げてきました。それで今回、支払いが今度は回ってきたりだとか、公債費として必要になってくる部分を当然ながら充てるということを以前から想定をしておりましたので、今回、財政調整基金については6億8千万円ほど取り崩すこととなりました。

しかし、今後については、先ほども副町長が答弁しましたように、令和9年度については140億円ぐらいかかりますけども、その後については大体90億円から100億円ということで、ご心配の部分も十分理解もしておりますし、職員についても予算編成の際にも、今後も非常に厳しい査定になるというようなこともお話をしております。いずれにしましても、町の財政状況も厳しさを増してくると思います。予算の編成につきましては、今後もしっかりと精査をしながら、議員の皆様にも、そして住民の皆様にもご心配をかけないようにしていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

本当に大丈夫なのかなという気持ちがあるのですが、今回、9億円近くが取り崩されて収入として上がって歳出で予算編成されています。さらに今後、今、北九州からの上水の受け入れ、受け入れというのですかね、それが計画されておりますけども、これは有利な資金、例えば過疎債とか、そういったものはこれ多分該当しないのではないかなとも思います。そして過去に今町長がおっしゃった大きな事業の返済も始まります。本当に。財政調整基金を半分取り崩すこと、半分程度6億円近く取り崩していますよね。それで本当に今後大丈夫なのかと非常に危惧しております。その点について、今

後の西牟田用地の関係もあるし、いろんな今見えている事業の範囲内で、本当に安心して事業として取り組んでいけるのかどうかということまで見通した形での安心な材料をいただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

水道、今後につきましては、公営企業会計の中で、精査をしていきますし、もちろん北九州の方からですね、上水道の供給を受けたいということは、要するに今の上水道が非常に老朽化していると。そこでかなりの費用、今かかっているので、その費用を抑えるということもあります。そういった意味で相殺する部分もあるかというふうには考えております。

また、今、衛生センターにつきましても今ご質問ではありませんでしたが、これも、かなりの費用、指定管理者制度も入れておりますので、1億円近くがかかっておりますが、これも令和9年度からは遠賀川下流域の1市3町で、別にし尿処理施設を作るということで、この費用も削減できるように今取り組んでいるところです。

そういったところで、なるべく支出は減らしながらも予算組みをしていくということも考えております。そしてまた、基金残高につきましては、今、財政シミュレーションの中では、令和13年度でも、財政調整基金については3億3千万円ほどの、残高になるのではないかなというようなシミュレーションもしております。そういったことから、支出はなるべく抑えるようにいろいろな取り組みを今後していきたいというふうに、私がしていきたいというのも変なのですが、していくように考えておりますし、歳入については、一番今有効であるのがふるさと納税という制度を利用して、いかに歳入を増やしていくか。要するに歳入を増やし、歳出を減らしていくということで、当然ながら今後の予算編成については非常に考えをしながら、予算編成に当たることが必要ではないかというふうに考えております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。次に移ります。その他予算全般について質疑はありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案第21号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。これより委員長・副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時25分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 13時30分 ——

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に許斐英幸議員、副委員長に新谷留晴議員、以上のように決定しました。

次に進みます。日程第20、議案第22号、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第21、議案第23号、令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第22、議案第24号、令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

現在の貸付金の残りの件数と額についてお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

令和7年度の未償還の見込み額としましては、1,434万2,391円で3名の方が未償還になっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

それで、今年度予算の歳入をしてみると、繰入金、県出資金ともにゼロということになっていますが、この経緯についてお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

令和7年2号補正の方に挙げさせておりますが、未償還額の1件のうち、福岡県住宅新築資金等償還推進事業にかかる事務手数料について、年度当初に計上しておりましたが、その事務手数料にかかる補助金額が63万円、それと補助率が3分の2でございますので、84万9千円に対して県支出金が3分の2でございますので、県支出金が63万円、不足額が一般会計を繰り入れることが昨年度当初予定していました21万9千円計上しておりましたが、今年度につきましては、その補助金に対する手数料を計上しておりませんので、県支出金と一般会計繰入金については計上しておりませんので、減額になっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

手数料、これはなぜその計上できないのか。残り3件、1,400万円ほどの残金等もありますけれども、これどういうふうにも、県の推進事業ですかね、これを昨年度は補正で上げたということですけど、なんでその予算額自体がゼロという形になっているっていうのが、ちょっともう一度説明していただきたいんですけど。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

補助金の交付手続きにつきましては、物件に対して裁判所に競売の申立費用が、競売の申立てが必要でございます。その申立て費用につきましては、昨年度計上させていただきましたが、今年度、他の物件についても県の協議を行っておりますが、その償還見込みが任意競売の裁判所の申立てが必要ご

ざいませので、今年度については計上しておりません。補助金については、競売の申立てが必要ない手続きの方法を県と協議を重ねておりますので、今年度については計上していません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

裁判所の競売手続きの関係があれば補助金があると。申請ができると。じゃあそれ以外の方法というのは、もう県の方からの支出金または補助金という形はないのですか。例えば、もし何らかの方法があるのであれば、ゼロじゃなくて1を立てて予算だって頭出ししておくとかということも考えられると思うのですが、その点についてもう一度お願いします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

現在、補助金について協議をしておりますが、まだ協議については見込みが立たないため、頭出しの千円についてもできる状態ではございません。もし協議が整い次第、補正予算なりして対応していきたいと思っております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第24号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23、議案第25号令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24、議案第26号令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25、議案第27号令和8年度地方独立行政法人鞍手病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第26、議案第28号令和8年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第27、議案第29号令和8年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第29号は総務文教委員会に付託、付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第28、議案第30号、鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の変更第1回を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

#### ○4番(宇田川亮議員)

今回の変更の差し引きの金額だけでも4億5千万円近くとなっております。地盤調査の結果、地盤改良杭の延長が必要となったというのが主な理由みたいですが、それ以外、またどのような内容なのか、具体的にもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○的野信之議長 教育課長

○森永健一教育課長

変更の要因の主なものとしては二つございます。

一つ目は、先ほど言われた地盤の支持層が想定していたよりも深かったためです。公募時には敷地内の四カ所でボーリングの調査を行いました。それで、基本設計後、確定した校舎の位置で改めて地盤調査を行った結果として、予想よりも支持層が深かったため、この影響として約2億円の増となります。

二つ目は物価上昇の影響によるものです。本事業は令和6年10月に当該契約を締結し、実施設計完了が令和7年12月となっております。この間の一般財団法人建設物価会の公表では、工事原価で約6%以上上昇を示しております。この6%を単純に工事価格にかけますと、約4億3千万円の増となります。これらの二つの要因の合計といたしまして、約6億3千万円増となります。

しかしながら、本事業は設計施工一括の発注方式を採用しておりますので、当初の提案よりも費用

が増となる変更もございましたが、コストと機能の最適化や無駄の削減、設計の変更等、取り組みを進めた結果、増のなった分の約2億円の費用を抑制することができております。その抑制した分と合わせまして、実施設計完了後の時点で4億4,737万円の増となっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

はい、分かりました。それで今後また物価上昇というのはまだ考えられることではありますけれども、それも含めての何か変更が、大きな変更があるというふうには考えてあるのか、また考えられることがあるのか、教えてください。

○的野信之議長 教育課長

○森永健一教育課長

議員さんの言うように、今後も物価上昇することが当然想定されます。そのため、町、受注者、発注支援業務の業者さん全員で予算が不足することのないように、共通の理解として毎回協議の方を進めております。この中で削減できるものは削減していく、どうしても増となる分は、その分も含めて、今いただいている予算の中から上がることのないように進めていきたいと考えております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第29、議案第31号、鞍手町道路線の変更を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号は民生産業委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に進みます。日程第30、議案第32号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○岡崎邦博町長

日程第30、議案第32号につきまして、提案説明申し上げます。

日程第30、議案第32号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。本来であれば先に提案させていただいております議案第17号令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号におきまして提案すべき内容であります。議案提出後に予算不足を確認いたしましたので、改めて補正予算第5号として提案するものであります。

このように追加提案することになりまして、大変申し訳なく思っております。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。補正予算の内容は、3款国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分を314万1千円増額し、7款基金積立金の国民健康保険財政調整基金積立金を同額の314万1千円減額するものであります。補正後の予算総額は19億4,575万8千円とし、議案第17号令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の補正額の予算総額と変更はございません。

なお、この補正予算第5号により基金積立金を減額することに伴い、会派日にお配りしております、令和8年度当初予算の概要の21ページ、基金の状況、(1)基金積立金の表中、国民健康保険財政調整基金の額について修正が生じたので、整合表をお配りさせていただいております。

以上、日程第30、議案第32号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願います。

**○的野信之議長**

これから質疑を行います。議案第32号について質疑はありませんか。田中議員。

**○2番(田中二三輝議員)**

提案理由の説明からいきますと、議案提出後に予算不足を確認したということで、今回の補正を行うというふうな表現になっていますが、そうしますと議案第17号との関連が出てくると思うのですが、この補正第4号、先ほど議案質疑が終わって付託委員会も決まっておるのですが、この議案自身に錯誤があるというふうな受け止めしかできないのですが、この議案提出、今日、補正、追加議案を出すのであれば、4号の内容と5号の内容、これを一本にして議案第17号を取り下げるといふ形をとるべきじゃないかなと思うのですが、このような議案の提出っていうのが果たして正しいのかどうかという疑問があるのですが、まずそこをクリアにさせていただけるような説明を受けたいと思います。

**○的野信之議長** ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時51分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 13時52分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

すいません。お待たせいたしました。今回の国民健康保険事業特別会計補正予算第5号につきましては、補正予算第4号に関しまして追加補正を提出するものでございます。この補正予算につきましては、それぞれ独立をした議案でございまして、法令上、先に提出した補正予算の議決を得なければ、新たな補正予算を提出できないという制約はございません。

また、議会運営上も関連する複数の議案について同一の委員会に付託し、併せて審査することは一般的に行われております。そうしたことから、今回の補正予算第5号につきましても、同一の特別会計に係る連続した補正であることから、補正予算第4号との相互の関係性を踏まえまして、一体的にご審議をいただくことは可能だというふうな考えでございます。

したがって、補正予算第4号の議決をもって5号を提出しないということではなく、独立した議案として提案するものでございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

その理屈は分かりましたよ。理屈は分かっているのですが、この提案理由の説明によると、議案提出後に予算不足を確認したという表現になっているということは、4号で提案すべき内容であるけれども、そういった予算不足を確認したというふうに表現になっています。だから4号は4号で独立して一旦締まっていて、それでこの今日の提案理由の今日のこの補正5号はまた新たな補正として出しているでしょ。ですよね。だから4号に対しては瑕疵はないでしょ。そこが知りたいのですよ。だからこの提案理由の説明自身がそういった瑕疵があるのではないかという疑義が生じているのです、私自身が。だからそこが、そこをはっきりさせてくれて言っているのです。だから4号は4号、5号は5号である。それを一つの別々の独立した議案として審査するということに関しては問題ないって、それは分かっていますよ。分かっている。だけど4号に瑕疵があって5号で修正しましたってしか読み取れないのですよ、この提案理由の説明からいくと。だから4号には瑕疵はないのかどうかというのを知りたいのですよ。じゃないと4号をどうやって採っていいか分からないのですよ。分かります。言っている意味。だからその不満を消し去ってくれるような答弁を求めますと言ってい

るのですよ。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

先ほど町長が提案説明いたしました文言につきましては、本来は補正予算の第4号の中で補正をするべきであったというところがまず大前提でございます。

ただ、もう4号を作成した後に、この予算の不足っていうところが、提出した後に確認が取れましたので、4号補正については4号補正で瑕疵はございません。ただ、本来であればもう言い訳になるかと思いますが、4号の中でできたものであったものを、5号補正という形で今回提出をさせていただいているものでございます。4号について間違いがあるわけではございません。ただ、5号の補正をすることによって、基金への積立金の額が変わるというところは出てきております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

結論として、4号は4号として、まず独立して考えたときに、その議案の中身については瑕疵はないと。それで別の時点で予算不足が発生した。それがたまたま議会、議会の会期中にそれが判明したから出した。だから本来4号に入れるべきとか、そういうふうな表現をされるから、瑕疵があるのではないかとしか受け止められないのですよ。丁寧に説明していらっしゃるの十分分かるのですけど。ですから、この予算不足を確認したとかじゃなくて、4号は4号としてあって、で、5号でこういった形での補正が再度必要になったと。で、4号としての瑕疵はないということをはっきりと言っていたきたいのですよ。分かります。課長じゃなくて。よろしく申し上げますよ。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、田中議員が言われたとおり、4号に瑕疵があるわけではありません。が、議案を提出した後に、予算不足が判明したために、新たに今回5号補正として提出をしたわけでありまして。その辺、ご審議を2度にわたっていただくことにつきまして、先ほど申し上げましたように、大変申し訳なく思っております。

○2番(田中二三輝議員)

とにかく議案として出す以上は、しっかりとした精査のもとで議案を作成していただきたい。今後、このようなことがないように、細心の注意を払って議案として提出していただくようお願いをしたいということで、私の意見として述べさせていただきます。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。税務保険課長。

○石田克税務保険課長

今回の追加議案につきましては、その原因は、明らかに税務保険課の予算管理体制の不備だということは認識しております。今後につきましては、複数人での確認そして情報の共有、人事異動を伴う業務引き継ぎにつきましては、引き継ぎ内容を複数人で確認する等、徹底をいたしまして、今回のようなことが起きないように十分に注意をまいりますので、今回は本当に申し訳ございませんでした。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号は、民生産業委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日12日から17日までの6日間は委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日12日から17日までの6日間は委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 13時59分 ——
~~~~~〇~~~~~

| 令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号） |                    |       |          |          |       |          |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂           |       |          |          |       |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議            |       |          | 議 長      |       |          |
|                          | 令和8年3月18日 午前10時00分 |       |          | 的野信之     |       |          |
|                          | 閉 会 開 議            |       |          | 議 長      |       |          |
|                          | 令和8年3月18日 午前11時15分 |       |          | 的野信之     |       |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号           | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                  | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和  | 出        |
|                          | 2                  | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子  | 欠        |
|                          | 3                  | 星正彦   | 出        | 13       | 篠原哲哉  | 出        |
|                          | 4                  | 宇田川亮  | 出        |          |       |          |
|                          | 5                  | 野口美恵子 | 出        |          |       |          |
|                          | 出席 12人             | 6     | 新谷留晴     | 出        |       |          |
|                          | 欠席 1人              | 7     | 的野信之     | 出        |       |          |
|                          | 欠員 0人              | 8     | 石井大輔     | 出        |       |          |
|                          |                    | 9     | 許斐潤一郎    | 出        |       |          |
|                          | 10                 | 有働徳仁  | 出        |          |       |          |
| 会議録署名議員                  | 1                  | 許斐英幸  |          | 2        | 田中二三輝 |          |

|                                        |                 |       |   |         |      |   |
|----------------------------------------|-----------------|-------|---|---------|------|---|
| 職務出席                                   | 議会事務局長          | 武谷朋視  | 出 | 議会事務局次長 | 寺本理恵 | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町長              | 岡崎邦博  | 出 | 副町長     | 折尾敬敏 | 出 |
|                                        | 教育長             | 外園哲也  | 出 | 総務課長    | 梶栗恭輔 | 出 |
|                                        | まちづくり課長         | 高橋奈美江 | 出 | 管財課長    | 石田正樹 | 出 |
|                                        | 税務保険課長          | 石田克   | 出 | 住民環境課長  | 大村俊夫 | 出 |
|                                        | 福祉人権課長          | 田鶴原竜二 | 出 | 健康こども課長 | 沼野葉子 | 出 |
|                                        | 産業振興課長兼農業委員会事務局 | 柴田隆臣  | 出 | 都市整備課長  | 神谷徹  | 出 |
|                                        | 会計課長            | 小長光弘平 | 出 | 上下水道課長  | 西生卓矢 | 出 |
|                                        | 教育課長            | 森永健一  | 出 |         |      |   |
|                                        |                 |       |   |         |      |   |
|                                        |                 |       |   |         |      |   |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり          |       |   |         |      |   |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり          |       |   |         |      |   |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり          |       |   |         |      |   |

## 令和8年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月18日 午前10時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第5号 鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第13号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第14号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第17号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第18号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第19号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第20号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第31号 鞍手町道路線の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第32号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第3号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第4号 鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第6号 鞍手町いじめ防止等対策推進条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第8号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第15号 専決処分の承認 (令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算 (第7号) (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和8年度鞍手町一般会計予算 (予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第24号 令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第25号 令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)

- 日程第26 議案第26号 令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和8年度鞍手町水道事業会計予算 (総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 令和8年度鞍手町下水道事業会計予算 (総務文教委員長報告)
- 日程第30 議案第30号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更 (第1回)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第31 閉会中の継続事件

令和 8 年 3 月 1 8 日 3 月 定例会 閉会。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、岡崎町長から3月11日の議案質疑における発言について、通告しています。発言取消申し出書に記載しました部分を取り消したいと申し出がっております。町長の発言を許可します。町長。

○岡崎邦博町長

3月11日の議案質疑の際の発言につきまして、取り消しの許可をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○的野信之議長 ここでお諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、町長の発言取消申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。日程はお手元に送信している通りです。

日程第1 議案第5号から日程第12 議案第32号までの12件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第5号から議案第32号までの12件について、3月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第5号「鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、事業を実施する事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるために、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第10号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、鞍手町道路占用料条例、鞍手町行政財産使用料条例、鞍手町都市公園条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価改定や地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額が見直されたことから、当該占用料を準用し

ている規定等に関し整理を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号「鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、課税限度額及び保険税軽減判定所得の基準額の見直し、および令和8年度より新たに課税される子ども・子育て支援給付金課税額に関し、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第12号「鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、舟川隣保館が新設され、更なる事業を推進し、適切かつ円滑な運営を図るため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑の内容として、条例改正による事業者の利便性に変化はあるのかとの質問に対し、変化はなく、現状通り活動していただけるとの答弁がありました。

審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号「鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号「鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、林野火災の発生を受け、消防防災対策の見直しに伴い、鞍手町火入れに関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第17号「令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」は、歳入歳出補正予算及び債務負担行為の変更であります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑の内容として、債務負担行為、集団検診業務委託料の期間変更による補正について質問があり、執行部より集団検診をくらす病院にて実施するメリットとして、検診場所の確保や検診結果後の医療につながりやすいという答弁がありました。審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第18号「令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」議案第19号「令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号」議案第20号「令和7年度鞍手町がんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号」各号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第31号「鞍手町道路線の変更」は、鞍手インターチェンジに隣接する民間開発事業者用地の出入口を鞍手インター北交差点に設けることを目的として、町道本町・立林線の終点を延伸することについて議会の議決を求めるものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審査の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第32号「令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。以上、報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第5号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第10号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第11号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第12号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第13号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第14号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第17号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第18号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第20号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第31号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第32号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第5号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第10号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第11号について討論はありますか。

宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

議案第11号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

子ども・子育て支援金は、少子化対策の財源を確保するために、社会保険料に上乗せして本年4月から徴収される制度です。そのため、子育て世帯だけでなく、国民全体に新たな負担を強いることとなります。特に国民健康保険加入者の負担が相対的に重くなります。

また、政府は歳出改革で捻出するため、実質負担はなしと説明していた点も、新たな負担を強いることで虚偽であることが判明しました。支援金制度は、大企業や富裕層への課税強化または歳出削減の見直しにより財源を確保すべきであることを述べて反対討論を終わります。

○的野信之議長

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号、鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第13号、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第14号、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第31号、鞍手町道路線の変更を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第32号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13、議案第3号から日程第20、議案第16号までの8件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第3号から議案第16号までの8議案について、3月13日、当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第3号「鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする本町の「過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、総合計画との整合性や財政運営、公共施設管理についての質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号「鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び職員の給与の特例に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、任期付職員の要件や条例制定の時期について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号「鞍手町いじめ防止等対策推進条例」は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、現在のいじめの状況や連絡協議会、調査委員会等の内容について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第7号「鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、鞍手町の附属機関に、新たに「鞍手町いじめに関する第三者委員会」「鞍手町部活動地域展開推進協議会」及び「鞍手町いじめ問題調査委員会」を設置し「鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会」を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、それぞれの委員会や協議会の構成メンバー等について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号「鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、選挙管理委員会が選任する特別職の非常勤職員のうち投票管理者および、投票立会人について、投票時間内に交替する場合における報酬額を規定する必要があるため、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、報酬額を規定で定めるのか等の質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号「鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、近年の宿泊料の高騰に鑑み、公務で出張する職員の宿泊料を改定することに伴い、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号「専決処分の承認（令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）」は、衆議院の解散に伴う総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が、1月27日公示、2月8日投票の日程で行なわれることとなり、公示日及び投開票期日までが短期間の選挙となったことや、選挙事務を速やかに進める必要があることから、関係経費を専決処分したものです。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第16号「令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。以上報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、鞍手町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、鞍手町いじめ防止等対策推進条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第8号、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第15号、専決処分の承認、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第16号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第21、議案第21号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。許斐予算特別委員長。

○許斐英幸予算特別委員長

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算について、3月16日、当委員会を開催し、審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告いたします。なお、委員会では構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたします。当委員会は慎重審議の結果、原案を賛成少数にて否決いたしました。以上、報告終わり。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第21号について討論はありませんか。星議員。

○3番(星 正彦委員)

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対の立場で討論をします。本議案は、令和8年度における鞍手町が行う各事業に対する予算を認定する重要な議案であることは理解をいたしています。しかしながら、地域づくり推進事業は新たな地域コミュニティを作り、地域を活性化するものであるとの説明をされておりましたが、町長の答弁内容は一貫性に欠け、その必要性を理解するに至らなかった。この新規事業は、自治会等の現に地域活性化に努めている既存の各団体への説明を怠ったものであり、試験的なものであると受け止められる発言は、町民からの税金を無駄にするものであり、容認できない。次に、デジタル活用支援事業は、鞍手町が使用している人事評価マニュアルは確たるものではない現状において、人事評価システムを導入するものであるが、その内容は人材育成とは言っているが、各職員が業務に関し個人目標を立てることは、その業務の性質上無理があり、公務員という職種には適していない。システム化することは効率向上となるべきであると考えますが、この予算で導入を予定しているシステムでは、職員の入力作業の負担が大きくなり、事業推進の

時間が削られ、町民への行政サービスの低下につながると思われる。この新規事業は、本末転倒であると言わざるを得ない。以上、反対討論である。

なお、各議員は議員必携に、議員は自己の票決を訂正することはできない。票決はいかなる理由があろうと、また、錯誤に基づくものであっても、訂正は許されないと記載されている。さらに、鞍手町議会は委員会制を採用していることから、委員会での各議員の票決も同様であり、議会の權威を守る立場の議長は、自らの判断ではなく委員会の決定に従う必要がある。このことを申し添えて終わります。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

高市政権の2026年度予算案は、物価高騰と暮らしの悪化に背を向ける一方で、軍事費を突出させ、大企業支援のばらまき予算と米国トランプ政権の要求に応えた84兆円もの対米投資を拡大するもので、大軍拡、財界、大企業優先、対米屈服の予算であり、到底容認することはできません。消費税5%への減税とインボイス制度の廃止こそ早急に行うべきです。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に通じるものです。そうした中、中学校体育館の空調整備や学校給食費の減免、第2子以降の保育料を無償化することは歓迎されるものです。しかしながら、じん芥組合の第三者委員会の調査で、パワハラが5件も認定されたにも関わらず、町長は真摯に受け止めると謝罪しながらも、パワハラに当たらないという方もいるなどと実質は認めていません。じん芥組合にとどまらず、町職員にも同様の事案が疑われている状況で、早急に調査するべきです。

さらには、高すぎる国保税の引き下げ、町独自の介護保険料、利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小企業を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。以上です。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁委員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対の立場で討論します。広報費の一部をイメージキャラクターの作成を予定している予算が計上されているが、いわゆるゆるキャラはそのブームからすでに10年以上が経過しており、遅きに失すると判断する。

また、その姿が鞍手町をイメージできるものではなく、町長が答弁した公募内容では、その目的は達成できないと考える。

次に、地域づくり推進事業費は、新たな地域コミュニティをつくる新規事業として計上されているが、自治会などは地域における防犯、防災、環境美化、住民同士の支え合いなど、日常的に密着した活動を担っていただいている現状を町長は把握しているのか。自治会未加入の問題点や脱退理由を詳細に分析し、自治会加入者を増やすことが先ではないか。講演を聞き、現地を視察したとしても、それぞれの地域性があることから、必ずしも成功するとは限らない。また、町長の説明及び答弁は適格性を欠き、受け入れることができない。以上、反対討論とします。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算のうち、地域づくり推進事業費について反対の立場から討論いたします。私は、町を元気にしたいという思いそのものに反対するものではありません。

地域活動を支え、住民の主体的な取り組みを後押しすることは、これからの鞍手町にとって大切なことであり、その理念まで否定するものではないことを申し添えておきます。

しかしながら、今回の地域づくり推進事業費は、予算を措置するだけの必要性、効果の検証のあり方が不十分であると判断いたしました。

理由は2つあります。1つ目は、費用対効果が見えにくい点です。また、事業費の全額が業務委託である点からも、継続可能な事業と言えるのか疑問が残ります。

2つ目に、現在行われている地域活動との役割分担が曖昧だという点です。新たな組織の努力や熱意に依存してしまう危険性もあり、現在すでに行われている地域活動との線引きが明確ではありません。町長は持続可能な町づくりを目指すという姿勢を示されておりますので、理念先行ではなく、成果指標をしっかりと定めるべきだと考えます。

つまり、地域づくり推進事業を否定しているのではなく、今の設計と予算の出し方では継続性と実効性が弱いと考えられます。

以上の理由により、私は地域づくり推進事業費について理念は理解しつつも、現時点では予算計上の根拠、効果の検証、優先順位の整理が不十分であると判断し、反対いたします。以上、反対討論いたします。

○的野信之議長

他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算を採決します。採決は電子票決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。それでは、これをもって票決を終了します。

票決の結果を申し上げます。賛成4人、反対7人、よって議案第21号は否決されました。

次に進みます。日程第22、議案第22号から日程第26、議案第26号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していたしましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原哲哉民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第22号から議案第26号までの5件について、3月12日、当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第22号「令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算」議案第23号「令和8年度鞍手

町後期高齢者医療特別会計予算」議案第24号「令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算」議案第25号「令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算」議案第26号「令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算」各号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑もなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。以上、報告終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第22号について討論はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

議案第22号、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。

物価高騰が止まらない中、アメリカによるイランへの軍事攻撃でガソリンをはじめ燃料費が急騰し、追い打ちをかけています。さらには、子ども・子育て支援金の上乗せで高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いとは逆行しています。国は国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。収入のない生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっておらず。少子化を助長する政策とも言えます。子供の均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、反対討論とします。

○的野信之議長

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第22号、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。本案に対する

委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第27、議案第27号から日程第30、議案第30号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第27号から議案第30号の4議案について、3月13日、当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第27号「令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第28号「令和8年度鞍手町水道事業会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、今後の給水戸数の見通しや水道料金値上げの可能性、また北九州との連携事業について質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第29号「令和8年度鞍手町下水道事業会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、普及率やインター横の開発の処理水排水先について質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第30号「鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の変更（第1回）」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは物価高騰による影響や、どういった造りの学校になるのかについて質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第27号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第27号、令和8年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和8年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和8年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の変更第1回を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

○2番(田中 二三輝議員)

議長。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

決議案提出の動議をいたしたく、発言の許可を求めます。よろしいでしょうか。

○的野信之議長

許可します。

○2番（田中 二三輝議員）

ありがとうございます。ご許可をいただきましたので、決議案提出の動議を行います。

決議第1号として、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議に関する動議を提出いたします。なお、この動議は、賛成者として星正彦議員連名にて提出いたしますので、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

○的野信之議長

ただ今、田中議員から決議案についての動議が提出されました。

賛成者の氏名の読み上げがあり、この動議は会議規則第15条の規定による2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

まず、決議第1号は口頭により提出の申し出がありましたが、内容が重要であること、また内容を明確にし、決議後に疑義を生じさせないため、田中議員にお尋ねします。決議案を今から提出できますか。

○2番（田中 二三輝議員） はい。

○的野信之議長

それでは、決議案を事務局に配布させますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 11時02分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 11時11分 ——

会議を再開します。この動議を日程に追加し、追加日程第1、決議第1号として議題とすることについて採決します。日程に追加することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。ただ今の決議案の動議については、日程に追加することが可決されました。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1、決議第1号として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議について議題とします。それでは、提案理由の説明を求めます。田中議員。

**○2番（田中 二三輝議員）**

決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議案。

上記決議案について次のとおり提出する。

令和8年3月18日、提出者、鞍手町議会議員 田中二三輝。賛成者、同じく星正彦議員。

提案理由、鞍手町議会は、岡崎邦博町長の宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるパワハラ認定に伴い、町職員に対するハラスメントの疑念を払拭するためにも、ハラスメントの有無を確認する調

査の実施とハラスメント防止条例の早期制定を求める。これが本決議を提出する理由である。

なお、決議案を別紙添付しております。また、この決議案は、パワーハラスメントのほか、すべてのハラスメントを許さないという議会の意思を表明する意味を含めていることを申し添えます。

#### ○的野信之議長

これから質疑を行います。決議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。決議第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例の早期制定を求める決議について、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、決議第1号は可決いたしました。

次に進みます。日程第31、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和8年第2回定例会を閉会します。

—— 閉会 11時15分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的 野 信 之

議員 許 斐 英 幸

議員 田 中 二 三 輝